

職業紹介所	求人		計		求職者		計		紹介件		計		過勞 剝働
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
東京府紹介所	二二二	四九八	二二二	四九八	二四七	五七五	一五二	四四七	一五二	四四七	二二		
大島町紹介所	二四〇		二四〇		八五		八六		八七				
龜戸紹介所	一七三		一七三		一七〇		一七〇		一七〇				
寺島町紹介所	四四九		四四九		九〇		九〇		七九				
南千住紹介所	一三〇		一三〇		六三		六三		三九				
日暮里紹介所	二六九		二六九		七二		七二		七一				
淀橋紹介所	未報		未報										
澁谷町紹介所	未報		未報										
千駄谷紹介所	一〇		一〇										

職業紹介所	求人		計		求職者		計		紹介件		計		過勞 剝働
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
愛國婦人會紹介所													
労働共済會紹介所	二八〇		二八〇		三〇		三〇		二八〇				一七〇
北豊島工業組合紹介所	二七		二七		四		五〇		三九				
基督教青年會紹介所	未報		未報										
大井町紹介所	未報		未報										
新潟縣臨時出張紹介所													
大崎町紹介所	未報		未報										
長野縣臨時出張紹介所	二七		二七										
合計	三、七七七	八六〇	三、七七七	八六〇	三、九四八	五六三	三、九四八	五六三	三、二二七	二二五	三、二二七	二二五	七二

職業は人生をして意義あらしむる重要事なり。
食に飽き衣に事欠かざるも一定の職なき者の不安の念に襲はれつゝあるは、東京震災當時の人々の上に徴し

て明かなる所。食を與えて激勵慰安するは是動物の事。職を與ふることを得て、始めて人をして人たるの希望に生かしむるを得べし。社會問題、人生問題に意を致すもの、深く思はずんばあるべからざる所たり。

(5)、人事相談

關東の大震災は實に人類の未曾で経験したることなく、又豫想したることなき事實なり。法律をも、道德をも、慣習をも將又世の所謂人情や利害をも超越せる事實なり。其の間に行はれたる人間行動は、素より常軌を以て律すべきにあらずと難も而も日移り事靜まるに至りては再び人の定めたる制度、社會に行はるゝ制裁を以て人を律し己を處せんとするに至る。此に幾多の矛盾衝突を見るに至るは誠に免るべからざる事にして人事相談に現はれたる事件は主として此の間の消息を語るものなり。事は世の所謂人事の秘密に屬するもの少からざるを以て茲に之を公にするの自由を有せざるも、大要左記の事項に分ちて考ふることを得べし

親子兄弟親戚に對する救助扶養の問題

雇傭關係の問題

家政の問題

貸借關係の問題

此等問題の内容に就ては郷里在住の人に關係せるあり、東京の大商店紳士に連繫せるあり、數年前の事件に素因を有せるあり、誠に容易の業にあらずりき。遠きは書面に、近きは出張に、或は當事者の來所を求むるなど努力怠らざりしも早忙混雜の際事思に任せざるもの少からざりしが、圓滿に解決して各其の所を得るに

至りしもの六、七件に達せり。此等事件の真相を究めて人間心理の蘊奥に達するを得ば法律や道德の規範未踏の世界を見出すことを得べく、而して關東大震災の人類の上に齎したる大なる賜を獲得するを得らるべきか。

(6)、法律相談

其解決を塚原嘉藤、清水有國の兩氏に依頼せしが、主として貸借の問題にして

借家主と家主、地主

に對する問題最多く、中には家族全部を失ひ身一つにて一時郷里に在り、上京はせしもの、住宅地は他人に占領せられたりなど同情措く能はざるものもありたり。

木、經費

臨時相談所の經費は最初一萬圓を限度とし、縣費震災救護費より支出の筈なりしが、後三萬圓を限度として義捐金より支出することゝなれり。其收支計算左の如し。

長野縣臨時相談所經費一覽

一、支出

一金貳萬九千六百九拾壹圓四拾八錢

支出總額

內譯

金貳萬九百六拾參圓八拾八錢 事業費總額
 金八千七百貳拾七圓六拾錢 事務費總額

二、收入

一金貳萬九千六百九拾壹圓四拾八錢 收入總額

內譯

金百八拾圓七拾八錢 相談所雜收入
 金貳萬九千五百拾圓七拾錢 震災義捐金

三、經費內譯

事業費金貳萬九百六拾參圓八拾八錢

內譯

(一)、就業費 一五、三三六
 商業資金 七、七六六、二〇
 工業資金 三、八二四、〇〇
 住宅資金 三、三二九、八〇
 學資金 四一六、〇〇

(二)、給與費

旅費 五、六二七、八八
 救助費 四八八、五〇
 被服費 三五八、九六
 四、七八〇、四二

事務費金八千七百貳拾七圓六拾錢

內譯

(一)、事務所費 一六五、二九
 (二)、調查費 一九六、九二
 (三)、宣傳費 一、一三三、三五
 (四)、印刷費 一、〇一七、五五
 (五)、需要品費 二一八、七六
 (六)、消耗品費 七八、九四
 (七)、通信運搬費 三、五八一、一五
 (八)、雇人費 一二七、九〇
 (九)、謝儀及賞與 四四一、八〇
 (十)、雜費 三〇四、七一

(三) 旅

費

一、四六一、二三

事務費中宣傳費及通信運搬費に就ては震災後自動車、荷車等運搬機關不足のため之を雇入るゝこと常時を以て律すべからざるものありたりき。

學生協會員日々出席事に従ひ又縣人會事務員の援助ありたるため雇人費を出すること僅少なを得たり。早忙混雜の際且係員の交替頻繁なりしを以て、金錢の出納過あらんことを恐れたりしが幸にして事なきを得たるは喜ぶべき所なりとす。

三、臨時相談所に對する反響

イ、東京に於ける各救護所と長野縣相談所

東京に於ける各救護所は前掲の如く、其數少からず（前掲のものも調査漏少からざるべし）而も其の殆んど全部は衣食の料を給與したるものにして、十月半過ぎも十月下旬を以て閉鎖するに至れり。新潟縣に於ては少額資金職業紹介の事業を開始せるも、其所謂少額資金なるものは五十錢乃至五圓位の範圍に於て分與したるもの、職業紹介は縣出張所の手を経て、市内職業紹介所に紹介せしに過ぎざりしものゝ如し。

震災後月餘を経不測の天災に對する一時の驚も漸く落着き、救急の處置一段落を告げんとする折柄、猶物品の給與を續行するは寧ろ安逸を貪るの性情を助長し、獨立自活の精神を消磨するの嫌なき能はず。此の時に當り、最困難を感じたるは各人の信用の成立せざるに存したりき。

道德も、法律も舊慣、古例も、過去の事實を證明すべき文書も物件も全然地に拂つて無に歸せし社會の現出に次いで、死亡と離散とを補ふため新に入り來れる人々の間には、親類縁者の親みもなく、近所隣の信頼も薄く、人と人とを結合するの由縁絶えたるの有様なるに加へて、人々各亦恒心を欠き眼前の利害にのみ走るの傾少からざりしかば此等相因縁して信用の失墜を來し、且震災に依る物資の補填容易に得られず、爲に勞力餘あるも職を得るに道なく、事業の計畫詳かなるも資本を得るの術なく、遂に陰鬱弛緩の空氣を東京の社會に漂はしむるに至れり。されば十月以後に於ける東京を救ふは衣と食とを供給するにあらずして、各人の間に信用を成立せしめ、資金を融通し、各人をして其力と計劃とを活躍せしむるを主とせざるべからざりき。

長野縣臨時相談所は此の欠陥を補はんがため縣が仲介者となりて縣人相互及縣人と他の人々との間の信用復興に努め、且健全なる計劃を有するものゝために少額の資本を得しめんことを企圖したるもの。彼の衣食の給與の如きは寧副貳の目的に過ぎざりき。而も救急の處置に馴れたる人々に此の趣旨を徹せんことは、頗る難事たりしのみならず、信用復興の道、資本供給の手段は事甚困難にして、物資配給と其の方法を同一にすべきにあらず。是長野縣臨時相談所の動もすれば誤解を招き且所員の微力なる十分の結果を齎すを得ざりし所以なりき。左に掲ぐる書面の如き之を評して餘りあるのみならず後に採録せる新聞記事の如きも此の間

の消息を語るに足るもの少からず。

ロ、諸新聞紙の批評

左に採録せるは臨時相談所開始中に於ける信濃毎日新聞及長野新聞の記事にして在京記者及在京長野縣人の通信に依りたるものなるべきも其記事は相談所の真相を傳ふるに於て遺憾の點多く、其批評の正鴻に當れりと認めらるべきもの少きは誠に遺憾に堪えざる所なり。是相談所の趣旨の徹底を欠きしと共に當時在京の縣人中或私的事情のため殊更に相談所の欠陥を擧げ之を傷けんことを努めたる人物の存したりしに依ることなしとせず、記して以て後の参考に供す。

◎罹災民相談所—本縣で東京に設置す—豫算十萬圓

本縣では東京罹災地に於ける本縣人徹底的救護の目的の下に約十萬圓の豫算を以て東京飯田町附近に「長野縣罹災民相談所」を設置すべく上京中の竹井内務部長の歸長を待つて何等か決定を見ることになつてゐる、相談所事務の主なるものとしては救済に關して政府當局と連絡を執ること救恤に關する、職業紹介に關する件、罹災者と地方との連絡の件、物資運輸に關する件等であつて職員は本縣社會課員を出張せしめて稍永続的に相談事務を執り罹災地本縣人の幸福増進を圖る方針である現在まで各縣が執り來つた救済事務は大部衣食住に關する一時的のものであつて目下罹災民心も安定し一時的救済方法は今後に於いては其必要無くなり罹災者に在つては將來の善後策に厲心する現在の状態となつて來たからこの傾向に處する本縣

の相談所設置計畫は真に有意義なものと一般から歓迎されてゐる。

◎後れ馳せの本縣の相談所—上野附近へ設けるとの事—列舉主義の項目だけ完成

本縣が東京に於ける本縣人の罹災者徹底的救済のため相談所を設置する計畫があることは既記の通りであるが三日本間知事は攻究の結果直に設置することに決定し左記の如く救済方法について各項目を定め一日も早く本縣人罹災民をして積極的に復興の實を揚げるに努力せしむることとした。

一、設置位置上野驛附近

二、經費約一萬圓

三、取扱項目

イ、一時的救済方法金品給與歸郷旅費給與又は貸與震災地に於ける給與の斡旋

ロ、醫療に關する件醫療費給與施療斡旋病者歸郷世話

ハ、職業紹介に關する件職業紹介所の利用職業紹介に關し長野縣各地及び機關との聯絡旅費給與

ニ、個人的物資調達上に關する地方との連絡輸送上の斡旋

ホ、孤寡孤獨小兒取扱老人取扱孤兒引取孤兒一時預かり學用品給與學生及兒童轉學斡旋

ヘ、其他各種の相談

ト、震災地當局の縣其の他との連絡

四、縣出身者間に相談扶助の斡旋尙右徹底に關し本縣は左記のポスターを作成することにした

相談所宣傳のポスター（一千枚ビラ五万枚）長野縣出身の方で罹災のため困りの方は遠慮なく相談所へお出下さい。

◎長野縣人に臨時相談所が

縣廳の山口さんからの書信の一節。長野縣人罹災者のために臨時相談所を左記に開設し縣人の運命開拓のために一臂の力を致すことに相成候。

おそいの早いのと文句をいふべきでない。巧遅、拙速、何れも一長一短。細工は總て仕上げをみなければ批判はできないのが、天下の通則。

人心もそろ／＼落ちつきかけて来た此のごろ、相談所が大に其の權威を發揮して大に實效をあげられんことを希望せぬわけに行かない。

相談所の場所は東京小石川區表町傳通院裏でわかる筈。

◎「お子供さん預ります」と本縣托兒所活動—東京で本縣罹災者のため

本縣佛教社會事業協會では東京罹災地に於ける本縣罹災者兒童の徹底的救済策を講すべく攻究中であつたが時恰も本縣に於いて東京に縣人罹災者相談所を設置の件が決定したのでこの際を利用して極力縣當局と協力し救済に努力すべく「托兒所」を設置することにし左の如きポスターをも作製してゐる。

小供預かりのポスター（五百枚小ビラ三千枚）、お子供さん預かります、長野縣出身の方でお子供さんの方でも困りの方は御相談下さい。

◎紹介所へ行つたり來たりで身体は綿の如し—午前二時といふ期限あり—

東京相談所の苦心

本縣の東京に於ける罹災者相談所は着々事業計畫を定めて活動をする事になつたが相談所の情報によると目下第一の難問題とされてゐるのは長野縣人の罹災者の就職難である折角衣類や食糧にありついたものが愈々是れから職業に着かうとする場合却々就職口が見當らず例令見當てやうとして府市の職業紹介所に行かうとする場合其の日の午前二時には遅くも紹介所に行つて居らなければ何千といふ罹災者の群衆のために後廻しとなりとう／＼その日の就職にありつけないといふ始末で罹災者は一日の疲れを休める暇もなく夕食をするや否や午前二時までには紹介所に押しかけねばならないから先づ之が爲め身体は綿のやうに疲れ切つてしまふ憐れの有様にある故に東京の相談所としては此の就職を如何にしやうかといふ點につき全力をあげて相談相手にならうといふ計畫を講究してゐるが此うした情態だから自由労働者は別として差當り智識労働者技能労働者（印刷其他の職工）職業婦人等については縣内で雇入口を見つけなるべく之等の縣人罹災者を雇入れてやるやうにすれば目下寒空を眺めて途方にくれてゐる何千かの長野縣人も救はれることになるといふので縣でも心配してゐると言つて縣が各郡市長に此の旨を通じて罹災者の就職を配慮することになると他縣人乃至縣内の現在職業者に失業者を出す虞れを生ずるので正式の通牒も郡市長に出し得ずに見合せてゐる何れ他の方法で適切の手段を講じそして相談所と縣と縣内の人々三者聯繫して救つてやりたいと縣當局は言つてゐる。

◎縣罹災民相談所で一日三十四件取扱

本縣が本縣罹災民救助のため東京に設立した相談所は開設以來盛況を呈し八日現在状況の報告によれば現在の二名の職員を以てしては到底徹底的に救護の目的を達成することが不可能で目下信州學生協會から犠牲的精神の下に三名の有志應援しつつあり求職者中には數日間絶食して職を求めてゐる者も多く八月一日中に取扱つた相談事務は求職十六名、衣類を求めたもの六名、生計費を求めたもの二名、旅費を求めた者三名、住居を求めたもの二名、資金の調達を要求したもの一名、法律問題の解決を求めたもの四名、計三十四件でこのうち資金の調達を求めものに對しては多額を要するのであるから當局は其事業の性質將來復興に可能性あるや否や等充分調査を行つて適當と認めたものに對して縣當局は相當の援助の下に資金の一時貸與をする方針であると。

◎便宜を圖る——調査事項通知

本縣に設立された本縣罹災者相談所から本縣に對し左記各項を各郡市長に通牒あるやう通達があつた。

- 一、縣内に在住避難者にして東京の職業その他状態につき知りたき者は相談所に照會あれば出來得る限り調査して求めに應ずること。
- 二、學生に對しても同様求めに應ず。
- 三、東京にある親戚知己の状態を知りたきものに對しては出來得る限り（縣人會學生協會等の手をかりて調査す）調査して回答す。

四、長野縣人復興のため勢力を提供するの希望あるものに對しては相談所にてその提供すべき事業を調査す。

◎汽車中より——十月十二日堀内信水

京濱罹災者相談所を設置するにつき知事閣下並に貴社始め各新聞社の御盡力を信州出身者を代表して謝するため且つ今後一層適切なる救助を願ふ爲め小生は出縣仕候内務省救濟事務局を最早閉鎖せんとし第二期の細部適切救助に入るの時と相成候間本縣相談所に群集し來る罹災者中には實に同情に堪へざる者多く併かし知事閣下並に諸君の御厚情に依り日々數百人を救濟し候罹災者諸君も深く諸君の同情を感謝し居る事を貴紙に依り一般に御傳へ被下度尙今後は横濱にも及ぼす事に可相成候 早々

◎思ふ様に實蹟が舉らない——長野縣臨時相談所

既に六萬十菊となつた今日では、「救濟」では道に氣がさすと見えて「相談」と看板を塗りかへた長野縣の臨時相談所は去る七日から小石川傳通院横に開設されて山口社會教育主事等が部下のお役人を指揮し一方には信州學生協會佛教社會事業協會の應援を得て漸く活動の緒について居る然し今の處確固たる大方針が有りと思はず寧ろごんな者が舞ひ込んで來るのかも先眞暗で此所先づ罹災者から試験問題を提出して貰つて其上で答案に頭をひねらうと云ふ体である夫でも所謂相談の申込は石版刷のポスターが市中に行き渡るにつれて日を追つて増加し一日三四十件を取扱つてゐる申込の種別は求職衣類寝具旅費住居生業資金法律問題生計不能等であるが求職者が其四分迄を占めてゐる夫だけ此の世話は至難の様である大体方針として

は市の職業紹介所と聯絡を採ると稱するのだが果して割込む餘地があるか否かは頗る疑問である技術工は縣民の相互扶助といふ立場から成る可く縣下の職業紹介所各郡市役所又は東京に於いて事業を興そうとする本縣人に依頼して捌く方針だ相て現に伊那の新聞社からは印刷工多數の申出もあるとか衣類は十二日先づ五百枚着荷したので配給してゐる面白いのは『着物もあります米も頂いて居ますが小使が無くて』といふ申出に迄『お小使ひはやれぬが着物でも持つていてはどうか』といふ役人心理を遺憾なく發揮してゐる住居は市のバラック主任が本縣出身の平林廣人氏である關係上縣では便宜が得られるだらうといふのだが未だ世話をして貰つた人は無いらしい。

生業資金の融通の口では公債や郵便貯金の通帳を持ち込んで来て外では日歩が高すぎるからだとか田舎の局に預けたのであるからとか持ちかけても相談所は銀行業ではない通帳だつて拾つて来た物だかも判らないといふ調子で更に相談に乗つてやる形勢が見えない凡てが人を見たら盗人と思へといふ流儀である中には同年の五月會社に入るといふので飯田の家を疊んで夫が肋膜炎を病んで會社へ入れず今度淺草で焼け出されて根岸へ避難した然るに他の同じ家主の避難民は毎日給助品を澤山貰つて来て家主へ迄お愛想をするので其のお覚えは目出度いが自分は病夫と子供を抱えて救助品さへ貰ひに出られないので到頭直立てを喰つて困つてゐるといふのがあつたが夫れで僅に金拾圓也に家主へ宛た手紙一本だつたさうだ避難民の上前をはねる強慾家主が長野縣廳のお手紙一本を有り難く頂戴して引き下るかごうかは疑問である。

◎長野縣の相談所—開始以來取扱數多し—矢張り職業が最多

東京市震災につき本縣出身罹災者を保護救済すべく過般本縣では小石川區表町百九番地へ長野縣臨時相談所を設け親切な相談相手となり職業の紹介、就職や旅費、衣類の心配等迄してゐるが同相談所を設置した去る七日から十四日迄八日間取扱つた是等の相談件數は總計三百六十二件に達してゐる此の中最も多きは矢張職業に關するもの百四十八件にして次に被服を給したるもの百十四件、親戚へ旅費請求の勞を執つたもの八件、法律問題五件、住宅及歸郷旅費支給各二十一件其他四十五件の割合である而して各郡市出身者の相談數を内譯にすると。

南佐久	二〇件	北佐久	二一	小縣	一一	諏訪	一九
上伊那	五二	下伊那	二九	西筑摩	八	東筑摩	一八
南安曇	七	北安曇	七	更級	二二	埴科	一七
上高井	一七	下高井	一八	上水内	三六	下水内	一四
長野市	二三	松本市	一〇	上田市	一三		

右の如くである尙前記相談所の主任は社會主事山口菊十郎氏が是に當り後援としては信濃學生協會、長野縣人會、川龍會、小石川區内縣人會、佛教社會事業會等在ると。(東京支局通信)

ハ、罹災者の聲

相談所の目的の高遠にして其の事業の甚困難なるに比し、其執務者の數と力との之に伴はざるものあり、

爲に十分の結果を收むるを得ざりしも、局外者及受相談者より受けたる激勵の辭及謝辭は千を以て數ふるに至れり。今其當時の一般の情況を想像するに足るべきもの三、四を採録して相談所の狀況を知るの便に供す本人の氏名は特に之と省くこととせり。

◎他に比なき罹災者救護の道

拜啓稀有之大震災にて人心動搖の折柄他に其の比なき罹災者救護の道御講じ被下感謝に不堪候全焼赤裸の小生進退極まり爲す無き時御救護願上候處御採用被下難有肝銘仕り候就而御主意に違背せぬ様努力し健全に發達可仕候右不取敢御禮申上度如斯に候 頓首

大正十二年十一月二十八日夜認

東京市本郷區弓町二丁目三番地

某

◎他日郷國に事ある場合

謹啓這回當市臨時御出張に相成候御社員殿各位の御同情を以而私に營業資金御貸與に預り實に難有全々何一個も身に無之場合此御同情何共御禮之申上様も無之必ず期日迄には働き御返納仕る可く尙又他日郷國に事在る場合は今日の御報恩は可仕茲に取急ぎ御禮申上候

東京市深川區中島町

某

◎幾多の曲折

肅啓過般小生府下代々木一四四志村方同居の砌り小石川傳通院臨時出張所に罷出殊別なる御救助を仰ぎ候事辱なく謹んで厚く御禮申上候其後幾多の曲折に遇ひ數多の方針を換え數多の日數を費し最後に表記の處

に於て洋品雜貨を商ふ様に相成四、五日前開店營業致居り大努力を以て御恩恵に報いん決心に候間乍憚左様御承知願度先は右御禮旁々御報迄 早々
十月十三日

某

◎暗夜に百燭の電光を得

拜啓去る九月一日の震災當時深川區靈峯町十八番地に居住致し居り全焼の災害を蒙り僅かに九死に一生を得たるも罹災後失職且つ資金の乏しき爲め生活の道を失ひ老母、子供、妻等を引連れ前途の方策に對し苦心致し居り候折柄長野縣臨時相談所の御同情を得て資金の内へ御貸與成被下恰も暗夜に百燭の電光を得たるが如く有難威涙鳴謝の外無之候早速事業に従事奮進努力致し今後之事業上の經過御報告可仕候條何卒御安意被成下度茲に不取敢謹で感謝の意を表し候 敬具

原籍長野縣南佐久郡南牧村大字海の口千六百七十七番地

現住所東京市外濠野川町飛鳥山前八番地

十一月二十三日

某

◎この小資本より必ず成功して

拜啓時下向寒之砌りに御座候處貴所皆々様御清祥被爲居候段奉賀上候陳ば先般の震火災に際しては私共縣出身者の爲め種々救濟被成下何共難有深く感銘罷在候尙私事格別の御思召に依り營業資金御融通相受け御蔭様にて兎も角當面の生活の不安より免れ得られ申候不慮の災害にて全くの無一物となり一時は如何致さ

んかと途方に暮れ申候次第御高恩の段終生忘却不仕勤勉奮闘致し此小資本より必ず成功して御救済の御主旨に添ひ可申所存に有之候末筆乍ら節變りの折柄益々御自愛專一のほど祈上候先は不取敢右御禮申上度如斯御座候 敬具

十一月二十五日

某

◎一家四人安心して其の日を送る

謹啓私事今般の大震災にて家屋全焼致し其他諸道具一物も不出候然し僅の預金にてやうやく小きバラックを建てる事と相なり候へ共自己の職業に取つくの資金不足を來し、丁度長野縣相談所より御融通之有り候爲めに一家四人は安心し其の日を送る様に相成候右御禮申上候 敬具

東京下谷竹町十五番地

某

◎一意専心蜂蜜の販賣擴張に努力可致

謹啓追日寒氣甚敷候彌々御清昌之段奉大賀候陳者小生儀去る二日漸く肩書地へ轉住仕候間何卒左様御諒承被成下度是も偏に御同情の賜と深く、感銘仕候御恩は永久忘却不仕候目下内部整理中に付き方付次第商業に取掛り可申候其節御紹介願置候長野城山養蜂園古池様に對し御取引相願ふべく御伺仕候得共御不在にて要領を得ず小生は同氏の諒解ありたる事と存じ他の方面は全部謝絶し一意専心蜂蜜の販賣擴張に努力可致店舖も其儘と相成居候間今一應御聲援を賜り度重て御依頼申上候 敬具

大正十二年十二月七日

下谷區西町三番地ろの六號

某

◎同郷人救済の信念

拜啓今回諸賢の多大なる御活動は同縣人としての小生も一層感謝致し居り候扱て過日來御紹介被下たる求職者諸君を左の如く取計候故左様御承知有之度候

- 宮城 某 君 府下小松川町 大正製糖會社
- 小林 某 君 深川西元町 磯兄弟製作所
- 御子柴 某 君 府下大島町 大島製鋼會社
- 小川 某 君 事務員志望に付目下紹介中
- 高平 某 君 目下紹介中

なほ貴所閉鎖後と雖同郷人救済の信念に基き極力御世話仕る所存に候ば向後も求職者其他總ての人事相談の方々御紹介被下度候なほ御紹介の砌は勞働會兼子宛に願度候末筆ながら今後も尙益々各役員諸君の御活動あらん事を切に切に望み居り候 早々不一

十一月二十三日

某

拜

◎罹災者のための懸命の努力

實際に災害地に在りて、親しく罹災者の爲めに懸命の努力を勵まれつゝある賢臺に對し遙かに敬意を表すると同時に切に御健勝の程奉祈入候

大正十一年十月二十日

故山にて

某

拜

○あまり見苦しき姿にて

拜啓向寒の候益々御清榮奉賀候陳ば本日長野縣相談所へ住宅資金借入方御願致すべく參上候處計らずも先生の御尊顔を拜し御あいさつ致すべくと九考候處小生の餘り見苦しき姿にて御尊顔をけがすを恐れ其まゝ歸宅致し候實は十四年間の眞苦の家屋二ヶ營業品全部賣掛け代金全部焼失及損害を蒙りほんとうの無一物と相成り候仕末にて其れ故御願致し度參上候仕末宜敷御察し願上候燒失早々歸國致し知人親類より多少の資金借入れ兎も角從前の輸出品首飾商を營業罷在者に有之候只今の假居一間借入住居致し居り之とても先方の都合上本年中に立退を依頼相受居り此先何處に住すべき哉目的所も無し、小なり共半永久的の家居建築より他に方法無之甚だあつがましき次第乍ら御願せし次第不惡御了承願上候實は實家と御存じの神戸在住の愚兄とも多少建築資金借入方交渉候得共一は年老ひたる父母余は小額の月給生活者としては以上出金の餘分無之右の事情にて、全然住宅の築設は見込無之困却の末貴所に御願ひせし次第なれば是非共御聞届け御用立願度此段御願申上候右失禮をまかへり見ず此書差出し候次第不惡御寬恕願上候

十一月十六日

假居府下日暮里町大字日暮里八六〇友野方

某

○一生懸命に働いて

一筆申上げます、先日は御遠方の所をわざわざ上京致し其の上たくさんの着物を下され有がとうございました。何とも御禮の申上げ様もございません。

私たちは親子三人で淋しく暮して居るのです。三年前に父に死なれ今は母と私と妹との三人です、私は十

三才の時から三井物産の給仕となりまして母と十才になる妹とをやしなつてまいりました、私もやつと十才となりましたから母も家の手だすけも出来ること云つてよろこんで居ります、私もこれからなほ一生懸命に働いて母と妹とをとりつばにやしなうつもりです。先は時節柄御身大切に御禮まで。さよなら

東京市上野公園二科會館内

某

○老母の伏し拜む様子

拜啓前略扱て大正十二年九月一日の大震災に逢ひ其慘狀今更申上ぐ可きまでもなき悲境に及びし折柄御情愛深き結構なる慰問品に預り實に有難く月島二號地二千餘の目下の罹災者に分配せし時の老母の伏し拜む様子供の無邪氣に喜ぶ様今尙目の邊り去り申さず候右取敢ず葉書を以て月島二號地罹災者に代り厚く御禮申上候 敬具

東京市京橋區月島通り八ノ十二 京橋第二方面委員

某

○一同喜んで居ます

此度は貴所から着物を本日(十月六日)頂戴いたしありがとうございます。私母(五十三才)病氣のため長らく床に入つて居りましたが此度大災にてごうすることも出来ず表記の場所に今以つて居ります様な有様にて此の先だん／＼寒くなりますに着物心配のちりから貴縣の御めぐみに一同喜んで居ります、そして此の先々も御縣の恩はかならずわすれる様な事ない様端書以て失禮致します。まずは御禮迄。早々

東京市下谷區万年町一ノ二七

某

女

◎荷車一臺

謹啓時下愈初冬の候に相成申候貴所益々御榮勝之段奉大賀候就て過日貴所の御盡力の金六拾七圓にて荷車一臺新調致し早速運送の營業仕り御蔭を以て將來益々盛なる見込に有之候茲に貴所の御厚意は私の永久深く深く御禮申上候尙ほ後日御返納仕候先づは御禮まで。

麴町區九段バラックホノ二十三號

某

◎裁ち板とアイロン

拜啓今度の大地震の爲めに私は子供と共に災難に會ひまして殆んど生計に困難になりました、以前は玩具製造を私達親子に子僧三名使つて生活して居りましたるに突然の災害にて一時食ふに金なく着るに着物なく實に一生の苦しみして居りましたに御縣相談所の御救護に預りまして着物を頂き今後生活には資本なき爲め裁縫して私等二名をつなぐより外なくそれには裁板とアイロンの資本として金十一圓借用致し只今より御蔭様に晝夜一心に働いて居ります實に御縣の御手厚さと御縣人の御同情に感じ涙出で申候此度はそれに付きましても死んだつもりで細々ながら生活致す決心にて又御恩を報ゆる心掛けに候御所を初め御縣人様方に宜敷御傳言願ひます先づは御禮迄。敬具

府下南葛飾郡西小松川三三三九

某

女

◎私の妻は泣いて喜びました

拜啓陳者此のたびの大地しんとほき長野縣より御見舞被下ありがたく御禮申上ます私は信濃のさうごおとさし心より喜び親よりもありがたくおもい私の妻はないて喜びこんなうれしいことはありません誠に喜びいたします。

横濱市根岸競馬所バラック七號

某

◎無事歸郷

謹啓前古未曾有の大震に會し困却し本縣相談所にて歸郷旅費貸與を受け去月二十日無事歸郷仕り御蔭を以て本月一日より就職仕候段厚く御禮申上候早速皆濟致可の處種々都合上今少しく御猶豫被下度願上候先は御禮旁々依頼申上候 勿々

南佐久郡田口村田ノ口

某

◎本日入院

拜啓寒冷の候愈々御健勝の條共賀上奉候降て小生身上の儀に就ては一方ならざる御厚情を蒙り有難く衷心感謝仕候御蔭を以て本日入院仕候處他事乍ら御休心下され度候先は御報知旁々謹で御禮申上候 敬白九拜
京橋區築地本願寺境内 日本赤十字社京橋臨時病院八號内 某

◎私一家の生活の基

謹啓十一月二十九日に御出張の相談所から資金として金五拾圓を拜借致しまして深く御禮申上候萬一にも九月一日前の事でありしならば此金額に今の様な感謝の念が起りましたか自分でも當時の愚さを疑つて居ります唯今たしかに此の金が何倍の力か幾倍の種になりました私一家の生活の基として有効で有りますこ

とを心より感謝致して居ります、此書面が今日迄遅れましたのも私として決して捨置たる譯に無之何日でも實際に使用して其効力と活かして働かせました其からの感謝を申上ります今日至りました右様の意味にて深く御禮申上候

淺草區千束町

某

◎毎日二、三圓の利益

拜啓過日貴縣人事相談部として當地へ御出張中小生營業資金として金五拾圓也御貸與被下難有御厚禮申上候就ては右恩借金を以て岡田商店へ保證金として差入置き呉服物を借入露店開業の豫定に御座候處知人よりゴム靴の格安物行商方進められ目下の處ゴム靴を仕入行商開業毎日金貳參圓位づゝ利益を得一同無事消光在罷候間御安意被下度先は御禮旁々御報告迄如斯御座候也

府下千住町仲組二番地

某

四、相談所餘録

イ、震災哀話 (當事者の氏名は之を省く)

◎社會は不公平である

年の頃三十五六と覺しき偏強の男子が、事務所の前に立つて聲高に所員に語つて居る。見れば眼は血走つ

て拳を握り固めて居る。只事ではあるまいと、呼び入れて徐ろに其語る所を聞けば、男は其の拳で涙を拭ひながら

私は更級郡某村の者で一家四人上京、深川に世帯を持つて居ましたがツイ今度の災害で母と妻と娘とを殺してしまひました。私も一所に人事不省となつたのですが、ホット目覺た時はレント張の病院の中に救はれて居たのでした。何が何だか分らずに病院に養はれて居たのでしたが、モウ大分身体がシツカリしたから退院せよとの醫師の言葉。されど私は退院してドウすればよいのでせうか。親もなく、子もなく、妻もなく、家もなく、財産もなく、無一物となつた私。病院より退院するのがお目出たいなごいふは贅澤な世の言分。私には目出たいなごいふ氣分は毛頭ありません。人がバラックといふに住まつて居るといふので一、二ヶ所聞いて見ましたが私が只一人だといふので一室を與へるに都合が悪く共同の場所に明きがないとて斷られてしまつた。私も四人の家族があつたのだ。今四人も五人も家族のあるのは皆私よりも幸福な人がバラックの中へ收容されて居て、それよりもゾツト不幸な境遇にある私には身を置く所を與えてくれる者がない。こんな不公平な社會がありますか

私の体はモウ大丈夫の様です。居る所さへあれば相當に働けるだらうと思ひますがと語り終つて、暗然落涙した。

この頼る邊なき天涯の孤客。誠に同情禁ずる能はざるものがあつた。

決してつまらない氣を起してはならぬ

一家四人中生残つたのは君一人ではないか

若し君が妙な心持となつて社會に入れられぬ人となつたらば誰が君の母のため妻、娘のために線香を手向けてくれる者がありませう。社會は決して君を捨てはせぬ。君は社會を捨てはならぬ

と病院長に添書して一日の退院延期を求め都合のよいバラックに住込みしめ且勞働先をも紹介してやつた。其の後彼は數回事務所を訪れて感謝の涙を捧げ、學生救済のために建てた印刷所世界社の地均の時には數人の同志を集めて來て一日に之を仕上げてニコ／＼して歸つて行つた、其後妻が今も思出される。

◎記念の金側時計

太つた眞面目の紳士らしい人がシャツとズボン下の出立ちで、金側、金鑽の時計を示し之を御預り下さつて金四拾圓を御融通を願ふ。

との丁寧な依頼其態度何となく様子あり氣なりければ改めて身上の懇談を求めた。

十數年前北海道に渡り、小さな電氣會社を起し其社長として經營の任に當つて居たが、數年前其附近に大資本の電氣會社が成立し自分の會社は遂に之に合併せねばならぬ運命に陥つたので、自分は快く社長を辭した。慰勞金として贈られた二万圓を懐にして直に上京洋食屋を開始することとした。東京に本店を置き鎌倉に支店を設けて、相當の成績を挙げ稍や道具も人も揃つた一年目の九月今回の震災全く着の身着のまゝ今着て居るシャツとズボン下で逃れました。命丈は助かつたものゝ勞働に堪え得る體でも無ければ皿やナイフでも買入れて妻に洋食屋を開かせ、自分は適當な場所があらば何處へか事務員にでも使つて貰ひ

たいと思ふのですが其洋食料理のチョットした道具それを得るに少くも四拾圓を要する。此の時計は同僚より記念のために贈られた少くも價額百五十圓を下らぬもの四十圓の代に引取つて貰いたいと思つて、こゝかしこ知己や心あたりを探したが資金と信用の欠乏した折柄誰も相手にしてくれないので少からぬ困難を感じて居る。

とのこと。アナタの殆んど全生涯を捧げられた事業の今は唯一つの記念としての其の時計それは肌身放さず一生思出の種とされたい。御誠意に對し營業資金は御貸與致しませうとて金四十圓を手渡し、且其力を伸ばすべく、事情を打明けて、縣出身の大きな材木商に紹介した。十數日の後紳士は再訪以來りて、

さゝやかながら妻は洋食店を開くことを得ました。

私は御紹介の商店にて採用され新參者に不相當な待遇を與へられました。

運命の救済者長野縣臨時相談所に對し謹んで感謝の意を捧げます。

とて辭し去つた。

洋食屋は發展を見るに至らなかつたが、ズボン下にシャッター一枚の金時計の紳士は忠實なる事務員として今猶活動して居る。

◎忠實なる店員の解雇

事は地方にまで相當に名を知られた大きな呉服店と某郡某村の着實な少年店員との間に惹起せられた問題である。

年の叔父なる人が、少年を伴ふて上京幾多交渉を重ねたが少しも要領を得ないからと相談所に提出せられた事實の梗概はこうであつた。

少年は其年の三月東京の知己の紹介によつて成規の試験を受け店の規程に従つて採用せられたのであつたが、まだ半年も経たぬ間にあの震災。事の起るや、目敏き人々が身仕末に急ぎつゝある間に田舎出の正直者であつた彼は、自分の物は塵一ツ手にかけて、主人の命せらるゝまゝに貴重品を積んだ荷車の挽手となり、主人に従つて此處彼處を彷徨ひ、或時は煙に巻かれて行倒れ、或時は行方を失つて必死の覺悟を定めなどして、本郷なる主人の身に近い親戚を指して夜更くる頃漸く大學正門前まで辿り着いた。それより以南は人と物との混雜にて寸歩も動くことが出来ないので車上の荷車に跨つて一夜を明すことゝなつた。翌日十時頃となつて本郷丈は心配ないとの確信が得られたので主人と共に目指した親戚の家を訪ね、主人は此處に居を占めらるゝことゝなつた、當時主人は少年の手を握つて厚く其の勞を謝されたのであつた。やがて數多き店員も追いつ集つて來たが、當分の間爲すべき用も無ければとて、二十日の再會を期して五日に一應解散することゝなつた。少年は取る物も取り敢へず其驚と勞苦とを癒すべく父母の許に歸つた歸るべき二十日が來たが其前々日から母が感冒のために發熱せられたので暫く猶豫を請ふとの手紙を出して母の枕頭に侍り其平癒を見て上京したのは九月二十七日。叔父と同道して店の人事係に逢つて事由を話したが

猶豫の手紙など來ぬ

約束の期日が過ても見へぬので解雇する事にした。

このことで取合つてくれぬ。紹介してくれた人を頼んで行つたが埒明かぬので直接主人に面會を求めて懇願した。

何れ取調べて沙汰する

といふ主人の詞を頼りに一旦歸郷して待てで暮せど何等の音信もないので紹介者に交渉して貰つたが要領を得ず餘り残念なことなので今回再上京した。

死を冒して主人に盡した店員をタツタ七日間而も母の病氣のために、上京を後らしたとの理由の下に解雇するといふならそれは止むを得ない。併し

遠慮してまだ請求しなかつた、入店當時當然支拂つて下さる契約であつた旅費

主人のために働いて居たゝめに遂に焼失してしまつた家より持參した寢具及着物の代は是非支拂つて貰ねばならぬ。

このことを交渉したが、明日御返事するとの翌日訪問すれば人事係は不在とて面會を斷はられ有耶無耶の中にモウ五日を過して仕舞つた。

「あまりにひどい仕打、子供は只オロ／＼と泣くばかりだが、このまゝでは私も男は立たぬ。縣の力で何とかして頂けまいか」と叔父なる人の憤慨しての懇願。

翌日山口主事は其所謂人事係なるものに面會を求め事情を話した。

イエ別に採用しないといふのでも無かつたのです。

とのことであつたが三日目の朝、彼の叔父なる人が少年を伴ひて再來訪せられ、昨夜採用するから同道する様に

との知らせがあつたとて紹介人から知らせてくれました。これで私の面目も立ちアレも一旦志した道に進んで行くことができます。とて衷心より感謝の心持を披瀝せられた。相談所からは彼の人事係宛に問題のあつた者だからとて特別の目を以て見る様のことなく、彼の志を憐んで親切に待遇してくれる様にとの親展書を叔父に托して送つた。

其後の消息は知るを得ないが彼は忠實なる店員として、其の使命に生きて居ることと思ふ。

○確かに貯金があつた筈

下高井郡某村の者として二人揃ふて訪問せられた。一人は實父一人は養父、養子夫婦が上京してから五年目の今年の盆に歸郷した。いろ／＼な珍らしい土産物をもしつらひて來たばかりでなく、家財道具にも事欠かず貯金も出來た」とて養父母をも實父母をも喜ばせた。そして郷里を立つたのは八月二十一日、十日目の九月一日にはあの大地震災であつたので、私共は四日に上京して、本所の住居の跡らしいと思ふ所に就て尋ねては見たものゝ、何が何だか皆目分らず。二日がかりで心當りを探したが生死の程も不明であつた。お隣の人であつたお婆さんが

私は足腰が人並でないので早く逃げ出したが其時に夫婦で何か荷仕末をして居られた様だつた。

といふ消息を傳へて下さつた外、何の手がかりもないので

生きて居るならば今に何とか知らせがあるだらふ。

といふをたよりに歸郷はしたが今日に至るまで風の便りもない。

モウ生きて居る見込がない。

前世の因縁止むを得ない。

併し確かに貯金があつた筈。少くも四、五百圓はある筈だ。何とか之を得る手掛がありますまいかとの相談。

郵便貯金か

銀行貯金か

それも不明とのこと。止むを得ず一面貯金局に届出でしむることとし、一面其住所附近の銀行を調査することとし、翌日を期して分れた。調査の結果、其附近に安田銀行の支店があつたこと。そして其の事務を現に取扱つて居る所をも確かめることが出來兎に角其處に就き取調る様、紹介状を與えてやつた。其日の夕方兩人が再び來訪して。

貯金先が安田の支店であつたこと。

貯金額が五百五十圓であつたこと。

本人の養父であることの戸籍上の證明があれば直に拂戻すべきこと。

が明かになつたとの報告。

そしてこの金を本として

彼等二人の遺志を永久に傳へたいと思ひます。

と明るい気分となつて辭し去られた。

二人の亡靈は養父と實父とのこの真心によつて限りなき冥福を得るでありませう。そして此の事件は

人間の信用は生死を超越して確かなるものなること。

を世に示すよき鑑となるでありませう。

◎忠實なる女中の悩み

朝まだき眠れる夜の静けさのまだ破られぬ十一月半ばの午前六時頃、相談所の雨戸の開かるゝと共に姿を現した一人の乙女があつた。年の頃二十三、四、堪へ得ざる思を胸に秘めてか、其面には何處となく憂ひの雲がかゝつて居た。

おかけなさい。

御用の向は？……。

と尋ねたるも頭を垂れた彼女は只シク／＼と泣くのみであつた。

若し込み入つた事情もあつたせう。出来る丈お味方になつて力を添へたいと思ひますから遠慮なくお話し下さい。

涙の中から漏れて來た片言隻句に依つて大要次の事を知るを得た。

埴科郡某町の者なること。

三年前全家舉つて上京し、自分は京橋の某材木店に女中奉公することゝなつたこと。

今回の震災の爲め込入つた事情を生じ一昨夜主家を逃出して來たこと。

込入つた事情！どうもそれがよく聞取れぬので父の知己で女中住込の世話をして下さつたといふ人の來所を得、初めて次の様な事實を明にすることを得た。

彼女の家は埴科郡某町にさゝやかな店を開いて居たのであつたが、母を失つて以來、家政の運轉思ふに任せず、收支償はぬことのみ多いので、家族親戚相談の上、家と屋敷の保管を叔父に頼んで上京。弟は菓子屋へ年期奉公に、自分は女中に、父は一問を借受けて雜業に従事し、一家復興のために親子三人の力を注ぐことにした。

而も不幸は引續いて憐れなる此の一家を見舞ひ、其年の暮に父は亡き人の數に入り、二年目の夏叔父が或事に連座して破産し、保管を依頼して置いた家屋敷も他人の手に渡ることゝなつた。残つたのは依るべき只二人の兄弟。彼女は今年十九歳になる弟の五年の年期の明ける折の開店の資本にもと盆正月のお小使や給金の餘りを貯金して一家の再興を樂にして來た。今年は丁度其の三年目。彼女の仕へて居た主人には二人の子供があるが、何故か二人とも虚弱の質。殊に長男の方は此の春より醫藥に親しまねばならぬ身となつた。「暑中を東京に過すは」との醫師の口添へて七月半から金澤の別荘に二人は暑を避けることゝなつ

た。
最初は母たる奥さんも共に行かれたのであつたが、八月上旬に歸京せられ、彼女は之に代つて行くことゝ
たつた。

二人の病身なのに少からぬ同情を捧げては居たが、併し、女中の身分、せはしい仕事を前にして居ては思
ひながら如何ともすることが出来なかつた彼女が、今日のあたり二人の要務を引受けさせらるゝ様になつ
たのでつくづくと考へざるを得なかつた。

醫者や保養や金や人手で出来ることはお二人のために既に充分盡されて居る。此の上二人のための健康
を祈るためには神佛の力にすがるより外はない。

炊事や、走り使やは誰にでも出来る。私は普通人の手では出来ない神佛の力に頼つて主家のお役に立つ
ことにしよう。

効顯あらたかだといふ成田の不動様の斷食願がけ、それは此の際私のお二人の爲に盡す唯一の道である
彼女はかう決心はしたものの、只では主人の許をうけることが六ヶ敷いので、金澤へ出立するとて家を立
出で兩國驛でかねて認めて置いた手紙を主家に宛て、投函し自分は成田へと向ひ、二十一日の斷食に參籠
することゝなつた。三日目に番頭が来て家に歸る様にとすゝめたが、彼女は固く取つて動かなかつた。

一心凝つた爲でもあらう、三週間の日子は夢の間に過ぎ、滿願の日は丁度九月一日であつた。今日は願明
けと肩身も軽く胸もすがすがさを覺へた其日の午前十時頃奥さんが出迎に來て下さつたので總ての務めを

すまし、粥を晝餉にと宿に着いた。殺那あの大地震。

乗物の總てが用をなさぬとのことに女の二人旅、ハカ取らぬ歩みを急がせて千葉市に着いたのは日暮過。
野外に難を避けて居た人々の同情によつて一夜を此處に明し、翌日汽車の動くのを待つて東京に入り命か
らながら京橋に辿り着きは着いたものゝ實に目もあてられぬ有様、『多分宮城前に避難して居らるゝでせう』
との軍人分會の方の詞を頼りに漸く家族の方の行衛を探り當て其無事を祝し合つたが留守居の雇人のみで
あつたので主家の物としては一物も出し得なかつた。

ことが知れた時彼女の主人たる奥さんは齒ざしりしてかう言つた。

お前があんなつまらない處へ行つた爲このみじめさに逢つた……と

彼女に對する奥さんの態度はこれから全然替つて來た。

彼女はかう言つて居る。

配給品や見舞物を分けて頂きましても私はお貰ひする心持ちにはなれませんでした……と。

彼女に對する奥さんの心情の變化は遂に彼女を駈つて煩悶の淵に陥れしめた。

彼女は其當時の心事を語つて曰く

私はホントウに悪かつたのかしら、

何時か獨立せねばならぬのだ、一つそ此の際暇を貰つて弟と共に獨立しようか。

こんな災難の際暇取することは申譯ないことでもある。

と、此の煩悶は遂に彼女をして家出を決行せしめた。それは一昨夜のことであつた。そして彼女は今最初世話して下さつた方の家に厄介になつて居る、とのこと。

同道の婦人は語り終つて

昨日やどが先方へ交渉に行きましたが先方では此災難の最中只暇を出せといはれても困る、是非代りの人を見付けて貰ひたい

とのことで空しく歸つて來ましたとつけたした。

彼女は

まだ年期の明けぬ弟を連れ出しても資本が無ければ仕方がないので主人に預けて置いた貯金二百圓は此際貰はなければならぬ

と緊張して云つた。

婦人は

宿ではまだ貯金のことは話さぬ

併し快く渡してくれるかどうか

と口添へした。

相談所では

此の秩序亂れたる際若き兄弟二人で獨立することの甚危険なること。

此の際主家より強ひて暇を取るは主家に對する過去の功績を無駄にするものなることを説いて一應主家に復歸することを勧めた。

セメテ弟の年期の明けるまで

主家にはアナタの真心の通る様相談所にて努力してあげるから

と提議した。同道の婦人も之に賛成した。彼女はモウ少し考へさせて頂きたいと云つた。

若し、ドウしても復歸するの心持になれぬならば他にも道が無いでもない。社會の秩序混亂の際だから萬事常軌を以て律することの出来ないものがあるが、一家再興の責任を負ふ身の上、決して自暴自棄の考を起してはならぬことを諭した。

彼女は再び訪れたが最初の係に面會するの機會を得ないで其儘歸つたさうである。其後相談所から送つた。

『猶一應相談する必要があるから』との書面は本人の住所不明との符箋が付されて逆送された。

彼女の行衛や如何？これは相談所の事務を締切つた後にも所員の頭に残された『不安』であつた。

世にも稀な忠實なる雇人であつた彼女が何故に主人の怨を買はねばならなくなつたか。震火災に依つて滅せられたのは家屋や財寶のみではなく人と人とを繋ぐ道徳をも焼盡して人間を我利一邊の獸にかへらしめたゝめではなからうか。

ロ、在京在濱者の後援

四〇六

一、事務上の後援

道路も市街も全然破壊せられて舊形を止めず、通信交通機關不備極まるに罹災者は四方に離散して縣人の行衛求むるに由なき際に當り、突如東京に入りて相談所設置の趣旨を徹せんことは、四人五人の力の到底期すべき所にはあらざりき。此の點に關し東京の事情に精通せる在京の人々の後援は實に暗夜の燈火たるものありき。記して以て其の勞を謝す。

學生協會 幹事高松、増田兩君は毎日出席。出席會員の配置、分擔事務の指揮等の任に當り會員四名乃至五名づゝ交互に出席の上主として宣傳、調査に當られたり。

長野縣入會 宮尾、戸谷兩君は毎日又は隔日に出席。相談事務を援助せられたるのみならず戸谷君は在京縣人の事情に通せられるを以て便宜を得ること少からざりき。

白鳥徳之助君 小石川區長として事務所の開始に付努力せられ且事務所用具の周旋、使丁、雇人の周旋、市及區との事務上の連絡に誠意盡力せられたるのみならず二週間餘吏員を派して種々斡旋せしめられたり。

文部屬清水福市君、司法屬角田義雄君、東京市社會教育主事平林廣人君は毎日又は隔日に事務所に出席せられ内外の要務に盡力せられたり。特に清水君は事務所の借入開始に就て主として奔走盡力せられ、平

林君は市との連絡、角田君は學生協會との連絡に就て努力せられ少からず便益を得たり。

酒井公平君は事務所に近く居住せられたるを以て進んで事務所用の日用品を貸與せられ且事務所引揚げ後自宅を開放して事務整理の用に供せられたるのみならず相談所に關する寫真全部を寄附せられたり。

小山利勝君は時々事務所を訪問して係員を激勵せられたるのみならず自己の自轉車を提供して係員の外出に便せられたり。

更級郡八幡神社の神宮官澤軍三郎氏は身を挺して神宮外苑バラック自治會のために奉仕し盡力せられし所少からず特に外苑バラック長野縣人會を組織し當相談所の趣旨の普及徹底及會員の慰安に努力せられたること多し。

宮島久喜君は横濱市に於ける長野縣人青年會幹事として横濱に於ける長野縣罹災者救護に努力し自宅を解放して縣臨時相談所出張所に宛て其主旨の宣傳徹底に努め且遺族を集めて罹災者死亡者の慰靈祭をなす等奔走努力せられたり。

二、事業上の後援

生れざりし信州會館

罹災者救護の目的を以て二、三百戸の共同住宅を建築し、臨時相談所を擴張して永久的のものたらしむると共に購買組合、信用組合、學生相談所、人事相談所及會館を附設し、東京に於ける長野縣出身者の中心たらしむると共に在京在縣の縣人の連絡を圖り、延いては中央に於ける信州文化の研究所たらしめんとせし計

劃は、不幸にして達成することを得ざりしが澤柳博士、山岡博士、小川平吉、堀内文治郎、今井五介、降旗代議士、樋口代議士、木下信、白鳥徳之助の諸氏は卒先替同せられ、資金の出途、在京縣人の意見の一致に向つて斡旋努力せられたり。特に白鳥氏の如きは砲兵工廠跡其の他數ヶ所の敷地の選定住宅建設々計に關し少からぬ便宜を與えられたり。當時立案せられたる計劃の概要を示せば左の如し。

信州會館設置草案

一、罹災長野縣人の救済に充つると共に在京在縣縣人の連絡、東京に於ける信州文化の中心たらしむること。

二、長野縣罹災者にして適當の住宅を有せざる者を收容し最長六ヶ月を期し安んじて復興の計に當らしめ爾後左記目的のために使用する。

(1)、縣人の寄宿

縣出身在京學生の寄宿

縣出身在京罹災失業者の寄宿

縣人上京求職者の寄宿

縣人視察參觀のために上京者の寄宿

(2)、長野縣出身者を目的とする學生相談所、人事相談所、職業紹介所、長野縣出身者を組合員とする

信用購買組合の事務所を置くこと。

三、左記事業の經營をなすこと。

就業資金の融通

日用品の購買

學生相談

人事相談

職業紹介

講演講話

東京市内の案内

信州文化資料の蒐集

四、設備

住宅は獨身生活家族生活の兩者に適應する様に設備すること。

會堂には左記の設備をなすこと。

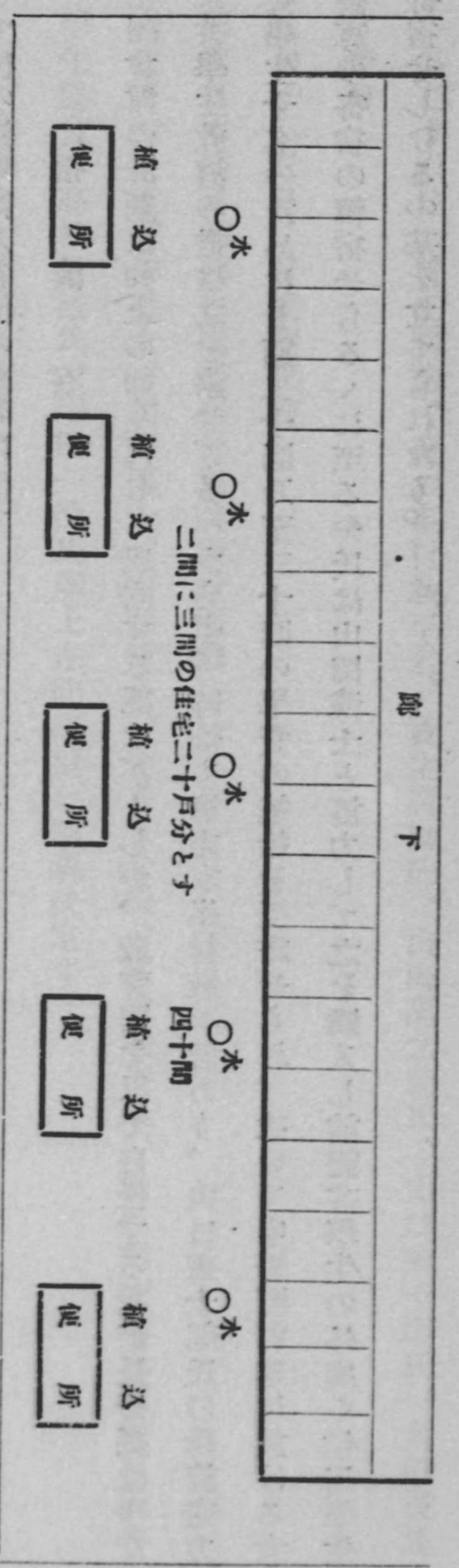
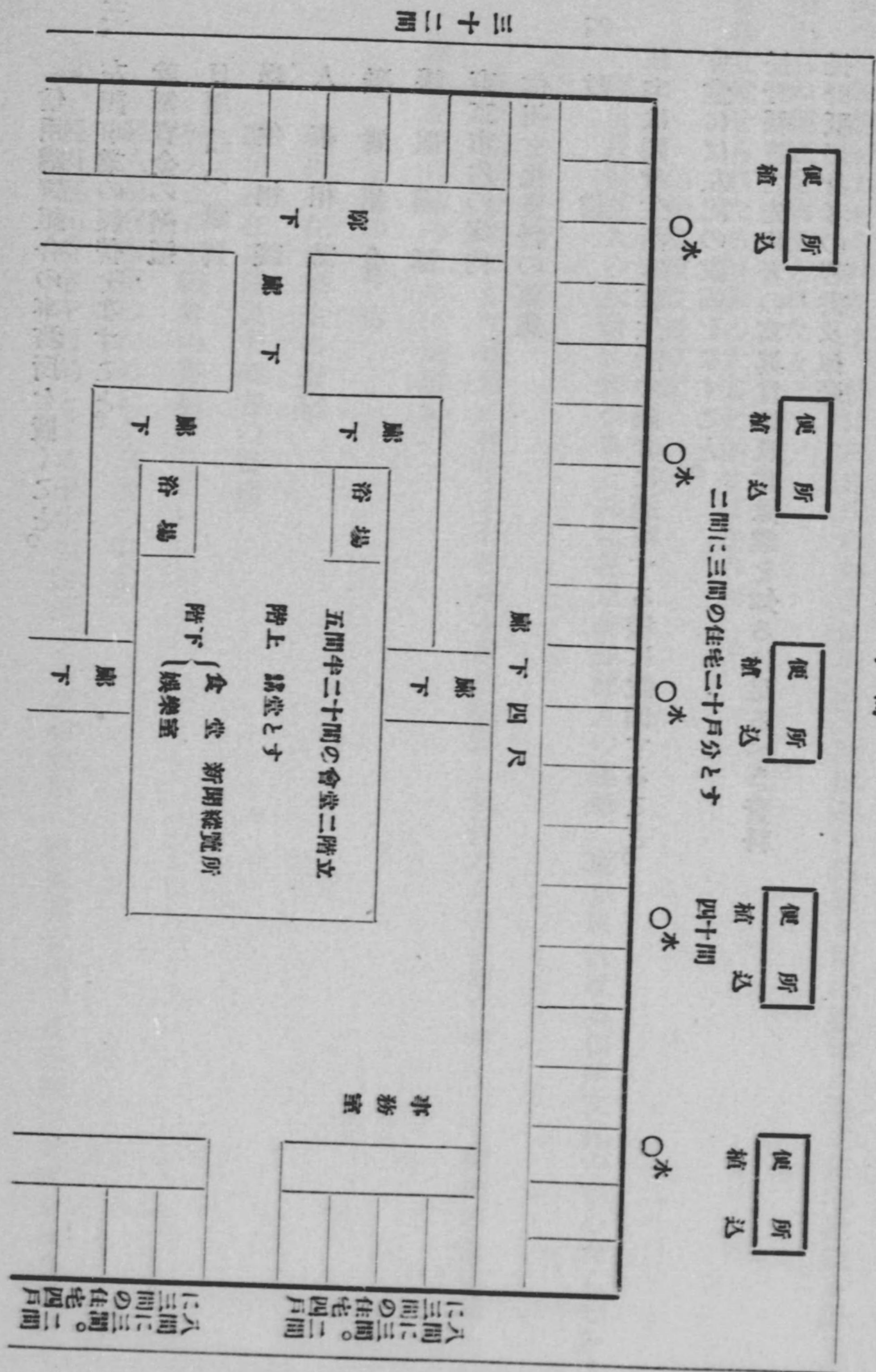
長野縣著名先輩者の寫真肖像及其偉業を知るに足るべき資料

長野縣出身者の著書及揮毫

長野縣出身藝術家の作品

五、組織經營

財団法人とし基本金の利子家賃事業上の収益寄附金縣及國の補助を以て經營資金とすること。
六、設計 六十四回



總 建 坪 四百一十一坪
 平 家 建 三百五十六坪
 二 階 建 五十五坪
 外 廊 下 八 十 坪

經費豫算

- 三、九一六〇圓
- 一一、三六〇圓 平家及便所三百五十六坪、一坪六十圓づつ
 - 五、五〇〇圓 二階建五十五坪一坪百圓づつ
 - 二、四〇〇圓 廊下八十坪、一坪三十圓づつ
 - 一〇、〇〇〇圓 設計、監督、地均、植込、其他雜費

七、經費豫定

建築費	金三九、一六〇圓
基本金	三〇、〇〇〇圓
事業資金	五、〇〇〇圓
計	七四、一六〇圓

右金額を義捐金より支出すること。

(當時震災事務局報告後の義捐金八万餘圓ありたり。)

如上の計劃は不幸にして功を一簣に欠き遂に實現することを得ざりしが將來我が信州のために此の理想を具體化し得る者又は是なきにあらざるべし。
記して後の長野縣人各位の參考に供す。

信濃寮

信州會館の計劃は如上の如くにして成立する能はざりしが、教育園を以て自任する我が長野縣は少くとも在京苦學生救済の道は之を講せざるべからず。時恰も篤志家峯村教平君あり、山口菊十郎氏の斡旋盡力に依り苦學生十名のために月額二十圓乃至三十圓の學資の補給を受諾せられ、次いで中野町打越に於ける女子齒科醫專の寄宿の轉宿せらるゝに至るや氏は山岡博士と協力して之を購入し前記苦學生の外廣く信州學生を收容寄宿せしむるの基を立てられたり。

十一月二十六日 買受契約、買主峯村教平君、賣主廣岡氏、山岡萬之助氏、山口菊十郎氏、角田茂雄氏立會參加

十二月十五日 買受登記済

同夜日本橋俱樂部に同寄宿舎相談役會開催

參會者相談役澤柳博士、加藤博士、山岡博士、今井五介氏、峯村教平氏、山口菊十郎氏、伊東義啓氏、學生協會、高松敏雄氏、増田一悅氏席上左記事項を協議決定す。

- 一、名稱を信濃寮とすること。
- 二、入寮生は相談役及峯村、山口、學生協會幹事の仲介に依ること。
- 三、寮は信州剛健の氣風自治共同の精神を養成するに努むべきこと。
- 四、學生協會の事務所を此處に置き縣内學生との連絡を圖ること。
- 五、相談役は時々會合して寮生の指導に當ること。

十二月十七日 開寮

開寮當時の人員及組織

寮長 文學士伊東義啓

寮生 中央大學生増田一悅、帝國大學伊東庸雄、東京高等工業學校落澤喜男、日本醫學專門學校勝野吉男、立教大學郷津三郎、早稻田工手學校小松仁平

寮主 峯村教平

相談役 澤柳博士、山岡博士、加藤博士、吉田博士、田中博士、湯本武比古氏、今井五介氏、中村不折

氏、山口菊十郎氏

猶山口菊十郎氏は寮全部に渡り實務上の指導監督に當ることとし學生協會幹事は本寮と在京學生相互の連絡を圖ることとせり。

猶將來擴張の見込を以て敷地七百坪を借入ることとし地主並河惣助氏と協議を遂げ在京の先輩十氏より毎月其の地代の據出支拂ひをなすこととせり。地主並河氏は特別の好意を以て寮のため便宜を與へられたること少からず。

大正十三年經濟界の不況峯村氏の財界隱退のため、信濃寮の主管全部を學生協會の手に委することとなり廣く在京在縣の篤志家に訴へて擴張計劃の實施に着手するに至れり。

ハ、横濱出張所概況

調査の結果横濱市に於ける長野縣人の罹災者又少からざるを知り十月十二日山口主任出張諸般の準備を整へ十三日より十月末日を限度として出張所を設けることとし、青木町の宮島久喜君の宅を事務所とし蒔田の堀谷氏宅を申込所とし細川主事を出張所主任とせり。横濱市長野縣宮島青年會長久喜君専ら其趣旨の徹底に努めたり。

當出張所は約十七日間事務所費二〇〇餘圓就業資金九百餘圓を支出するに過ぎざりが當地狭く縣人數も少かりため相當徹底するを得たり。

當出張所の事業遂行に就ては宮島氏は自宅を開放して事務所に充てたるのみならず。自ら率先して其趣旨の宣傳普及に努められ、堀谷氏は市會議員とし市の名望家として本相談所に聲援せられたること少からざるものあり。

特に十一月十六日横濱市に於ける長野縣出身罹災死亡者追吊會を開き其の遺族を慰安すると共に臨時相談所の趣旨の徹底をなしたる如き縣出身者に對する影響少からざしを認めらる。

救護一覽表

日	求職	拾給與	食費	事業費	歸郷費	治療費	求家屋	其他	計	備考
四	一	四	一	一					六	
五		三							三	
六		五		一					六	
七		六		二					九	
八		六		三					一	
九		八		三					一	

日	求職	給與	食費	事業費	歸郷費	治療費	求家屋	其他	計	備考
二〇	一	七	二	二	一	一	一	一	一三	
二一	一	七	二	一	一	一	一	二	一八	
二二	一	四	三	一	一	一	一	一	一四	
二三	一	〇	一	一	一	一	一	一	一〇	
二四	一	九	三	五	一	一	三	一	二四	
二五	二	五	一	四	三	一	一	一	二五	
二六	三	四	一	六	一	一	一	一	三三	
二七	一	三	一	八	一	一	一	一	四八	
二八	二	六	一	二	一	一	一	一	四九	
二九	一	〇	一	七	六	四	三	一	二八	
計	一〇	二〇〇	一三	三七	六	四	三	一六	二八九	

横濱出張所日誌

十月十三日

本日横濱相談所出張を設置す。

細川主事、岩倉恵観氏と共に衣類百枚を自動車に積み横濱に着し青木町宮島氏方に設置す。

市内三ヶ所の職業紹介所及市役所訪問事業の連絡を保ち且つ配給の状態を調査す。
市内外各所に宣傳ビラを張る。

十月十四日

本日引継ぎポスターを張る。

本日相談者 五名

十月十五日

午後蒔田の出張所へ行く。

本日相談者 七名

夜來豪雨なり。

十月十六日

本日相談者 五名

十月十七日

本日相談者 七名

衣類給與七名、資金貸與三名

十月十八日

本日相談者 八名

上伊那救護委員二名來訪す。

十月十九日

相談者 七名

宮島屬來宿

蒔田支部へ林君行く。

十月二十日

相談者 七名

宮島屬慰問の爲諸方面へ行く。

蒔田支部へ林君行く。

十月二十一日

相談者 十八名

河西朝日新聞記者來訪。

十月二十二日

相談者 十四名

東京相談所に行き資金貳百圓受領。

十月二十三日

相談者 七名

山口主事來訪、細川主事と共に蒔田支部へ行く、ポスター調製書入れをなす。

十月二十四日

人夫五人を雇ひポスターを各所に張る。

相談者 十八名

十月二十五日

罹災者訪問の爲宮島林兩氏出る。

東京相談所より牧野、増田、小林三氏來所。

拾百枚來着。

本日相談者 十九名

十月二十六日

前日に引續き罹災者訪問す。

相談者 二十七名

細川氏東京行。

十月二十七日

上伊那郡救護所へ交渉に行く。

相談者 四十二名

東京より裕三十枚持來る。

十月二十八日

上伊那郡救護所へ行く、久保田倫正氏に面談蒔田支部へ行き事務の取纏をなす。

本日相談者 四十九名

二、相談所日誌

十月三日

午後八時二分上野行列車にて山口主事、畔上、深堀兩屬出發、赤羽驛通過の頃強震あり。

十月四日

午前七時半山口、深堀兩人田端驛前露月内長野縣出張員宿泊所に着し自働車借入を計畫す。

正午辛くも自働車借入を得たるを以て兩人にて深川區平野警察署前にて被服配給中なる畑山、理事官と協議をなし終つて市役所に赴き同所非常災害

事務救護部平林廣人氏（長野縣人）に就き東京市當局の救護狀況計畫を聞き又本縣の同事務の打合をなしたり。

更に同所に遇來會せる縣人宮尾氏及平林氏と事務所搜索に關し打合をなし後平林氏と共に文部省に赴き縣人清水氏に會見し協議の結果小石川區傳通院附近に一ヶ所駒込千駄木町に一ヶ所候補を發見せるを以て兩所を實地調査し終つて田端事務所に歸る時に午後八時。

更に同所にありて細川主事、田中主事補等と今後
の計畫をなし宿所にかへり午後十一時半就床。

十月五日

山口主事、畔上屬、飯倉片町に知事を訪れ諸般の
指揮を受け次に震災事務局に於て事務打合をなし
更に小石川區役所を訪れ歸る。

深堀屬は上野に於て佛教社會事業協會の小林、水
澤兩理事を待合せ上野櫻木町に縣人なる小瀧市會
議員を訪れ相談所設置に關し協議をなし便宜を乞
ひ尙事務所候補地を搜索し歸る。

田端事務所に於る協議の結果相談所は小石川傳通
院東方の分に決定し荷物を積み込み途次小瀧氏よ
り揭示用框を借り受け同所に引越す。

夜長野縣學生協會の高松氏來りたるを以て東京地
方の狀況を聞き宣傳ポスターの張出を協議し後一
同ポスターに相談所位置を書込む約五百枚を終る

小石川區役所より綿布を借り寢具として十一時寢
る。夜半強震あり。

十月六日

昨夜の強震にて壁少し損す。
朝ポスター五百餘枚に位置を書込む。

山口主事は市役所、警視廳、區役所に事務打合を
なし又知事を訪れて諸般事務の報告及打合をなし
たり。

事務所準備の爲諸般の道具類買入をなす。本日相
談所設置の噂を聞き相談の爲來りたるもの四名。

十月七日

小雨降る。
ポスター張出の爲學生協會より應援十名來る、二
分隊に組織しポスター一千枚を東京市の内外に掲
示せんとす。

第一分隊 深堀屬、水澤理事、學生協會の上條

宮尾、仲井、水井、佐々木

方面 春日町、本郷三丁目、上野、田端、

千住、日暮里、淺草、本所、日本橋

神田

第二分隊 昨上屬、小林理事、角田司法屬、學

生協會の高松、原、吉岡、小山、久

保田

方面 大曲、飯田町、九段、萬世橋、東京

驛附近、日比谷、芝、品川

午後六時半兩分隊共全部を貼付し終つて歸る。

夜長野縣出身代表者會を開く、小川平吉、堀内文

治郎、今井五介、樋口秀雄、木下信、白鳥小石川

區長、諸氏來會

午後九時半協議終る。

此日相談に来るもの十六件

夜自警團夜警勤務の爲深堀、昨上兩屬外出す。

來訪者 伊原五郎兵衛氏、白田下伊那郡長、伊

東淳氏

十月八日

午前より相談者續々として來る。

求職者最多く中には數日間食を取らざるものあり

病氣の爲人に脊負はれて來るものもあり、學生協

會の應援を借り辛くも應答調査す。

本日の取扱件數

三十四

相談所に宿泊せしめたるもの

二

食事給與

三

多田、宮澤兩警部補訪問

十月九日

山口主事市内各職業紹介所を訪る、爲午前九時出

發午後八時歸る。

昨上屬午後二時長野に歸る。

細川主事來る。

夜三樹社會課長來訪諸般の協議す。

來訪者 伊藤長七氏

本日相談者 五十六名

食事給與 一名

十月十日

學生協會より高松氏外三名應援に來る。佛教社會

事業協會より丸山榮臨、岩倉惠觀兩氏交替して來

る。

本日相談者 四十名

來訪者 依田源七、堀内文治郎、角田茂雄、清

水福市、及縣人會宮尾、戸谷諸氏

十月十一日

學生協會より二名應援

川上主事朝七時着、山口主事と共に區役所其他を

廻る。

田中主事補朝七時着

本日相談者 三十二名

宿 泊 一名

來訪者 山浦川邊村長、財界レヅユー理事、宮

下庄太郎氏

十月十二日

學生協會より堀氏應援

山口、細川兩氏横濱視察相談所出張所を同地に設

くる事に打合をなす。

本日相談者 三十七名

十月十三日

細川、岩倉兩氏横濱に行き横濱出張所本日より開

設

本日相談者 六十四名

田中主事補歸廳

三樹社會課長來訪

十月十四日

學生協會より應援五名自働車にて宣傳慰問の爲市中を巡る、山口氏區役所へ交渉に行く。

本日相談者 六十名

深堀屬長野に歸る。

廣瀬屬材木の件にて來る。

本日より神宮下婢來り炊事に従事す。

來訪者 堀内文治郎、大草又藏、平林廣人、佐藤、角田諸氏

本日相談者 六十名

本日はバラックの巡回訪問をなす。

十月十五日

學生協會よりの應援及丸山、角田氏外部に宣傳及慰問の爲巡回す。

本日相談者 六十六名

來訪者 三樹、畑山兩理事官、金井屬、清水文部屬、東京日々記者水谷、福山兩氏、信陽社久保田氏

本日相談者 五十九名

十月十六日

前日に引續き學生協會の應援と共に岩倉氏宣傳に従事。

山清路會救護所小山勝利氏來訪種々の打合をなし且つ自轉車一臺貸與さる。

本日相談者 八十二名

來訪者 田中市書記、讀賣、毎夕、正踏社記者

十月十七日

慰問及宣傳前日と同じ。

本日の相談者 八十名

來訪者 三樹課長、角田司法屬、清水文部屬、小山勝利氏

十月十八日

學生協會の援助にて各バラックに付内容調査をなす。宮島屬來る。

本日相談者數 五十九名

來訪者 角田司法屬、川又上高井郡視學一行十

一名

十月十九日

バラック内容調査前日と同じ。

山口主事調査の爲市内外巡回

本日相談者 六十一名

來訪者 渡邊愛媛縣警部補、日蓮宗報効團、角田致慶、角田司法屬、平林市書記

十月二十日

學生協會諸氏本所、深川方面バラック調査

本日相談者 五十四名

丸山屬出張して來る。

午後五時半より西川に於て信樂會主催長野縣人懇

談會あり相談所より六名出席

來訪者 川瀬西筑摩郡長

十月二十一日

學生協會相談所に於て調査

本日相談者 五十一名

來訪者 堀内中將、山岡行政局長、長野、讀賣

新聞記者、福澤赤穂村長

岩倉理事、鹽野崎屬歸る。

十月二十二日

山口主事内務省社會局内の紹介所長會議に出席す

本日相談者 四十七名

戸谷佛敎社會事業協會幹事交替に來り、丸山幹事

歸郷す。

來訪者 小瀧市會議員、細川主事、山崎信每記

者、角田、宮尾諸氏

十月二十三日

澤柳、堀内、山岡、今井、白鳥諸氏相談所事務打合の爲會合す。

山口氏横濱實狀調査の爲出張午後五時歸所、西川

に縣出身在京名士懇談會あり出席

本日相談者 三十三名

十月二十四日

學生協會五名及丸山武雄氏宣傳ポスターを五百枚市内に貼る。

裕千枚、米五俵、芋四俵、其他到着す。

家の問題に付大森、清水、草場氏來る、大家及古澤を訪ふ。

本日相談者 五十名

來訪者 輕井澤小學校長、坂口柳町小學校長、

大森礫川校長、小林特許局屬

十月二十五日

學生協會四名及丸山氏宣傳ポスターを市内に貼る
横濱出張所へ裕百枚送附す。

本日相談者 五十七名

來訪者 小林縣會副議長、横井佛國高女教諭

十月二十六日

宮島屬及學生協會學生四名ポスターを市内に貼る

本日相談者 六十六名

午後五時より縣人懇談會に當所より四名出席す。

十月二十七日

宮島屬學生七名ポスターを四谷、麻布、澁谷方面に貼る。

夜横濱出張所より裕五十枚を取りに來る。

十月二十八日

竹井内務部長相談所視察に見ゆ。

毛布一千枚及布團來る傳通院大國柱に保管す。

本日相談者 九十三名

來訪者 柳原岩村田實女校長、塚田愼次、田中

英一、村元彦之進、飯島泰徳、山田光

二、戸谷宮尾諸氏

十月二十九日

來訪者 酒井巢鴨町會議員、新聞記者二名

十一月一日

本日相談者 六十二名

來訪者 新潟縣教育主事片桐佐太郎氏

十一月二日

戸谷協會幹事及昨上屬歸長

本日相談者 四十九名

來訪者 西澤信毎記者、小山勝利氏（木材運搬

の證明方依頼）

十一月三日

山口主事午前六時歸所

細川主事本日歸長

記念撮影をなす。

自働車本日より借入

本日相談者 八十三名

來訪者 赤池滋雄、清水福市氏

細川主事横濱を引上げ來り宿泊す。

十月三十日

山口主事招電により長野に歸る。

竹井内務部長歸廳さる。

本日相談者 八十八名

來訪者 學生五名、戸谷宮尾氏

十月三十一日

日本橋、神田、京橋、淺草區役所にポスター封入
當事務所の趣旨を通知す。

自働車本日より休業す。

本日相談者 七十一名

十一月四日

堀越屬水澤玉禪氏本日着勤務
宮島屬歸る。

松本市出身小松巖氏應援の爲職員に加入

本日相談者 五十二名

來訪者 牧野曲水、清水福市、唐澤警視廳警部
小林農商務屬

十一月五日

本日相談者 六十名

來訪者 宮島久喜、清水福市氏

十一月六日

本日相談者 五十四名

來訪者 井上茨城縣警察部長、牧野曲水、守屋
警部補諸氏

十一月七日

本日相談者 四十四名

四二八

十一月八日

本日相談者 六十四名

來訪者 牧野曲水氏

十一月九日

柴田慧風氏本日着、小林仙苗氏歸る。

本日相談者 六十四名

來訪者 宮島久喜氏

十一月十日

本日相談者 八十六名

來訪者 三樹課長

十一月十一日

事務方法及事務打切に關し午後六時より職員全部
にて打合を開く。

本日より下高井郡出身小松仁平氏入所事務に従事
す。

本日相談者 三十六名

十一月十四日

午前八時より柴田慧風氏、學生協會學生八名と共に
に山ノ手方面に締切期日の宣傳をなし各バラツク
の實狀を視察す。

本日視察せる縣罹災者八十九名

本日長沼囑託着

本日相談者 七十五名

來訪者 川又上高井視學、磯貝中央新聞記者、
飯島喬二諸氏

十一月十五日

長沼囑託、學生協會學生六名と共に神田、日本橋
京橋、本所、深川、淺草、本郷方面のバラツク及
區役所に付縣罹災者の實狀視察をなし救護事務の
ポスター宣傳をなす。

本日相談者 百四十四名

來訪者 保田將一氏

四二九

十一月十二日

來訪者 小林屬、水谷東京日々記者

報知新聞外六新聞に締切期日の廣告を依託す。
締切の宣傳ピラを作成

十日縣發送の救恤品に關し大塚驛に問はずに十七
日以後に着の趣に付縣社會課に宛て速達手配を照
會す。

丸山榮臨氏本日着小林巖氏歸國

本日相談者 五十六名

來訪者 小林農商務屬

十一月十三日

本日藤本謙道氏着

學生協會の手によりポスターを配付す。

本日相談者 四十三名

來訪者 山本鼎、牧野曲水、福山東京日々記者

中央職業紹介所赤澤滋雄諸氏

十一月十六日

丸山榮臨氏本日歸る。

本日相談者 百十名

來訪者 宮尾政治、浄土宗勞働共濟會幹事諸氏
學生協會増田一悅氏外五名、左記方面に於けるパ
ラツク及區役所に付縣罹災者の實狀視察及ポスト
一宣傳をなす。

山口長沼兩氏横濱市に於ける本縣慘死者追悼會に
出席の爲出發午後八時歸る。

當日毛布拾枚、裕大七〇枚小五〇枚を送る。

十一月十七日

中央大學學生山口源一氏本日より助手として入所

本日相談者 百三十六名

來訪者 角田司法省屬、飯島喬二諸氏

十一月十八日

川上主事本日着直に歸る。

丸山武雄氏歸る。

小松巖氏歸所

本日相談者 百三十四名

來訪者 山本安曇、松田禾堂、武井眞澄諸氏
十一月十九日

午後五時より山口、柴田兩氏、明治神宮外苑青山
バラツク長野縣人慰安會へ出席午後十時歸る。出
席者五十四名

本日相談者 百六十八名

來訪者 坂井衡平、角田屬諸氏

十一月二十日

丸山榮臨氏本日着

本日相談者 二百三十三名に上る

來訪者 清水福市、坂井衡平、福山日々記者、

小谷同記者諸氏

十一月二十一日

衣類布團給與 三十一人

十一月二十四日

午後八時より明日のバラツク配給及視察に關する
打合をなす。

資金貸與 四十五人 二一〇二圓

衣類給與 二〇名

來訪者 宇都宮時事新報記者、曾根原信州及信
州人社記者諸氏

十一月二十五日

丸山榮臨氏學生協會學生六名と共に縣人の各団体
を訪問及罹災者の慰問を爲し衣類引換券を配付せ
り午後五時歸所す。

午後八時より係員一同にて相談所引纏めに關し打
合をなしたり。

本日 現金貸給與 四五人 一七六八圓

蒲團給與 一人

本日より相談を打切たるも衣類配給を要求せるも
の四十件、資金給與一人

前日迄に資金貸與を申出でたるもの、中貸出を決
定し通知を發したるもの八十二名、此概算約三千
五百圓

來訪者 岩立信濃民報支局記者、坂井衡平諸氏

十一月二十二日

相談は打切たるも衣類を求めたるもの三十件、資
金貸與三人

本日資金貸付に關し面談の要あり前日以後の分に
して通知を發したるもの百二十名、此概算約五千
圓

本日藤本謙道氏歸る。

來訪者 宮澤修二、三代澤茂諸氏

十一月二十三日

現金貸與 三十二人 一四七二圓

十一月二十六日

丸山理事、學生協會學生五名と共に長野縣人會其他の團體及バラック訪問をなし午後二時歸所す。

本日 現金貸與 三五人 一、六〇〇圓

衣類給與 四八人

來訪者 角田司法屬、清水文部屬、山本賢吉諸氏

十一月二十七日

山口、長沼、堀越、柴田、丸山諸氏縣人有志主催慰安會の招待に依り午後五時西川に出席す。

右發起人 今井五介、小川平吉、木下信、堀内

文次郎、山岡万之助、白鳥徳之助、

加藤正治、降旗元太郎、樋口秀雄、

横田秀雄、赤池濃、田中穂積、澤柳

政太郎

本日 現金貸與 十三人 六七〇圓

四三二

衣類給與 百三十二人

來訪者 牧島丸子農商校長

十一月二十八日

現金貸與 十人 四百九十圓

衣類給與 二百七十二人

來訪者 小石川區役所配給係

十一月二十九日

午後五時より相談所事務は特に援助を與へられたる白鳥小石川區長外三十一名を招待し慰勞會を開く。

本日 資金貸與 九人 三九六圓

衣類給與 九十八人

來訪者 小林仙苗氏

十一月三十日

事務所殘品全部の處置を了せり。

本日 資金貸與 三人 二三〇圓

衣類給與 五百十九名

午後五時より三樹課長、山口、長沼、柴田、丸山小林諸君縣人會の招待により五反田松泉閣に出席す。

來訪者 草場琢成、清水福市、唐澤警部、大草

貞二、田中市書記諸氏

十二月一日

本日事務所を引拂ひ殘務整理の事務所を小石川水道端町一ノ一九酒井公平氏宅に移すこと、し荷物の運搬家の掃除等をなす。

横濱罹災者に配給すべき布團、裕、資金を完結する爲山口主事出張事務所の宮島氏宅に立寄り且蒔田の堀谷氏宅に立寄り要務を辨じ且謝意を表す。今夜より酒井公平氏宅に事務所を移し宿す。

山口、堀越、長沼、柴田

十二月二日

本日より事務の整理す。

一、救護者調査 山口主任

總括表、家族調、男女調、職業調、年齢調

二、求職者調査 長沼主任

求職者調、求人者調、紹介調

三、會計調査 堀越主任

事業費調、事務費調、炊事費調

本日家族者調、事業費調に着手す。

十二月三日

本日學生協會の高松、増田、郷津諸氏手傳に來る本日調査完成左の如し。

男女別調、家族調査

事業費中貸附、給與、調査、計算に一致せざる所あり數回調査研究を重ね夜十二時に至り始めて解決の途を得たり。

來訪者 市役所の田中嘉市氏

四三三

十二月四日

朝寒さ甚し。

高松姉妹、増田、郷津君手傳に來る。

調査

職業調に着手

炊事調、事務費調に着手

山口主事預金調査の爲六三銀行に行く。

堀越屬明日歸郷に付會計引繼をなす。

社會課長より社會教育功勞者調の件に付電報來着

十二月五日

高松君及姉妹、郷津、増田諸君手傳ふ。

午前蒲團の件に付山本氏來談決算。

午後二時堀越屬歸る。

調査事項

職業調査、成績表訂正、事務費及炊事費精算

午後十時社會課長より山口主事宛電報

十二月六日

高松君、姉、増田、郷津君手傳に來る。

山口主事文部省に事務打合の爲出張。

調査事項

事業費精査、職業分類

來訪者 福山東京日々記者、角田司法屬

十二月七日

高橋かつ、郷津、増田諸氏一日手傳ふ。

長沼囑託、福田會其他へ謝禮に出づ。

事務整理一段落を告げたるを以て今夜最後の會食をなす。

櫻井君來る。

九時半上野に向ふ高松、松田、郷津君送る。

千龍會小石川區役所配給品送る。

第五章 公文書及諸法令

這般の大災に際し、公的活動の一般を知悉し、之を永久に傳へんため、當時發送收受せられたる公文書並告諭諸法令を掲げて參考に供す。

一、長野縣發送收受ノ公文書

大正十二年九月四日

知事

内務次官宛

帝都慘害ニ對シ本日迄ニ本縣ノ施行セル事項左記ノ通御參考迄ニ及報告候也

記

第一 日本赤十字社長野支部ヲシテ臨時救護班ヲ編成セシメ本社ニ應接トシテ派遣ス

第二 警視廳ニ本縣警務官隊二百五十名ヲ派遣ス

第三 長野縣ヨリ東京府ニ見舞トシテ白米二百俵、味噌三百五十貫

長野縣農會ヨリ野菜漬四斗樽四百本ヲ送付ス

第四 徴發令ニ基キ白米一千石ヲ東京府ニ送付シ引續キ其ノ他ノ物

資費發取運中

第五 新潟、富山兩縣ニ對シ本縣理事官ヲ派遣シ徴發令發布並ニ施

大正十二年九月四日

知事

内務次官宛

行手續ヲ傳達シ尙兩縣ヨリ各自白米五萬石乃至十萬石ヲ徴發シ送付方申込置ケリ

石川縣及福井縣ニ對シテハ富山縣ヲシテ夫々勸誘方傳達ノ豫定ナ

大正十二年九月五日

知事

内務次官宛

徴發令ニ基キ第一次徴發トシテ白米一千石ヲ徴發送付シ其ノ他ノ物資費發取運中ニ有之候此段及報告候也

昨日日發發令並ニ施行手續傳達ノ爲新潟縣ニ派遣シタル本縣理事官ヨリ復命セル新潟縣ニ於ケル該發發令ニ基キ決定並ニ準備中ノ事項左ノ通ニ有之候條此段及報告候也

- 一、第一次發發トシテ白米六萬石(九月一日)手配並ヒ次第發送ノ豫定
- 二、鍋釜其ノ他食用ニ必要ナル器具ハ目下集收中ニシテ引續キ發送スル豫定
- 三、建築用材ハ新潟縣内ニテ需要以外ニ充分存在スル見込ナルニヨリ至急發發ノ上發送ノ豫定ナリ

大正十二年九月五日

知事

内務次官宛

昨日日發發令並施行手續傳達ノ爲富山縣ニ派遣シタル本縣吏員ヨリ復命セル富山縣ニ於ケル該發發令ニ基キ計劃セル事項左ノ通ニ有之候條此段及報告候也

- 一、富山縣内ニ米精米二千五百石玄米二十五萬石ノ八割ヲ發發シ得ル見込ニ付手配並ヒ次第發送ノ豫定
- 二、糞製品約二百車運約五十二車噸約三十三車(何レモ十噸車)ノ内約七割ハ發發シ得ル見込ニテ集收中ニ付隨時發送スル豫定

大正十二年九月六日電報

知事

内務大臣宛
鐵道大臣宛

東京方面行旅客輻輳ノ爲近縣ヨリ輸送セル食糧其ノ他ノ救護品途中停滯シ切角ノ企モ其ノ効ヲ爲サス實ニ遺憾ニ堪ス此際凡ソ二日間斷然該方面一般旅客ノ輸送ヲ停止シ専ラ救護班及救護品ノ輸送ニ全力ヲ傾注スル據至急命令ヲ發セラレタシ

大正十二年九月三日電報

内務次官

知事

東京府各方面及近縣ニ避難セル民衆少カラズ其ノ内親戚故舊ニヨルニ非スシテ只安全ナル地方ヲ指シテ逃ケタル者等困難多大ナルヘキヲ以テ此際特ニ其地方民衆ニ哀愍ノ情ヲ喚起シ地方團體又ハ有志者ヲシテ適宜ナル救護方法ヲ講セシメ其ノ避難民ノ人名簿ハ縣廳ニ取置ク等適當ナル措置相成ル様致度

大正十二年九月四日電報

内務次官

長野縣知事宛

東京橫濱市其ノ他ニ於ケル震災ニヨル傷病者救護ノタメ多數ノ救護班ヲ組織シ出來得ル限り多量ノ衛生材料及食糧ヲ携帯セシメ大至急内務官舎ニ派遣セラレタシ返待ツ

大正十二年九月四日

名古屋鐵道局長

長野縣知事宛

東京橫濱其他罹災地ハ食糧品欠乏シ且ツ住ムニ家無ク罹災者ハ居所不定ノ狀態ニ付車ニ見舞ノ爲メ赴ケガ如キ者ニ對シテハ乗車ヲ制限スル要アリ依テ貴方證明書所持ナキモノニ對シテハ乗車券ヲ發賣セムコトニシテレバ右合ノ上公務ヲ帶アル者罹災地ニ家族ヲ有シ且ツ自治ヲ爲シ得ル確證アルモノ及救護ノ爲赴ケ者ニ限り該證明書ヲ與ヘラレ出來得ル丈ケ制限ノ趣旨徹底方援助ヲ乞フ

大正十二年九月四日

内務部長

諏訪、上伊那、西筑摩、東筑摩、松本、北佐久、小縣、上田、埴科、更級、上水内、長野以上各郡市長宛

京濱地方未曾有ノ震災ニツキ近縣ニ避難セル罹災民少カラズ其ノ中親戚故舊ヲ據ルニ非スシテ只安全ナル地方ヲ指シテ逃レタル者等アリ途中ノ困難多大ニシテ慘狀過スヘカラサル者多キヲ以テ此際特ニ沿道地方民ノ哀愍ノ情ヲ喚起シ地方團體又ハ有志者ヲシテ之レカ救護慰藉ノ方法ヲ講セシメ同時ニ避難民ノ人名等ヲ調査記録シ置クノ要有之候ニ付大體左記要領ニ基キ至急夫々御手配相成度此段及通牒候也

記

- 一、主ナル停車場ニ救護所ヲ設クル事
- 二、救護所ハ郡(市)町村ニ於テ之レヲ直營スルカ若ハ特志團體有志等ヲシテ之レヲ設ケシムル事

知事

内務大臣宛
鐵道大臣宛

東京方面行旅客輻輳ノ爲近縣ヨリ輸送セル食糧其ノ他ノ救護品途中停滯シ切角ノ企モ其ノ効ヲ爲サス實ニ遺憾ニ堪ス此際凡ソ二日間斷然該方面一般旅客ノ輸送ヲ停止シ専ラ救護班及救護品ノ輸送ニ全力ヲ傾注スル據至急命令ヲ發セラレタシ

大正十二年九月三日電報

内務次官

知事

東京府各方面及近縣ニ避難セル民衆少カラズ其ノ内親戚故舊ニヨルニ非スシテ只安全ナル地方ヲ指シテ逃ケタル者等困難多大ナルヘキヲ以テ此際特ニ其地方民衆ニ哀愍ノ情ヲ喚起シ地方團體又ハ有志者ヲシテ適宜ナル救護方法ヲ講セシメ其ノ避難民ノ人名簿ハ縣廳ニ取置ク等適當ナル措置相成ル様致度

大正十二年九月四日電報

内務次官

長野縣知事宛

東京橫濱市其ノ他ニ於ケル震災ニヨル傷病者救護ノタメ多數ノ救護班ヲ組織シ出來得ル限り多量ノ衛生材料及食糧ヲ携帯セシメ大至急内務官舎ニ派遣セラレタシ返待ツ

大正十二年九月四日

名古屋鐵道局長

長野縣知事宛

東京橫濱其他罹災地ハ食糧品欠乏シ且ツ住ムニ家無ク罹災者ハ居所不定ノ狀態ニ付車ニ見舞ノ爲メ赴ケガ如キ者ニ對シテハ乗車ヲ制限スル要アリ依テ貴方證明書所持ナキモノニ對シテハ乗車券ヲ發賣セムコトニシテレバ右合ノ上公務ヲ帶アル者罹災地ニ家族ヲ有シ且ツ自治ヲ爲シ得ル確證アルモノ及救護ノ爲赴ケ者ニ限り該證明書ヲ與ヘラレ出來得ル丈ケ制限ノ趣旨徹底方援助ヲ乞フ

大正十二年九月四日

内務部長

諏訪、上伊那、西筑摩、東筑摩、松本、北佐久、小縣、上田、埴科、更級、上水内、長野以上各郡市長宛

京濱地方未曾有ノ震災ニツキ近縣ニ避難セル罹災民少カラズ其ノ中親戚故舊ヲ據ルニ非スシテ只安全ナル地方ヲ指シテ逃レタル者等アリ途中ノ困難多大ニシテ慘狀過スヘカラサル者多キヲ以テ此際特ニ沿道地方民ノ哀愍ノ情ヲ喚起シ地方團體又ハ有志者ヲシテ之レカ救護慰藉ノ方法ヲ講セシメ同時ニ避難民ノ人名等ヲ調査記録シ置クノ要有之候ニ付大體左記要領ニ基キ至急夫々御手配相成度此段及通牒候也

記

- 一、主ナル停車場ニ救護所ヲ設クル事
- 二、救護所ハ郡(市)町村ニ於テ之レヲ直營スルカ若ハ特志團體有志等ヲシテ之レヲ設ケシムル事

氏名	罹災地	行先地名	原籍	備考

- (1)本籍ハ鉛筆ヲ付シ信越線ニアリテハ輕井澤ニ於テ之ヲ配布遞次發送シ長野縣ニ取廻メ中央線ニアリテハ上諏訪縣ニテ之ヲ配布シ輕井澤、長野、篠ノ井、上諏訪、木曾福島各縣ニハ所在郡市役所員ヲ出張セシメ右ノ事務ニ當ラシムルコト
- (2)名簿表紙ニハ記入方注意ヲ簡記シ何縣配布何冊ノ内一、二、三、四、五等ノ名簿番別ヲ記入シ取廻メニ便ナラシムルコト

大正十二年九月四日電報

名古屋鐵道局長

長野縣知事宛

東京橫濱罹災地ヨリノ避難者ニ對シテハ總テ無貨輸送ヲナシ途中ニ於ケル食糧給與モ出來得ル限り手配シ居レルガ下車後ノ救護ニツイテハ地方運籌事務所長トモ打合セノ上相當配慮願ヒ度

大正十二年九月六日 (名古屋通信局發)

本省(通信省)ヨリ左記通知方來報アリ

(通信省ヨリ知事宛通知)

四日何時々微動アルト雖モ火災ハ全ク終息セリ電信ハ本日本日中大阪へ二線、名古屋、仙臺等へ各一線東京驛前中央電信局ヨリ直通線ノ竣成ヲ見ル等、主トシテ當方ヨリノ送信ニ全クシテ受信ハ救済ニ直接關係アル緊急ノ官報ニ限ルコト、セリ六日ヨリ私報ノ當地発信ノミヲ取扱フ豫定

大正十二年九月七日(名古屋局受付)

警保局長

長野縣知事宛

九月一日午前十一時五十八分東京附近ニ一大震動アリ次テ火災起リ東京市内ハ各所ニ山ノ一部ヲ除キ下町一帶ハ全部焼滅シ死傷者十數万ヲ算シ内務、大藏、鐵道、通信、農商務、文部各省警視廳其他ノ官公署ハ燒盡シ横濱市ハ海岸ヨリ東眺シ得ル限リハ環滅シ死傷三萬有餘ヲ算シ鎌倉小田原一帶モ殆ソド家屋倒壊シ死者無數ヲ出セリ埼玉縣下ハ川口町及サツタ村附近ヲ除キテハ震害ノ程度少ク利根川以東及靜岡縣沼津以南ニハ著シキ震害ト認ムベキモノナシ日光御用邸ニ御駐蹕中ノ 兩陛下ニハ何等御異狀無之 攝政殿下ニハ震動當時宮中ニ在セラレタルモ御異變モ無シ

大正十二年九月八日

内務部長
警務部長

郡市長宛

警察署長宛

東京混雜ニ付公用又ハ已ムヲ得サル者ノ外入京ヲ禁止スル場合アルヘキ旨關東戒嚴參謀長ヨリ通知有之候條蓋シニ出京セサル様夫々周知方御取計相成度

大正十二年九月九日

飛行郵便名古屋取次

知事宛

東京市ハ其ノ後何等ノ不穩ノ狀況ナク極メテ平常ニシテ治安上毫モ憂慮スヘキ事態ナシ

避難民ニ對スル食糧、飲料水等ノ給與ハ充分ニ行渡リツ、アリ地方民ハ其ノ途ニ安シテ各其業務ニ從事スヘク此際上京スルコトハ交通運輸上及食糧給與上手數少カラサルニ付可成上京セサルヲ可トス右ノ趣旨ハ新聞紙ニ掲載セシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リテ一般ニ周知セシメラレ候條致度尙鐵道停車場等ニ於テハ鐵道當局ト打合セノ上此際已ムヲ得サル者ノ外ハ上京セントスル者ニ對シテ便宜諭示シテ可成上京セシメサル様適當ノ方法ヲ講セラレル様致度

交乙第一三三號

臨時震災救護事務局交通部

長野縣知事宛

救護事務局無賃乘車船廢止ノ件

鐵道省ニ於テハ震災當初應急處置トシテ震災救護事務局ニ從事スル者ニシテ官廳又ハ公共團體ノ相當證明書ヲ持參スル場合ニ於テハ汽車汽船無賃ノ取扱ヲ爲シタルガ右ハ九月十二日ヨリ之ヲ廢止シ避難民

ノ外ハ總テ有賃取ニ復シタルニ不拘今尙前記無賃ノ取扱ヲ爲シ居ル如ク誤解シ居ル向有之候ニ被認往々官公衙ノ證明書ヲ以テ無賃乘車方請求スル者有之候ニ付右誤解無之様貴管内ニ周知方御配慮相成度此段及通譯候也

大正十二年九月十五日

内務部長

各郡市長宛

震災救護ニ從事スル吏員又ハ團體ノ鐵道

無賃輸送ニ關スル件

從來震災救護事務ノ爲上京スル吏員又ハ團體等ニシテ行政廳又ハ公共團體ノ證明書ヲ有スル者ニ對シテハ鐵道無賃輸送相成居候條將來ハ救護關係者タルト否トヲ問ハス各地方ヨリ東京又ハ横濱ニ向フ者ハ賃銀ヲ支拂ハシムルコト、相成候條御了知置相成度 追テ本件ハ警察官署及公共團體ニ通知相成度申添候

第二一ノ六七號ノ二

大正十二年九月二十一日

臨時震災救護事務局

長野縣知事宛

震災地ヨリ地方へ避難セル者ニ對シテハ御盡力ニ依リ夫々保護ノ途ヲ講セラレ居候處地方ニ依リテハ是等ノ避難者ニ對シ高價ナル食料品等ヲ給與セラル、向モ有之候ニ及開候是レ素ヨリ避難者ニ對スル地方民ノ同情心ノ發露トハ存候得共斯ル給與ハ却テ弊害ヲ生スル虞モ有之候ニ付避難者ニ對スル給與ハ相當ノ限度ヲ超エサル様御留意

相成度

社乙發第一〇四號

大正十二年九月二十九日

内務部長

各郡市長宛

震災罹災者救助其他ニ關スル件

管内ニ入り込ミタル震災罹災者ノ救助ニ關シテハ兼テ充分ニ御留意相成居候處今後之等ノ一時的避難者ニシテ疾病其他ノ事情ニ依リ自活不可能ニ陥ル者モ可有之從ツテ之ヲ救済ハ將來最モ考慮ヲ要スヘキ次第ニ有之候ニ就テハ此際之等避難者ノ生活狀態ニ關シ充分ナル調査ヲ行フハ勿論特ニ方面委員ヲ當選シテ其活動ヲ促シ或ハ既設ノ各種社會的施設ノ活用ニ留意シテ其ノ機能ヲ全カラシムル等措置宜敷ヲ得ルニ遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通譯候也

社乙發第七一三號

大正十二年十月一日

内務部長

各郡市長宛

汽車無賃乘車其他ニ關スル件

震災關係ニ依リ汽車無賃又ハ割引ノ取扱ニ關シ鐵道省運輸局長ヨリ各鐵道局長宛別紙ノ通リ通達アリタル旨其筋ヨリ通知有之候條管内へ通達方可御取計相成度

(別紙)

鐵道非第五七號

大正十二年九月二十六日

鐵道省運輸局長

各鐵道局長殿

震災關係ニ依ル無賃又ハ割引ノ取扱方ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之候處右ハ何レモ左記期限リ之ヲ廢止可致候條御了知相成度
一、歸國又ハ避難スル證明書所持者ニ對スル無賃輸送ノ件 本月三十日限リ
二、一旦便宜ノ地ニ避難シタル者ガ更ニ歸行ノ爲證明書ヲ所持スル者ニ對スル五割減取扱方ノ件 十月十日限リ
三、震災救護事務ノ爲在郷軍人團本部ヨリ召集ヲ受ケタル在郷軍人團ニ對スル官用扱ノ件 本月三十日限リ
本件ハ連帶線モ省同様廢止ノ義ト御了知相成度

社乙收第七〇七號

大正十二年十月十一日

內務部長

各郡市長宛

震災後消費節約ニ關スル件依命通牒

今回ノ大震災ハ實ニ我國未曾有ノ一大慘事ニシテ京濱地方ニ於ケル殆ト全部ノ建造物其他ヲ灰燼ニ歸シタルノミナラズ多數ノ死傷者ヲ生シ從ツテ之ガ救済並復興ハ將來國民ノ最大努力ニ期待セサルヘカラサルハ言フ俟タズ
殊ニ本縣ノ如キハ京濱地方ト接近シ又生糸貿易上等特殊ノ關係ヲ有シ從ツテ之ガ經濟上其他ニ及ホス影響ノ如キモ亦極メテ大ナルモノ

年 月 日

府 縣 知 事
市 町 村 長 印

社乙收第七〇〇號

大正十二年九月二十二日

內務部長

各郡市長宛

罹災者ニ對スル汽車汽船賃割引ノ件

罹災者ニシテ震災地ヨリ一旦任意ノ地迄汽車汽船無賃扱ニ依リ避難シタル者ガ更ニ故郷又ハ親戚知己ノ許ヘ歸ル場合ニ於テハ避難地府縣知事又ハ市長ノ證明書ヲ有スルモノニ限リ三等運賃ハ五割引ノ取扱ヲ爲スコトニ其ノ筋ヨリ通知有之候條御了知相成度

府乙發第八九號

大正十二年九月八日

內務部長

各郡市長

震災地救護班派遣ニ關スル件

青年團又ハ在郷軍人分會等ニ於テ震災地救護班ヲ組織シ上京セムトスル場合ニ於テハ相當ナル指揮者ヲ付シ救護材料、食料品其ノ他必需品等ヲ携帶セシメラレ候條致度尙入京證明書ハ貴處ヨリ交付相成度及通牒候

追テ救護班ハ入京後救護事務ニ從事シ得ルノ組織充分ナルモノニ對シ證明書交付相成度尙出發ノ際ハ團體名及團員數及出發時日歸

四四〇

アリ、且既ニ震災救護ニ關シテモ特ニ多大ノ物資ト勞力トヲ提供セラル次第モ有之候ニ就テハ此際相互ニ相成メ兼テ申合セタル勤儉力行消費節約事項ノ勵行ヲ期シ克ク民資ノ充實ヲ圖ルト共ニ今後益々罹災者ノ救護ト帝都及各被害地ノ復興トニ寄與貢獻シテ遺憾ナキヲ期スル標特ニ御配慮ノ事ト相信シ候モ目下震災救護ノ一段落ヲ告グ正ニ復興ノ第一歩ニ入ラムトスルノ時ニ際リ一層此點ニ留意シ就中方面委員其他青年團、在郷軍人會、戶主會及婦人會等ヲ督勵シテ之ガ實績ヲ舉グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命及通牒候

社乙收第七〇〇號

大正十二年九月二十六日

內務部長

各郡市長宛

罹災者ニ對スル汽車汽船賃割引ノ件

九月二十二日付ヲ以テ通牒致置候標記ノ件知事ノ證明書トアルハ郡ニ於テハ郡長又ハ町村長ノ證明書ニテ差支無之候條御了知相成度

罹災證明書

罹災地

氏 名
年 齡
氏 名
年 齡

乘車區間何々間

右ハ市村ニ避難シタル處今般(故郷、親族、知人)何縣何郡何番地何某方ヘ歸行スルモノナルコトヲ證明ス

海ノ際ハ歸郷時日及活動狀況等御報告相成度候

大正十二年九月十五日

內務部長

各郡市長宛 (上水内長野市ヲ除ク)

左記事項調査明日午前中ニ電話ニテ回答アリタシ

(一)義捐米ニ就テ

(1)震災後九月十七日迄ニ發送セル郡内全部ノ義捐米石數

(2)義捐米ニシテ今後發送スル見込石數

(3)義捐米發送ノ最終豫定月日

(二)義捐金ニ就テ

各停車場其他ニ於テ罹災者救助ノ爲要シタル經費及買上品ノ荷造費等ニシテ一般義捐金ヨリ支出セントスル金額

(三)精算未済ノ向ハ見込額

(四)買上供給品ニ就テ

(1)買上供給品既ニ提出済ナルモ再應左記ニ依リ調査作製シ

豫メ電話ヲ以テ回答シ書類ハ即時縣ニ送付スルコト

品目、數量、單價、價格

備 考

一、同一品ハ供給者ノ如何ニ不拘一括シテ製表ノコト

二、單位ハ左ノ通一定スルコト

(1)蠟燭ハ和洋ニ區別シ斤ヲ以テ單位トスルコト

(2)應紙類ハ凡テ束ヲ單位トシ一束二百枚ノコト

(3)燭寸ハ打ヲ單位トスルコト

(4)石鹼ハ個ヲ單位トスルコト

四四一

○答ハ一人分ヲ單位トスルコト
(イ)其他ハ普通ノ呼稱ニヨリ一箱一包一捆等內容不明ノ單位

二、震災ニ關スル告諭並ニ諸法令

内閣告諭第一號

東京及近縣ニ互レル今次ノ震災ハ伴フニ大火災ヲ以テシ慘害ノ甚シキ言語ニ絶シ日常ノ設備蕩然一空ニ歸シ焦眉ノ措置最モ急ヲ要ス政府ハ先ツ秩序ヲ保チ安定ヲ得シムルニ勉メ食糧物資ノ補給建築材料ノ準備其ノ他應急百般ノ施設ヲ爲スニ於テ最善ノ努力ヲ竭クシツツアリ

舞政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル 御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ發セララル旨ヲ傳ヘラレ適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル生民ノ休戚ニ就キ御軫念アラセラルルノ深キ同胞ト俱ニ本大臣ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ故ニ 聖旨ヲ奉シテ應急ノ處置ヲ執リ復舊ヲ圖ルハ政府ノ全力ヲ擧ケテ事ニ從フ所ナルモ亦舉國一致ノ奮起協力ニ待ツコト切ナリ

冀クハ罹災者ハ固ヨリ一般ノ國民皆能ク 聖旨ノ渥キヲ奉體シ官民戮力以テ仁慈ナル 御沙汰ノ貫徹ヲ期シ各自激勵シテ適應ノ處置ヲ誤ラス此ノ異常ノ災害ニ對シテ絶大ノ努力ヲ致サレムコトヲ是レ本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

大正十二年九月四日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

○用キサルコト
(イ)供給者ヨリノ代金請求書ヲ至急縣ニ送付スルコト

内閣告諭第二號

今次ノ震災ニ乘シ一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ鮮人ニ對シ頗ル不快ノ感ヲ抱ク者アリト聞ク鮮人ノ所爲若シ不逞ニ互ルニ於テハ速ニ取締ノ軍隊又ハ警察官ニ通告シテ其ノ處置ニ俟ツヘキモノナルニ民衆自ラ濫ニ鮮人ニ迫害ヲ加フルカ如キコトハ因ヨリ日鮮同化ノ根本主義ニ背戾スルノミナラス又諸外國ニ報セラレテ決シテ好マシキコトニ非ス事ハ今次ノ唐突ニシテ困難ナル事態ニ際會シタルニ基因スト認メラルルモ刻下ノ非常時ニ當リ克ク平素ノ冷靜ヲ失ハス慎重前後ノ措置ヲ誤ラス以テ我國民ノ節制ト平和ノ精神ヲ發揮セムコトハ本大臣ノ此際特ニ望ム所ニシテ民衆各自ノ切ニ自重ヲ求ムル次第ナリ

大正十二年九月五日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

特別都市計畫法 (大正十二年十二月二十四日法律第五十三號)

第一條 本法ニ於テ特別都市計畫ト稱スルハ東京及橫濱ニ於ケル都市計畫ヲ謂フ

第二條 行政官廳特別都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テハ勅令ノ

定ムル所ニ依リ關係公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第三十一條ノ規定ニ拘ラス換地處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 土地區劃整理ヲ施行スル爲メ土地區劃整理組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テ土地所有者同意ヲ爲スニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ借地法ニ謂フ借地權者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス前項ノ借地權者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員トナルコトヲ得

第五條 行政廳又ハ公共團體カ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計、換地處分及第八條第一項ノ補償金ノ配當ニ關スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見ヲ聞キテ之ヲ定ム

第六條 前條ノ土地區劃整理施行ノ爲メ必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月前ニ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限リ之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依リ補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條及土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第七條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ

他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ其ノ施行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス

前項ノ規定スル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ編入ニ關シテモ亦同シ

第八條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル施行後ノ宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上ヲ減少スルニ至リタルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ宅地トハ勅令ニ依リ公共ノ用ニ供スル土地ト定ムルモノ以外ノ土地ヲ謂フ

第六條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 都市計畫法第十三條第二項ノ規定ハ第五條ノ土地區劃整理ニ之ヲ準用ス

第十條 補償審査會ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

補償審査會ハ會長一人及委員十四人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

- 一、關係各廳高等官
 - 二、關係府縣高等官
 - 三、關係府縣市參事會員
 - 四、學識經驗アル者
 - 六、人
 - 三、人
- 前項第二號及第三號ノ規定ニ依リ委員ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス

補償審査會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス
第十一條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ
本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ之ヲ準用ス
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(參照法規)

(一)耕地整理法(明治四十二年四月) 二ノ二、二五、三一、四三條
(二)土地收用法(明治三十三年三月) 八二條
(三)都市計畫法(大正八年四月) 一三、二二、二四、二五、二六條
耕地整理法抄錄

第二條ノ二 登記シタル地上權、永小作權、土地貸借權ヲ有スル
者又ハ國有林野法若ハ官有地取扱規則ニ依ル豫約開墾者ハ土地ノ
所有者及賃貸人ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ土地ニ付第三條ノ規定
ニ依ル整理施行者又ハ耕地整理組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ土地ノ所有者及賃貸人ハ其ノ土地ニ付テハ整
理施行者又ハ組合員タルコトヲ得ス

第二十五條 整理施行地又ハ之ニ存スル建物ニシテ先取特權、質權
又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第二十七條、第二十八條、第三
十條第一項、第二項又ハ第四十四條第二項ノ規定ニ依リ拂渡スヘ
キ金錢アルトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ關係人
ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ整理施行地又ハ之ニ存スル建物カ訴訟ノ目的タル爲
訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス
先取特權者、質權者、抵當權者又ハ訴訟當事者ハ前二項ノ規定ニ

土地收用法抄錄

第八十二條 收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アル
者ハ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ裁決書原本ノ交付ヲ受ケ
タル日ヨリ三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ訴訟ハ收用審査會ニ對シテ之ヲ掲記スルコトヲ得ス

都市計畫法抄錄

第十三條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認
可一年內ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシ
テ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム
前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理
法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設ケル
コトヲ得

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル
命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分
ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ之ヲ準
用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス
處分ニ依リ私人ノ義務ニ關スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅
滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル徵收
金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時効ニ付テハ行政廳ノ統轄
スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ決定シタル事項ニ
付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴訟スルコトヲ得
本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大
臣ニ訴訟スルコトヲ得ス

依リ供託シタル金錢ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第三十一條 前項ノ規定ニ依ル處分ハ整理施行地ノ全部ニ付工事完
了シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ規約ニ別段ノ規定
アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第四十三條 左ニ掲ケル土地ハ之ヲ耕地整理組合ノ地區ニ編入スル
コトヲ得ス但シ第一號乃至第三號ノ土地ニ付テハ主務官廳又ハ公
共團體ノ認許乃至第八號ノ土地ニ付テハ土地所有者、關係人及建
物ニ付登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ
在ラス

- 一、御料地、國有地
 - 二、官ノ用ニ供スル土地
 - 三、府縣、郡、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ公
用又ハ公共ノ用ニ供スル土地
 - 四、名勝地、舊蹟地
 - 五、古墳墓地、墳墓地
 - 六、社寺境内地
 - 七、鐵道用地、軌道用地
 - 八、建物アル宅地
- 登記シタル地上權又ハ永小作權ノ目的タル御料地又ハ國有地ニ付
主務官廳ノ認許ヲ得タルトキハ其ノ地上權者又ハ永小作權者ヲ組
合員ト爲シ其ノ土地ヲ組合ノ地區ニ編入スルコトヲ得但シ地上權
又ハ永小作權ノ殘存期間カ耕地整理組合設立ノ認可申請ノ日ヨリ
二十年未滿ナルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第二條ノ二第二項及第五條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ地上
權者又ハ永小作權者カ組合員ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ
付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル
者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

文部省告諭臨第一號

今次未曾有ノ震災ニ因リ學校ノ破壞燒失セシモノ甚タ多ク當分罹災
地學生、生徒、兒童等ノ修學上困難ナル事情渺カラサルハ洵ニ憂慮
ニ堪ヘサル所ナリ予ハ關係諸員ヲ督勵シテ出來得ル限り之カ善後ノ
方策ヲ講シテ、アリ諸子ハ自重自衛其ノ健康ノ保全ニ留意シ平素ノ
修業ヲ發揮シテ或ハ罹災者救護ニ關スル事業ニ奉仕シ或ハ人心安定
ニ必要ナル施設ニ助力シ以テ非常變災時ニ處スルノ途ヲ誤ラサル機
努メラルヘシ震災地以外ノ學生生徒兒童等ニ在リテハ災害ニ罹レル
薄俸ナル學生生徒ニ對シテハ勿論一般罹災者ニ對シ深厚ナル同情ヲ
注キ奉公博愛ノ美德ヲ實踐シ以テ其ノ本分ヲ全ウセラレムコトヲ切
望ス
大正十二年九月九日
文部大臣 岡野敬次郎

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ帝國憲法第八條ニ依リ非常徵發令ヲ
裁可シ之ヲ公布セシム
御名 御璽
攝政名
大正十二年九月二日
各大臣連署

勅令第三百九十六號 非常徵發令

第一條 大正十二年九月一日ノ地震ニ基ク被害者ノ救済ニ必要ナル食糧建築材料衛生材料運搬具其ノ他ノ物件又ハ勞務ハ内務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ非常徵發ヲ命スルコトヲ得

第二條 非常徵發ハ地方官ノ徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 非常徵發ヲ命セラレタルモノノ徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 徵發物件又ハ勞務ニ對スル賠償ハ其ノ地市場ニ於ケル前三年間ノ平均價格ニ依リ之ヲ定ム其ノ平均價格ニ依リ難キモノハ評價委員ノ評定スル所ニ依ル

第五條 非常徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタルモノハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス徵發シ得ヘキ物品ニ關シ當該官吏員ニ對シ申告ヲ拒ミ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者亦同シ

第六條 徵發物件ノ補償賠償ノ手續評價委員ノ組織其ノ他本令ノ施行ニ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ之ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月二日)

朕臨時震災救護事務局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月二日

内閣總理大臣 伯爵 内田 康 哉
 内務大臣 水野 錬太郎

勅令第三百九十七號

臨時震災救護事務局官制

第一條 臨時震災救護事務局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ震災被害救護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 臨時震災救護事務局ニ左ノ職員ヲ置ク
 總裁 副總裁 參與 委員 事務官 書記

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ副總裁ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 參與ハ内務省、大藏省、陸軍省、海軍省、逓信省、農商務省、鐵道省ノ次官、社會局長官、警視總監、東京府知事、神奈川縣知事、東京市長及橋本市長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 委員及事務官ハ各廳高等官、東京市助役及橋本市助役中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 書記ハ各廳列任官ノ中ヨリ總裁之ヲ命ス

第七條 總裁ハ必要ニ應シ地方ニ臨時震災救護事務局支部ヲ置クコトヲ得

支部ノ組織ハ總裁之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月二日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ帝國憲法第八條第一項ニ依リ一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月二日

各大臣副署

勅令第三百九十八號

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕大正十二年勅令第三百九十八號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ

茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月二日

内閣總理大臣 伯爵 内田 康 哉
 陸軍大臣 山 梨 半 造

勅令第三百九十九號

大正十二年勅令第三百九十八號ニ依リ左ノ地域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス但シ同條中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ

東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百號

關東戒嚴司令部條例

第一條 關東戒嚴司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ東京府及其ノ附近ニ於ケル鐵道警備ニ任ス

關東戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ爲前項ノ區域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス

第二條 關東戒嚴司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區域ヲ受ク

第三條 關東戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク
 參謀長
 參謀
 副官
 主計官
 軍醫
 陸軍司法事務官
 下士、列任文官

第四條 參謀長ハ關東戒嚴司令官ヲ補任シ事務整理ノ責ニ任ス

第五條 參謀、副官、主計、軍醫及陸軍司法事務官ハ參謀長ノ命ヲ

大正十二年九月三日

内閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛
 陸軍大臣 男爵 田 中 義 一

勅令第四百號

關東戒嚴司令部條例

朕關東戒嚴司令部條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

受ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル
第六條 下士列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
當分ノ内東京衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

朕大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月三日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
海軍大臣 財部 彪
陸軍大臣 男爵 田中義一

勅令第四百一號

大正十二年勅令第三百九十九號中左ノ通改正ス

「東京衛戍司令官」ヲ神奈川縣須賀市及三浦郡ニ在リテハ「須賀鎮守府司令長官、其ノ他ノ區域ニ在リテハ關東戒嚴司令官ニ「東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡」ヲ「東京府、神奈川縣」ニ改ム
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕大正十二年勅令第三百九十九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月四日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
陸軍大臣 男爵 田中義一

勅令第四百二號

大正十二年勅令第三百九十九號中左ノ通改正ス

「東京府、神奈川縣」ノ下ニ「埼玉縣、千葉縣」ヲ加フ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月七日

各大臣連署

勅令第四百三號

出版通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行騷擾其ノ他生命身體若ハ財產ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月七日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ私法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月七日

各大臣連署

勅令第四百四號

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付之ヲ適用スルコトヲ得前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 左ニ掲グル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ
一、國府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月七日

各大臣連署

勅令第四百五號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽
攝政名

大正十二年九月七日

各大臣連署

勅令第四百五號

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月七日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ震災被害者ニ對スル租税ノ減免等ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

各大臣連署

勅令第四百十號

第一條 政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大正十二年分ノ第三種所得税及營業税ニ付各納税者ノ被害ノ狀況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第二條 政府ハ震災地ニ依テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一、地 租

二、所得 税

三、營業 税

四、相續 税

第三條 第一條ノ震災被害者及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月十二日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機

四五〇

械及材料ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

各大臣連署

勅令第四百十一號

政府ハ震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械及材料ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月十二日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分ニ基ク權利利益ノ存續期間等ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

各大臣副署

勅令第四百十二號

震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分(大正十二年九月一日以前ニ爲シタルモノ)ニ基ク權利利益ノ存續期間ニシテ大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十日迄ノ間ニ滿了スヘキモノハ之ヲ大正十三

年三月三十一日ニ滿了スルモノト看做ス但シ本令ノ施行前又ハ施行後法令ニ依リ其ノ權利利益ノ消滅スヘキ旨ノ指令其ノ他ノ存續期間ノ滿了ニ關スル特別ノ指令アリタル場合ハ此ノ限ニアラス

前項ノ規定ニヨリ延長セラレタル期間ハ行政處分ニ依リコレヲ短縮スルコトヲ得

震災ノ爲大正十二年九月一日ヨリ同年十月三十日迄ノ間ニ行政廳ニ對シテ爲スヘキ出願請求其ノ他ノ手續ヲ懈怠シタル場合ニ於テ大正十二年十月三十一日迄ニ其ノ手續アリタルトキハ當該行政廳ハ其ノ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期限ハ之ヲ延期スルコトヲ得

第一項ノ震災地ノ行政廳及權利利益並前四項ノ規定ノ施行ニ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十五日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
內務大臣 子爵 後藤 新平

勅令第四百十四號

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九

月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ヲ適用セス

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル前項ノ區域外ノ地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル建築物ニシテ救護其他應急的施設ノ爲ノモノニ付亦前項ニ同シ

第一項ノ地區ノ範圍同項ノ假設建築物ノ構造並前項ノ建築物ノ種類及構造ハ內務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)大正八年法律第三十七號市街地建築物法抄錄
第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

朕大正十二年勅令第四百十二號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十五日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
農商務大臣 男爵 田 健次郎

勅令第四百十五號

第一條 大正十二年勅令第四百十二號第五項ノ規定ニヨリ震災地ノ

四五二

行政廳及權利利益左ノ如ク定ム

一、震災地ノ行政廳

農商務大臣 特許局長官 東京鐵務署長 東京府知事 神奈川縣知事

二、權利利益

試掘權 漁業權 特許權 商標權 工業所有權 戰時法ニ依リ發生シタル專用權取引所營業 許可漁業 度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ營業、度量衡器ノ檢定ノ效力種牡牛檢査ノ效力、共同狩獵地ノ免許ノ效力

第二條 大正十二年勅令第四百十二號第一項ノ規定ニ依ル試掘權ノ存續期間延長ニ伴ヒ納付スヘキ試掘權區稅ハ大正十二年十二月ニ之ヲ納付スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十七號

大正十二年勅令第四百十一號ニ依リ大正十三年三月三十一日迄關稅定率法別表輸入稅表中本會別表記載ノ物品ノ輸入稅ハ之ヲ免除シ貨物自動車以外ノ自動車並其ノ部分品及原動力機ノ輸入稅ハ之ヲ半減ス(九月十七日)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

一三 大麥 輸入稅表番號及品名

一六 小麥

二一ノ内 豆類

(一)大豆

五二ノ内 鳥獸肉及魚介類

(一)雜詰、罐詰、又ハ壺詰ノモノ

(二)其ノ他、甲ソーセイジ、乙ハム及ペーコン、丙鹹肉、丁鹽鯨

戊鹹魚

五三ノ内 バター及ヒギー

五五 コンデンスミルク

五六 インフアントフイド

一一ノ内 礦油

(一)其ノ他 動植物性ノ油脂石鹼等ヲ含有スル機械油ヲ含ム攝氏十五度ニ於ケル比重、甲〇、七三〇ヲ超エサルモノ

一三二 セネガ根

一五三 硼酸

一五六 酒石酸

一六六 重碳酸曹達

一七二ノ内 サリチール酸曹達シオプロミン

一八一ノ内 過酸化水素

一八二 明礬

二〇〇 クロロフォルム

二〇一 ヨードフォルム

二〇二 乳糖

二〇七 アンチロリン

二〇八 サントニン

メント其ノ他類似ノ水硬セメント

四三六ノ内 煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)(二)其他

四二七 瓦(粘土製ノモノ)

四四四ノ内 ガラス板(一)無色平面ノモノ(三)有色著色又ハ砂磨ノモノ(條付ノモノ、エンボツスシタルモノ其ノ他類似ノモノヲ除ク)

(四)條付ノモノエンボツスシタルモノ其ノ他類似ノモノ

四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタルガラス板

四六二ノ内 鐵(一)條及ヒ竿(テーパー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム)

(二)ワイヤロツプ(卷キタルモノ)(四)板甲金屬ヲ鍍セサルモノ

甲ノ三其ノ他(イ)厚サ、七ミリメートルヲ超エサルモノ(ロ)其ノ他ノ内厚十ミリメートルヲ超エサルモノ、乙非金屬ヲ鍍シタルモノ、乙一鍍銀シタルモノ(葉鐵及ヒ葉鋼)乙ノ二電鍍シタルモノ(波形ト否ト別タス)(五)線(十二)筒及ヒ(別號ニ掲ケサルモノ)

四七七ノ内 釘、リベット、螺旋釘、靴牡螺旋釘類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

(一)鐵釘(三)鐵線旋釘(五)鐵靴牡螺旋釘及ワッシャー(六)鐵リヤリツト

四八二 鐵道建設用材料(別號ニ掲ケサルモノ)

四八三 電線支柱及ヒ電線支架用材料(別號ニ掲ケサルモノ)

四八四ノ内 家屋、橋梁、船渠等(船舶ヲ除ク)ノ建設材料(別號ニ掲ケサルモノ)

四九二 コツク及ヴアルウ類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬

- 二二三 炭酸クレオソート
- 二二四 炭酸クアコール
- 二二六ノ内 ハブシン
- 二二九ノ内 ナガールン、ピラミドン、タンナルピン、單寧酸オレキシン、イヒチオール
- 磷酸コティン、オイヒニン、クレオソート、葎酸セリウム、重酒石酸カリウム、クレオソート油(コールドール製ノモノ)
- 二七二 綿織絲
- 二七三 綿絲及ヒ長十メートルノ重量三グラムヲ超エサル綿絲
- 二八三 毛織絲
- 二九八 綿織物
- 三〇一ノ内 毛織物及毛綿交織物(天鰐絨アラツシユ其ノ他ノバイル織物ヲ除ク)
- 三二六 プランケツト(單製ノモノ)
- 三四六ノ内 肌衣(上下別タス)(一)メリヤス製ノモノ、甲綿製ノモノ、乙毛製又ハ毛綿製ノモノ
- 三五五ノ内 靴其ノ他ノ履物(一)長靴甲革製ノモノ、乙ゴム製ノモノ(二)短靴甲革製ノモノ(四)ゴム製被服靴
- 三六〇ノ内 別號ニ掲ケサル衣類二ノ内洋服
- 三六三 筆記用紙
- 三六四 圖書畫紙
- 三六九 壁紙
- 四〇九ノ内 スレート及ヒ別號ニ掲ケサルスレート製品(一)其ノ他(甲)研磨セザルモノ又ハ彫刻セザルモノ、屋背板用
- 四三二 ホートランドセメント、ローマンセメント、ブゾラナセ

ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

四九三 蝶鍍、ハットフツク及ヒ戸、窓、家具等ニ用ヒル金屬(貴

金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

四九四 鍍及ヒ鍍(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル

モノヲ除ク)

四九六 工匠具、農具及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)

五一四 ストール及同部分品

五一五 ラヂエートル

五三九 ガズ計

五四〇 水量計

五四三 アンペアメーター及ビヴォルトメーター

五四四 ワットメーター

五五九 電信機電話機及ビ同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)

五六三ノ内 貨物自動車

五六四ノ内 貨物自動車ノ部分品(原動力機ヲ除ク)

五七七ノ内 貨物自動車ノ原動力機

五八三 クレーン

五八八 縫衣機

五八九 縫衣機部分品及ヒ附屬品(針ヲ除ク)

六一二ノ内 木材(一)單ニ切り挽キ又ニ割りタルモノ(花梨木、

鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及ヒ黒檀ヲ除ク)(二)其ノ他ノ内

木煉瓦

六一六 木炭

六二七 タードノユルト、タードパーパー其ノ他類似ノモノ(屋

骨、船底等ニ用ヒルモノニシテタール、アスファルト、樹脂等

ヲ施シタルモノ)

朕帝復興審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十九日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

勅令第四百十八號

帝國復興審議會官制

第一條 帝都復興審議會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應ジ帝都其ノ他ノ

震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ審議ス

第二條 帝都復興審議會ハ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要

ノ案件ヲ審議ス

第三條 帝都復興審議會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ國務大臣國務大臣タリシ者、親任官又ハ學識經驗アルモノ

ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

第五條 總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長トナル

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其職務ヲ代理ス

第六條 帝都復興審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク

第七條 幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス庶務ヲ掌理ス

第八條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第九條 委員ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月十九日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八

條第一項ニ依リ臨時物資供給令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月二十二日

各大臣連署

勅令第四百二十號

臨時物資供給令

第一條 政府ハ震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品並土木又ハ建

築ノ用ニ供スル器具、機械及材料ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲ニ必要

アリト認ムルトキハ當該物資ノ買入賣渡交換加工若ハ貯藏ヲ爲シ

又ハ他人ニ委託シテ買入若ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ物資ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ震災地ニ於ケル前條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル

爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定

シ其ノ輸出ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第三條 政府ハ震災地ニ於ケル第一條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシム

ル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ生産者、取引業者、倉庫業者、

其ノ他占有者ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ命シ又ハ官吏若ハ吏員

ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査セ

シムルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職

務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月二十二日)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八

條第一項及第七十條第一項ニ依リ臨時物資供給特別會計令ヲ裁可

シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月二十二日

各大臣連署

勅令第四百二十一號

臨時物資供給特別會計令

第一條 震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品並土木又ハ建築ノ用

ニ供スル器具機械及材料ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲ニ必要ナル當該物

資ノ買入賣渡、交換、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ之

ヲ一般ノ歲入歲出ト區別シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條 本會計ニ關スル經費ヲ支辨スル爲ニ必要ナル時ハ政府ハ本會

計ノ負擔ニ於テ一億圓ヲ限リ借入ヲ爲スコトヲ得

第三條 本會計ノ負擔ニ關スル借入金ノ償換及利子支拂ニ必要ナル

金額ハ國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルヘシ

第四條 本會計ハ借入金物資賣渡代金及附屬雜收入ヲ以テ歲入トシ

物資ノ買入代金、物資ノ買入、賣渡交換、加工、貯藏及運搬ニ關

スル諸費、借入金ノ償還金及利子其ノ他諸費ヲ以テ歳出トス
第五條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條 本會計ハ大正十四年三月三十一日迄ノ期間ヲ通シ一會計年
度トシテ整理シ當該會計年度限り之ヲ廢止ス
第七條 本會計廢止ノ際ニ於ケル收入支出其ノ他必要ナル事項ニ關
スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月二十二日)

朕震災救護ノ爲ノ恩賜金及寄附金等ノ取扱ニ關スル件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
攝政名

大正十二年九月二十二日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
大藏大臣 井上準之助

勅令第四百二十二號

第一條 震災救護ノ爲メ恩賜金及震災救護ノ目的ヲ以テスル寄附ニ
係ル現金、有價證券其ノ他ノ物件ハ本令ニ依リ臨時震災救護事務
局ニ於テ之ヲ取扱フヘシ
第二條 有價證券及直接救護ノ用ニ適セサル物件ハ之ノ換價スルコ
トヲ得
第三條 預入ニ係ル現金ニ對シテハ大藏省預金部ハ通常預金利子ヲ
附スヘシ

コールドローンノ證書ヲ擔保トシテ銀行ノ振出シタル手形
四、前三號ニ規定スル手形ニシテ日本銀行ノ割引シタルモノノ書換
ノ爲ニ振出シタル手形
日本銀行ハ本令ニ依リテ爲ス手形ノ割引ニ付政府ノ監督
シ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝都復興院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
シム
御名 御璽
攝政名

大正十二年九月二十七日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
內務大臣 子爵 後藤 新平
農商務大臣 男爵 田 健治郎

勅令第四百二十五號 帝都復興院官制(略)

朕大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ適用等ニ關スル件ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
攝政名

大正十二年九月二十七日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

現金ニ關スル出納官吏取扱手續ニ付テハ資金前渡官吏現金取扱ノ
例ニ準スヘシ
附 則
本令ハ大正十二年九月二日ヨリ之ヲ適用ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依リ日本銀行
ノ手形ノ割引ニ因リ損失ノ補償ニ關スル財政上必要處分ノ件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
攝政名

大正十二年九月二十七日

勅令第四百二十四號

政府ハ日本銀行カ左ノ各號ノ一ニ該當スル手形ニシテ大正十四年
九月三十日以前ノ滿期日ヲ有スルモノノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失
ヲ受ケタル場合ニ於テ壹億圓ヲ限リ同行ニ對シ其ノ損失ヲ補償スル
ノ契約ヲ爲スコトヲ得但シ第一號乃至第三號ニ規定スル手形ノ割引
ハ大正十三年三月三十一日迄ニ爲シタルモノニ限ル
一、震災地(東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ヲ謂フ以
下同シ)ヲ支拂地トスル手形又ハ震災地ニ震災ノ當時營業所ヲ有
シタル者ノ振出シタル手形若ハ之ヲ支拂人トスル手形ニシテ大正
十二年九月一日以前ニ銀行ノ割引シタルモノ
二、前號ニ規定スル手形ノ書換ノ爲ニ振出シタル手形
三、前二號ニ規定スル手形又ハ震災地ニ營業所ヲ有スル銀行カ他ノ
銀行ニ對シ大正十二年九月一日以前ニ發行シタル預金證書若ハ一

司法大臣 平沼 麒一郎

勅令第四百二十九號

大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ規定ハ手形其ノ他之ニ準
スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年十月一日ヨリ同年同月三十一日迄
ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行
爲ニ付之ヲ適用ス
同令第三條第一項中三十日ノ期間ハ手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證
券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ同令第一
條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付テハ之ヲ
六十日ニ延長ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕大正十二年勅令第四百十號震災被害者ニ對スル租稅ノ減免等ニ
關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
攝政名

大正十二年九月三十日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
大藏大臣 井上準之助

勅令第四百四十七號

第一條 大正十二年勅令第四百十號第三號ノ規定ニ依リ震災地及震
災被害者ヲ左ノ如ク定ム
一、震災地

東京府（西多摩郡及小笠原島ヲ除ク）
神奈川縣

埼玉縣（秩父郡、兒玉郡及大里郡ヲ除ク）

千葉縣（千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡、安房郡）

山梨縣（中巨摩郡（花輪村）東八代郡（富士見村）南巨摩郡

（鯉澤町）南都留郡（明見村、中野村、忍野村）

静岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

二、震災被害者

大正十二年九月一日ノ震災（之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ）ニ因リ損害ヲ受ケタル者

第二條 震災被害者中政府ノ決定シタル所得金額一萬圓以下（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル）ノ者ニシテ自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半力震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ付テハ大正十二年分第三種ノ所得ニ對シテ所得稅ヲ免除ス

第三條 震災被害者ニシテ前條ニ該當セサルモノノ大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其ノ殘所得金額ニ付所得稅法律第二十三條ノ規定ヲ適用ス

一、所得稅法律第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物船舶機械器具商品原料品等力震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額
二、自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財力震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ金額
甲、住宅又ハ家財ノ過半力滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分

トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ全部
同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割
同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割
同 十萬圓ヲ超エル金額ノ二割
乙 住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セサルモノ其ノ損害著シキトキ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ五割
同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割
同 五萬圓ヲ超エル金額ノ一割
丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ
所得金額一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ二割
同 一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割
三、第一號又ハ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケル者所得稅第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一ニ相當スル金額
前項第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス
震災被害者力所得ノ基因タル自己所有ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス
同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得ト有スル場合ニ於テ

ハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第四條 所得稅法律第六十四條第一項ノ請求ヲ爲ス者ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用ス

第五條 第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シ殘所得金額八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ免除ス

第六條 震災ニ因リ所得稅法律第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分第三種ノ所得金額ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問シテ其ノ所得金額ヲ確定スヘシ

第七條 震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ大正十二年分營業稅第二期分ハ之ヲ免除ス
一、營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分力震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ
二、商品及原料品ノ全部又ハ大部分力震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業稅法律第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業稅法律第二十九條ノ其ノ年度營業稅額ト看做ス

第九條 震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業稅法律第二十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋

トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ全部
同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割
同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割
同 十萬圓ヲ超エル金額ノ二割
乙 住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セサルモノ其ノ損害著シキトキ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ五割
同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割
同 五萬圓ヲ超エル金額ノ一割
丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ
所得金額一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ二割
同 一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割
三、第一號又ハ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケル者所得稅第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一ニ相當スル金額
前項第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス
震災被害者力所得ノ基因タル自己所有ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス
同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得ト有スル場合ニ於テ

其他ノ築造物、船舶、機械、器具等力震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ヲ營業稅法律施行規則第五十五條ノ經費ト看做ス

第十條 震災ニ因リ營業稅法律第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ營業稅調查委員會ニ諮問シテ其ノ課稅標準ヲ確定スヘシ

第十一條 第二條、第三條又ハ第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ受ケタル者ハ被害ノ狀況及損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ大正十三年一月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

震災當時ニ於テ納稅地方震災地ニ在リタル納稅者ニシテ被害ノ事實顯著ナルモノニ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖政府ノ認ムル所ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタルトキハ其ノ殘所得金額ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十三條 本令ニ依ル所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ニ關スル處分ニ對シ不服アルトキハ訴訟願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十四條 震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）營業稅及相續稅ニシテ納付未済ニ係ルモノ及大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ徵收ヲ猶豫シ

大正十二年十一月一日以後ニ於テ大藏大臣其ノ納期限ヲ定ム
震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）營業稅及相續稅ニシテ大正十二年十一月一日以後ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫ス

附 則

附 則

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(九月三十日)

朕郵便貯金郵便爲替等ノ權利ノ申告ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年十月十八日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
逓信大臣 犬養 毅

勅令第四百四十七號

第一條 郵便貯金、郵便振替貯金保管證券又ハ郵便爲替(小爲替ヲ除ク)ニ關スル大正十二年九月一日現在ノ權利ニシテ之ヲ證明スヘキ郵便貯金通帳其ノ他ノ證據書類ノ亡失シタルモノニ付テハ逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ權利者若クハ關係人又ハ其ノ法定代理人ニ於テ其ノ權利ヲ證明スルニ必要ナル事項ヲ記載シタル申告書ヲ大正十二年十二月三十一日迄ニ郵便官署ニ提出スヘシ
前項ノ郵便貯金、郵便振替貯金、保管證券及郵便爲替ノ範圍ハ逓信大臣之ヲ定ム
逓信大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ニ規定スル期限ヲ延長スルコトヲ得

第二條 逓信大臣ノ定ムル所ニ依リ前條ノ權利ヲ確認シタルトキハ之ヲ申告者及權利者ニ通知ス

附 則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕震災地ノ行政廳ニ對シ出願請求其ノ他ノ手續ヲ爲スヘキ期限ノ延期ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年十月三十日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
農商務大臣 男爵 田 健治郎

勅令第四百七十三號

大正十二年勅令第四百七十二號第三項ノ期限ハ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ農商務大臣又ハ特許局長官ニ對シテ爲スヘキ出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テハ大正十二年十月三十日ヲ同年十二月三十日迄、大正十二年十月三十一日ヲ同年十二月三十一日迄之ヲ延期ス但シ條約ニ依リ優先權ヲ主張セムトスル者ノ爲スヘキ出願ニ付テハ大正十二年十月三十日ヲ大正十三年三月三十日迄大正十二年十月三十一日ヲ大正十三年三月三十一日迄之ヲ延期ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

正大十二年九月十二日公布勅令第四百七十二號震災ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分ニ基ク權利利益ノ存續期間ニ關スル件

抄 錄

第三項 震災ノ爲大正十二年九月一日ヨリ同年十月三十日迄ノ間ニ行政廳ニ對シテ爲スヘキ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ懈怠シタル場

合ニ於テ大正十二年十月三十一日迄ニ其ノ手續アリタルトキハ當該行政廳ハ其ノ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

朕東京警備司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十三年十一月十五日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
陸軍大臣 男爵 田 中 義 一

勅令第四百八十號

東京警備司令部令

第一條 東京警備司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ帝都及其ノ附近ノ警備ニ任ス
前項警備ノ區域ハ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡、横濱市及橋本郡トス
東京警備司令官ハ第一項ニ規定スルモノノ外東京衛戍司令官ノ職務ヲ行フ

第二條 東京警備司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區處ヲ承ク

第三條 東京警備司令官ニ左ノ職員ヲ置ク

參 謀 長
參 謀
副 官
下士、列任文官

朕震災地ノ行政廳ニ對シ出願請求其ノ他ノ手續ヲ爲スヘキ期限ノ延期ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十二年十月三十日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
農商務大臣 男爵 田 健治郎

勅令第四百十四號抄錄

大正十二年勅令第四百十四號中左ノ項改正ス
第一項中「大正十三年二月末日」ヲ「大正十三年八月末日」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

關東戒嚴司令部條例ハ之ヲ廢止ス
東京衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

抄 錄

第四條 參謀長ハ東京警備司令官ヲ輔佐シ事務整理ニ任ス
第五條 參謀及副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル
第六條 下士、列任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

大正十二年勅令第四百十四號東京府及神奈川縣市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件中改正 (大正十三年二月十六日) 勅令第十九號

大正十二年勅令第四百十四號抄錄 (大正十二年九月十五日公布)
第一項 東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ヲ適當セス

大正十二年勅令第四百十四號抄錄 (大正十二年九月十五日公布)
第一項 東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ヲ適當セス

内務省令號外

大正十二年九月二日

内務大臣 水野鍊太郎

第一條 大正十二年九月二日勅令第三百九十六號非常徵發令ニ依リ徵發シ得ヘキ物件左ノ如シ

- 一、食料品
- 二、飲料
- 三、薪、炭、油、其ノ他燃料
- 四、家屋
- 五、建築材料
- 六、藥品其ノ他ノ衛生材料
- 七、船車其ノ他ノ運搬具
- 八、電線
- 九、勞務

第二條 内務大臣ノ命ニ依リ地方長官ニ於テ徵發ヲ行ハムトスルト

キハ徵發書ヲ發行シ之ヲ物件ノ占有者又ハ所有者ニ交付スヘシ

第三條 地方長官ハ徵發執行ノ官吏員ヲシテ徵發物件ニ對スル受領書ヲ交付セシムヘシ

第四條 被徵發者ハ徵發ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三月以内ニ管轄市町村役場ニ賠償請求書ヲ提出スヘシ賠償請求書ニハ徵發物件ニ對スル受領書ヲ添付スヘシ

第五條 市町村長前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ地市場ニ於ケル前三年間ノ平均價格ヲ具シ其ノ平均價格ニヨリ難キモノハ意見

軍補充令施行規則ニ依リ將來召集セララルコトナキニ至リタルモノニ在リテハ大正十三年度限り之ヲ召集スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

内閣恩給局長ノ管掌ニ係ル恩給、退職料及遺族扶助料等ノ支給期日及證書原本交付ニ關スル件左ノ通定ム

大正十二年九月十六日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

第一條 大正十二年十月ニ支給スヘキ恩給、退職料及遺族扶助料等ハ震災ノ際東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、又ハ靜岡縣ニ現住シタル受給者ニ限り本人ノ請求ニ依リ大正十二年九月二十日以後之ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ恩給、退職料及遺族扶助料等ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ恩給證書（原本ヲ含ム）ヲ呈シテ内閣恩給局ニ之ヲ請求スヘシ

第二條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲ス場合ニ於テハ前項ノ請求ハ之ト同時ニ爲スコトヲ得

第二條 震災ニ際シ恩給證書（原本ヲ含ム）ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ本人ノ請求ニ依リ證書ノ特別原本ヲ交付スルコトヲ得特別原本ハ恩給證書ト同一ノ效力アルモノトシテ之ヲ交付シタルトキハ原證書ハ其ノ效力ヲ失フ

ヲ附シテ地方長官ニ進達スヘシ

第六條 評價委員ハ三名トシ地方長官其ノ部下ノ官吏員市町村吏員及府縣市町村會議員中ヨリ之ヲ命ス

附則

勅令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（九月二日）

陸軍省令第二十二號

大正十二年九月一日ヨリ同年九月三十日迄ノ間ニ於ケル勤務演習召集及簡閱點呼取止メニ關スル件左ノ通定ム

大正十二年九月十一日

陸軍大臣 男爵 田中義一

第一條 近衛第一師團ノ部隊ニ召集ヲ令セラレタル者ニシテ未タ應召セサルモノノ召集ハ之ヲ取止ム

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ前條以外ノ部隊ニ召集ヲ令セラレ未タ應召セサルモノ又ハ簡閱點呼ヲ命セラレ未タ參會セサルモノノ召集又ハ簡閱點呼ハ之ヲ取止ム

一、東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣及靜岡縣駿東、田方、賀茂郡部ニ本籍ヲ有シ現ニ其地ニ居住スル者

二、前號ニ規定スル府、縣、郡ニ寄留スル者

第三條 前二條ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ヲ取止メラレタル者ニ對シテハ聯隊區司令官ヨリノ通知ヲ待タズ市區町村長又ハ之ニ準スル者ヨリ其旨直ニ本人ニ通知ス可シ

第四條 第一條ハ第二條ニ依リ召集ヲ取止メラレタル者ノ中陸軍補充令第三十七條ニ該當スルモノニシテ召集ヲ取止メラレタル爲臨

前項ノ特別原本ノ交付ヲ受ケムトスル者陸軍軍人又ハ其ノ遺族ナルトキハ陸軍大臣、海軍軍人又ハ其ノ遺族ナルトキハ海軍大臣ノ證明ヲ受ケ内閣恩給局ニ之ヲ請求スヘシ交付ヲ受ケムトスル者ハ本人自ラ内閣恩給局ニ出頭シテ之ヲ請求スヘシ但シ内閣恩給局方特ニ許容シタル場合ハ本人自ラ出頭スルヲ要セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令第二十三號

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件左ノ通定ム

大正十二年九月十七日

内務大臣 子爵 後藤新平

第一條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ地區ハ左記ノ區域内ニ於テ火災ニ罹リタル地區トス

東京市 日本橋區 麴町區 京橋區 芝區 神田區 下谷區 本郷區 小石川區 淺草區 四ッ谷區 麻布區 赤坂區 本所區 深川區

南葛飾郡 吾嬬町

同 龜戶町

同 大島町

同 砂町

北豐島郡 三河島町

同 日暮里町

豊多摩郡 淡輪町

續前市

第二條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第二項ノ建築物ハ左記各號ノ一ニ該當スル種類ノモノニ限ル

- 一、罹災民救護又ハ避難ノ爲メニ建築スル應急ノ建築物
二、罹災善後ノ爲メニ要スル食糧品衛生材料建築材料運搬用具等ヲ一時貯蔵スル爲メノ建築物

第三條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ハ階數ニテ超ユルコトヲ得ス

大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ニハ市街地建築場法施行規則第一條乃至第四百十七條ノ規定ヲ適用セス

地方長官ハ大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ衛生上及又ハ保安上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

附 則

本令中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍省令第二十三號

罹災地受給壯丁ノ住所等ノ異動届出ニ關スル件左ノ通定ム
大正十二年九月十八日

陸軍大臣 男爵 田 中 義 一
第一條 第一、第十四又ハ第十五師管ニ本籍ヲ有シ又ハ全戶寄留ヲ爲シ居リタル壯丁ニシテ本年徵兵検査ヲ受ケ甲種又ハ乙種ニ合格

シタル者ノ中今回ノ震災ノ爲轉籍又ハ住所若ハ居所ヲ變更シタルモノアルトキハ居住地異動届第一様式ヲ本年十月三十一日迄ニ本籍地市町村長ニ差出スヘシ

町村長前項ノ異動届ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ郡長ニ差出シ郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ本人ノ本籍地縣隊區司令官ニ差出スヘシ

第二條 前條第一項ニ規定スル者ニシテ今回ノ震災ノ爲死亡又ハ行方不明ト爲リタルモノアルトキハ本年十月三十一日迄ニ戶主戶主在ラサルトキハ家事ヲ擔當スル者、戶主又ハ家事ヲ擔當スル者在ラサルトキハ親族又ハ其ノ事實ヲ知り居ル者ヨリ壯丁異動届(第二様式)ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ

町村長前項ノ異動届ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ郡長ニ差出シ郡市町ハ之ヲ十一月二十一日迄ニ本人ノ本籍地縣隊區司令官ニ差出スヘシ

町村長前項ノ異動届ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ郡長ニ差出シ郡市町ハ之ヲ十一月二十日迄ニ本人ノ本籍地縣隊區司令官ニ差出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令中市長ニ關スル規定ハ東京、大阪、京都及名古屋ニ在リテハ區長ニ之ヲ適用ス
(様式略)

閣令第七號

國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通り定ム
大正十二年十月一日

内閣總理大臣 伯爵 山本 權 兵 衛

恩給給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ其ノ提出ニ付經由廳ノ定アルモノハ左ノ區分ニ從ヒ先ツ之ヲ經由廳ニ差出スヘシ

- 一、本廳廳ヲ經由テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ高等文官同待遇、高等官試補、軍人及準軍人ニ在リテハ所管大臣ニ列任文官同待遇ニ在リテハ其ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長官ニ之ヲ差出スヘシ
二、陸大軍臣又ハ海軍大臣ヲ經由テ差出スヘキコトヲ定メタルモノ及本廳長官方陸軍大臣又ハ海軍大臣ナルトキハ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ニ之ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ聯隊區司令官又ハ所屬隊長ハ順序ヲ經由テ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ進達スヘシ
三、在外指定學校職員ノ差出スヘキモノハ所管領事官ニ之ヲ差出スヘシ

第二條 裁定官廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ
第三條 恩給請求書類ハ概テ別紙様式(第一號乃至第十五號書式)ニ準シ作成スヘシ
第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接ニ裁定官廳ニ差出ス場合ニ於テ帝國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ寄留郵便ヲ以テ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ
第五條 本廳廳其ノ他ノ經由廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルト

シタル者ノ中今回ノ震災ノ爲轉籍又ハ住所若ハ居所ヲ變更シタルモノアルトキハ居住地異動届第一様式ヲ本年十月三十一日迄ニ本籍地市町村長ニ差出スヘシ
町村長前項ノ異動届ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ郡長ニ差出シ郡市長ハ之ヲ十一月二十日迄ニ本人ノ本籍地縣隊區司令官ニ差出スヘシ
第二條 前條第一項ニ規定スル者ニシテ今回ノ震災ノ爲死亡又ハ行方不明ト爲リタルモノアルトキハ本年十月三十一日迄ニ戶主戶主在ラサルトキハ家事ヲ擔當スル者、戶主又ハ家事ヲ擔當スル者在ラサルトキハ親族又ハ其ノ事實ヲ知り居ル者ヨリ壯丁異動届(第二様式)ヲ本籍地市町村長ニ差出スヘシ
町村長前項ノ異動届ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ郡長ニ差出シ郡市町ハ之ヲ十一月二十一日迄ニ本人ノ本籍地縣隊區司令官ニ差出スヘシ

キハ恩給金額計算書(第十六號乃至第二十一號書式)ヲ作り證據書類ヲ添附シ内閣恩給局ニ送付スヘシ但シ數個ノ經由廳アルトキハ最終ノ經由廳ニ於テ計算書ヲ作成スヘシ
第六條 内閣恩給局ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ貯金局ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ付スヘシ
第七條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ内閣恩給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ
第八條 内閣恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ貯金局ヲ經由テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ
第九條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所又ハ別紙様式第二十二條又ハ第二十三條ノ書式)ニ準シ貯金局ヲ經由テ内閣恩給局ニ通知スヘシ
第十條 恩給給與規則第三十六條ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概テ別紙様式(第二十四條書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ内閣恩給局ニ差出スヘシ
一、恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ警察官署等ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス
二、恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書

第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應ラニテ内閣恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ

第十二條 恩給法施行令第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬長官ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ閣令ハ之ヲ廢止ス

官吏恩給法施行規則

官吏遺族扶助法施行規則

軍人恩給法施行規則

明治二十四年閣令第二號

明治二十四年法律第四條施行規則

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補助則施行規則

明治三十四年閣令第一號

明治三十五年法律第四十五號施行手續

明治三十九年法律第二十號施行手續

明治四十三年閣令第九號

明治四十四年法律第五十九號施行手續

公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則

明治二十九年法律第十三號施行規則

在外指定學校職員退職料及遺族扶助料支給規則

大正十一年閣令第五號

遞信省令第七十一號

ス但シ簡易生命保險法第二十四條ノ場合ニ於テ同法第二十五條ノ規定ニ依リ償付スヘキ金額ノ支拂ニ付テハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第五條 保險契約者ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險規則第五十二條ノ規定ニ依リ貸付金ノ非常局待付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ貸付ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ金額ハ一圓以上トス

簡易生命保險規則第五十四條ノ三ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本規則ニ依リ非常取扱ニ關シテハ前各條ノ規定ニ依リシテモノヲ除クノ外簡易生命保險規則ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第二十四號

大正十二年勅令第四百六號ニ依リ會計規則ニ對スル特令左ノ通定ム

大正十二年十月二十日

大藏大臣 井上準之助

第一條 左ノ場合ニ於テハ當分ノ内指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、震災救護ニ要スル物件ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

二、震災地ニ於ケル工作物ノ修繕其ノ他應急工事ノ請負ヲ爲サシムルトキ

三、震災ニ基ク應急ノ必要ニ依リ物件ノ買入若ハ借入ヲ爲シ又ハ加工ヲ爲サシムルトキ

四、臨時物資供給令第一條ノ規定ニ依リ物資ノ買入若ハ賣渡ヲ爲シ加工ヲ爲サシメ之カ貯藏ノ爲倉庫ヲ借入レ又ハ他人ニ委託シ

簡易生命保險非常取扱規則左ノ通定ム

大正十二年十月二日

遞信大臣 犬 養 毅

簡易生命保險非常取扱規則

第一條 大正十二年九月一日以前ノ保險契約ニ對シテハ本規則ノ定ムル所ニ依リ簡易生命保險ノ非常取扱ヲ爲ス

第二條 大正十二年九月東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣ニ於ケル震災ニ罹リタル保險契約者ニ對シテハ大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ於テ保險料ノ拂込ニ關シ特別拂込猶豫期間三箇月ヲ設ク

前項ノ特別拂込猶豫期間中ハ延滞料ヲ徵收セス

第一項ノ特別拂込猶豫期間ハ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間ニ先チテ之ヲ適用ス大正十二年九月一日ニ於テ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間中ニ在ルモノニ付テハ其ノ猶豫期間ノ始ニ適リテ特別拂込猶豫期間ヲ適用ス

第三條 保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ保險金ノ非常局待付ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ被保險者ノ口頭謄本又ハ抄本ノ提出ヲ省略スルコトヲ得

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四條 保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ償付金ノ非常局待付ヲ請求スルコトヲ得但シ契約ノ變更ニ因リ還付金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

テ之カ買入若ハ賣渡ヲ爲ストキ

五、震災地ニ於ケル供給ノ圓滑ヲ計ル目的ヲ以テ土木又ハ建築ノ用ニ供スル材料ノ加工又ハ貯藏ヲ爲ス者ニ對シ震災地ニ於テ三年内ノ期間ヲ以テ國有地ノ貸付ヲ爲ストキ

第二條 前條ノ規定ニ依リ又ハ震災地ニ於テ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルトキハ會計規則第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略シ當該官吏ノ指令ニ對シ相手方ノ提出スル請書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得但シ不動産ノ賣買貸借ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ請書ニハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載スルコトヲ要ス

第三條 震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大正十三年三月三十一日限り會計規則第九十三號ノ規定ニ拘ラス工事又ハ製造ニ付其ノ既済部分ノ全額迄ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ大正十二年勅令第四百六號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

(參照)

大正十二年九月七日公布勅令第四百六號震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大藏大臣ハ會計規則其ノ他ノ收入支出ニ關スル命令ノ規定ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ得

遞信省令第八十一號

臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則左ノ通定ム

大正十二年十月二十日

逓信大臣 犬 養 毅

臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則

第一章 總 則

- 第一條 大正十二年十月勅令第四百七十七號ニ依リ郵便貯金郵便振替貯金保管證券又ハ郵便爲替(小爲替ヲ除ク)ニ關スル申告及確認ニ關シテハ本規則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本規則ニ規定スル罹災郵便局ノ局名ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三條 本規則ノ定ムル所ニ依リ申告ヲ爲サムトスル者ハ別ニ告示スル所ニ依リ貯金局又ハ郵便局ニ出頭ノ上申告書ヲ提出シ第四十條ニ規定スル郵便爲替金受拂申告場ノ場合ヲ除クノ外其ノ受領證ヲ受取ルヘシ
- 前項ノ申告書ニハ公共團體ノ場合ヲ除クノ外各其ノ様式ノ定ムル所ニ依リ保證人ノ保證書ヲ添屬スヘシ
- 貯金局又ハ郵便局ハ申告者ヲシテ其ノ申告書ノ記載事項ニ付相當證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第四條 相續人財産管理人又ハ法定代理人本規則ニ定ムル所ノ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ戶籍謄本又ハ其ノ資格ヲ證明スヘキ相當官衙ノ證明ヲ添屬スヘシ
- 第五條 本規則ニ依リ貯金局ニ於テ郵便貯金郵便振替貯金保管證券又ハ郵便爲替ニ關スル權利ヲ確認シ通報又ハ證書ヲ發行交付スル場合ニ於テハ其交付ヲ以テ大正十二年十月勅令第四百七十七號第二條ニ依リ通知ニ代フ
- 申告者カ權利者相續人財産管理人又ハ法定代理人ニ非サル場合ニ於テハ別ニ確認ノ旨ヲ通知ス

四六八

第六條 本規則ニ依リ申告ヲ爲ス者ハ申告ノ記載事項中列明セサルモノニ對シ貯金局ニ於テ調査ノ上之ヲ通足スル場合アルヘキコトニ異議ナキ旨ヲ認メタル承諾書(第三號様式)ヲ申告書ニ添屬スヘシ

第七條 郵便貯金預ケ入郵便振替貯金加入者又ハ郵便爲替ノ差出人若クハ受取人再度郵便貯金通報再度證券保管通書再度郵便貯金拂戻證書再度郵便振替貯金拂戻證書再度郵便爲替證書又ハ外國郵便爲替ノ第二爲替券若クハ拂渡認可書ノ交付ヲ受クル場合ニ於テハ申告書受領證ニ相當事項ヲ記入シ且受領證印ノ上引換ニ之ヲ郵便官署ニ差出スヘシ

第八條 郵便貯金通報、郵便貯金拂戻證書證券保管通書郵便振替貯金拂戻證書郵便爲替證書其他ノ證書書類ニシテ毀損汚損ノ爲不列明トナリタルモノハ本規則ノ適用ニ付之ヲ亡失ト看做ス

第二章 郵便貯金

第九條 郵便貯金預ケ人大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記載ヲ付シタル郵便貯金通報亡失シタルトキハ郵便貯金通報亡失シタルトキハ郵便貯金通報亡失申告書(第一號様式及郵便貯金預拂高内譯制(第一號様式附屬書)ヲ提出スヘシ

一、ぬ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南
二、前記記載ニ「恩」又ハ「据」ヲ冠シタルモノ
三、軍本、外、野戰、功、勳京鑑(鑑ノ下ニ、ろ等ノ文字アルモノ)臨鑑

郵便貯金預ケ人證券保管通書所持スル場合ニ於テ郵便貯金通報ト共ニ之ヲモ失シタルトキハ同時ニ第二十五條ノ申告ヲ提出シ又貯金通報亡失シタルモノ保管通書所持スルトキハ之ヲ郵便貯金

通報亡失申告書貯金預ケ人證券償還當該通知書又ハ證券實却濟通知書又ハ證券實却濟通知書所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十條 前條ノ申告書又ハ内譯書ニ記載スヘキ事項中預ケ人ニ於テ列明セサルモノアルトキハ通報記號番號又ハ最初ノ預入局名現在高預ケ人ノ氏名、年齢、新舊住所、大正十二年九月一日ノ住所、職業、通報亡失ノ場所、年月日事由並大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認拂ニ依リ無通報ニテ拂戻ヲ受ケタル金額ヲ除クノ外之カ記載ヲ省略スルコトヲ得

第十一條 第九條ニ掲タル記號ヲ付シタル郵便貯金通報ニ依リ共同貯金ノ總代ハ其ノ郵便貯金通報ヲモ失シタルトキハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テ預入票ヲ所持スルトキハ之ヲ申告書ニ添屬スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ共同貯金ノ各預入者ハ其ノ預入金ニ付第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テ預入票又ハ預入金受領證ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十二條 海外貯金ノ預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ貯金局ニ送付スヘシ

第十三條 公共團體、社寺、學校又ハ各種ノ法人若クハ團體ノ代表者及管理業者又ハ規約貯金ノ組合代表者ハ預ケ人ニ代リ第九條乃至第十二條ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第十四條 第九條ニ掲タル記號ヲ付シタル郵便貯金通報ニ依リ郵便貯金ノ全部拂戻ヲ請求シタル預ケ人大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ之ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケタル後之ヲ亡失シタルトキハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ

第十五條 大正十二年九月一日以前ニ於テ第九條ニ掲タル記號ヲ付

シタル郵便貯金通報ヲ郵便官署ニ提出シタルモノ未タ之カ返付ヲ受ケス又ハ再度通報ノ交付ヲ請求シタルモノ未タ其ノ交付ヲ受ケサルトキハ預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ此場合ニ於テ通報受領證又ハ貯金預リ證ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十六條 第九條ニ掲タル記號ヲ付シタル郵便貯金通報提出中又ハ其ノ再度通報請求中罹災郵便局ニ於テ取扱ヲ受ケタル預入金ニシテ未タ其ノ通報ニ記入セラレサルモノアル場合ニ於テ貯金假預リ證ヲ亡失シタルトキハ預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ此場合ニ於テ通報所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十七條 第九條乃至第十六條ニ依リ申告書ヲ提出シ又ハ第九條ニ依リ貯金通報ヲ提出スル者ハ貯金預入申込書ヲ再調シ之ヲ添屬スヘシ

郵便貯金規則第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 貯金預ケ人申告書ニ貯金現在高ヲ記載スル場合ニ於テハ左ノ方法ニ依リ之ヲ算出スヘシ

一、未タ通報ニ記入セラレサル元加利子又ハ證利子若ハ貯金假預リ證記載ノ預入金ハ之ヲ現在高ニ算入セス

二、大正十二年九月一日以前貯金局發行ニ係ル貯金一部拂戻ニ對スル郵便貯金拂戻證書ヲ亡失シタルトキハ其ノ證書面金額ヲ現在高ニ算入ス

三、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ證券ノ償還金及賣却代金ヲ貯金ニ組入レタル旨ノ通知ヲ受ケタルモノ未タ通報ニ之カ拂出及受入ノ記入ヲ受ケサルトキハ當該金額ハ之ヲ證券現在高ヨリ控除シ貯金現在高ニ算入ス

四六九

四、大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認拂ニ依リ無通報ニテ

拂戻ヲ受ケタル金額ハ之ヲ現在高ヨリ控除シ別ニ郵便貯金預拂
高内課書ノ拂戻高額ニ記入ス

第十九條 第九條ニ掲クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ對シテハ
原簿所管處ノ通告又ハ別ニ告示スル所ニ依リ引上ヲ爲スモノノ外
當分ノ内郵便局ニ於テ利子記入、檢閲又ハ現在高證明等ノ爲ニス
ル通帳ニ提出ノ受付ヲ爲サス

第二十條 貯金局ニ於テ郵便貯金通帳亡失申告書ノ記載事項ヲ調査
シ之ヲ確認シタルトキハ無料ニ新ニ貯金通帳ヲ發行交付ス但シ海
外貯金ノ預ケ人ニ對シテハ其ノ現在高ヲ通知ス
行貸貯金及据置貯金ノ預ケ人ニ對シテハ當該貯金ノ記號ヲ付シタ
ル通常貯金通帳ヲ交付ス
前二項ノ通帳ヲ發行シタルトキハ原通帳又ハ原郵便貯金拂戻證書
ハ之ヲ無効トス

第二十一條 郵便貯金通帳亡失申告書ヲ差出シタル後原通帳ヲ發見
シタル者ハ速ニ之ヲ郵便局ニ提出シ通帳受領證ヲ受取ルヘシ
貯金預ケ人前條ニ依リ新通帳ヲ交付ヲ受ケタル後原通帳ヲ發見シ
タル場合亦前項ニ同シ但シ此ノ場合ニ於テハ新舊兩通帳ヲ提出ス
ルコトヲ要ス

第二十二條 貯金局ニ於テ第十九條ニ依リ貯金通帳ヲ引上ケ其ノ現
在高ヲ確認シタル場合ニ於テハ通帳ノ確認號碼ヲ更新シタル通
帳ヲ發行シ現在高記入欄ニ「金額確認ノ記號ヲ付シ」之ヲ交付ス
第二十二條ニ依リ新ニ通帳ヲ發行スル場合亦同シ
預ケ人前項ノ通帳ヲ受領シタルトキハ通帳受領證又ハ申告書受領證
ニ新通帳ノ記號番號現在高及其ノ受領ノ旨ヲ記載シ記名調印ノ上
引換ニ之ヲ差出スヘシ

ケタル後之ヲ亡失シタルトキハ前條ノ例ニ準シ申告ノ手續ヲ爲ス
ヘシ
前項ノ申告ニ對シ貯金局ニ於テ調査ノ上確認シタルトキハ再度郵
便貯金拂戻證書ヲ發行交付ス

第二十七條 保管證券ニ關スル申告書ノ記載事項證券ノ記號又ハ番
號判明セサルモノアルトキハ貯金局ニ於テ調査ノ上左ノ方法ニ依
リ之ヲ決定スルコトアルヘシ
一、證券記號不列明ノモノニ對シテハ同一種類ノ證券ヲ充當ス
二、證券番號不列明ノモノニ對シテハ同一記號ノ證券ヲ充當ス
保管證券ノ保管年月日不明ナルモノニ付テハ貯金局ニ於テ調査ノ
上之ヲ認定スルコトアルヘシ

第二十八條 貯金預ケ人大正十二年九月一日以前ニ於テ證券ノ交付
ヲ請求シタルモ未タ其ノ交付ヲ受ケサルトキ又ハ證券ノ賣却ヲ請
求シタルモ未タ其ノ賣却代金ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ
受ケス若ハ郵便貯金通帳ニ賣却代金ノ記入ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ
受ケサルトキハ更ニ原請求書ノ日付ヲ以テ交付又ハ賣却請求書ヲ
郵便局ニ提出スヘシ

第二十九條 貯金預ケ人第二十五條ノ申告書ニ記載スヘキ證券ノ現
在高ヲ算出スル場合ニ於テハ左ノ方法ニ依ルヘシ
一、證券利子額ハ之ヲ證券現在高ニ算入セス
二、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ證券償還金ヲ貯金
ニ組入レタル旨ノ通知ヲ受ケタルモ未タ通帳ニ之ヲ拂出及受入
ノ記入ヲ受ケサルトキハ當該金額ハ之ヲ證券現在高ヨリ控除ス
三、第二十八條ニ規定スル交付若ハ賣却未済ノ證券ハ之ヲ證券
在高ニ算入シ保管證券現在高内課書ノ當該證券記入欄欄外上部

第一項ノ金額確認ハ郵便貯金規則第二十七條第一項ノ通帳檢閲ト
同一ノ效力ヲ有スルモノトス
第二十三條 第九條ニ掲クル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ニ依リ貯
金預ケ人大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金ノ拂戻ヲ請求シタル
モノ未タ其貯金拂戻證書ノ送達ヲ受ケサル場合ハ始メヨリ其請求
ヲ爲ササリシモノト看做ス
第二十四條 第九條ニ掲クル記號以外ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通
帳ヲ以テ罹災郵便局ニ於テ大正十二年八月二十日ヨリ九月一日迄
ニ郵便貯金ノ預拂ヲ爲シタル貯金預ケ人ニシテ現ニ貯金通帳ヲ所
持スルモノハ此ノ際速ニ通帳ノ檢閲ヲ請求スヘシ但シ其ノ貯金通
帳ヲ亡失シタル者ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スルト共ニ郵
便貯金規則第三十一條ノ規定スル所ニ依リ再度貯金通帳ノ交付ヲ
請求スヘシ

第三章 保管證券
第二十五條 郵便貯金預ケ人大正十二年九月一日以前發行ノ證券保
管通帳若ハ證券ノ受領證ヲ亡失シタルトキハ證券保管通帳亡失申
告書(第二號様式)及保管證券現在高内課書(第二號様式附屬書)
ヲ提出スヘシ
前項ノ場合ニ於テ郵便貯金通帳ヲ亡失シタルトキハ同時ニ郵便貯
金通帳亡失申告書ヲ提出シ又保管通帳ヲ亡失シタルトキハ貯金通帳ヲ
所持スルトキハ之ヲ證券保管通帳亡失申告書ニ添屬スルコトヲ要
ス但シ第九條ニ掲クル記號以外ノ記號ヲ付シタル貯金通帳ニ對シ
テハ此ノ限ニ在ラス
第二十六條 保管證券ノ賣却ヲ請求シタル預ケ人大正十二年九月一
日以前ニ於テ貯金局ヨリ之ニ對スル郵便貯金拂戻證書ノ送達ヲ受

ニ交付請求中又ハ賣却請求中ト附記スヘシ
四、償還金證券ニシテ未タ償還貯金組入ノ通知ヲ受ケサルモノハ
之ヲ證券現在高ニ算入ス
五、證券賣却代金ニ對スル郵便貯金拂戻證書ヲ亡失シタルトキハ
之ヲ證券現在高ヨリ控除ス
第三十條 貯金局ニ於テ證券保管通帳亡失申告書ヲ提出ヲ受ケタル
トキハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上無料ニテ新ニ通帳
ヲ發行シ通帳表面及最終記載ノ次欄ニ證券枚數及金額ヲ記入シ
「證券確認」ノ記號ヲ付シ之ヲ交付ス第三十一條ノ規定ニ依リ證券
保管通帳ノ引上檢閲ヲ爲シタル場合亦同シ
第三十一條 證券保管通帳ニ對シテハ別ニ告示スル所ニ依リ又ハ引
上通告ニ依ルモノノ外當分ノ内檢閲ノ請求ヲ受理セス
第三十二條 第九條乃至第十三條第十六條第二十條第三項及第二十
一條ノ規定ハ保管證券ニ關シ之ヲ準用ス
第四章 郵便振替貯金
第三十三條 東京口座所管處所屬ノ郵便振替貯金加入者ハ郵便振替
貯金現在高申告書(第四號様式)ニ大正十二年四月一日以降ノ振替
貯金受拂通知票ヲ添屬シ之ヲ提出スヘシ但シ受拂通知票ノ全部又
ハ一部ヲ亡失シ之ヲ取揃ヘ提出スルコト能ハサルトキハ申告書ニ
其ノ事由ヲ附記スルコトヲ要ス
郵便振替貯金現在高申告書ノ口座現在高ニハ最近送付ヲ受ケタル
受拂通知票ノ現在高ニ其以後ニテ加入者カ請求ヲ爲シタル受拂全
額ヲ加除シタルモノヲ記載スヘシ
第一項ノ申告書ニハ除除セル受拂通知票ニ記入セラレタル受拂金
及第二項ニ該當スル受拂金ノ各金額日附相手方ノ氏名及口座番號

又ハ住所ヲ成ル可ク詳細ニ記載シタル郵便振替貯金現在高内課書
(第四號様式附屬書)ヲ添屬スヘシ
第三十四條 代理署名又ハ參加署名人ハ加入者ニ代リテ前條ノ申告
ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 東京口座所管所屬ノ郵便振替貯金口座ニ對シ大正十二
年九月一日迄ニ罹災郵便局ニ拂込ヲ爲シタル金額ニシテ受拂通知
票ニ計上セラレサルモノアルコトヲ覺知シタル加入者拂込人又ハ
支拂人ハ郵便振替貯金拂込高申告書(第五號様式)ヲ提出スヘシ東
京以外ノ口座所管所屬ノ郵便振替貯金口座ニ對シ大正十二年九
月一日ニ罹災郵便局ノ拂込ヲ爲シタル金額ニシテ拂込先口座ニ受
入未済ナルコトヲ覺知シタル加入者拂込人又ハ支拂人亦同シ

第三十六條 罹災郵便局ヲ拂渡局トスル郵便振替貯金拂出金又ハ東
京口座所管所屬ノ振替貯金口座ヲ振替先口座ニ指定シタル拂出
金ニシテ證書未達又ハ口座受入登記未済ノモノアルコトヲ知リタ
ルトキハ當該拂出口座加入者又ハ當該指定受取人ハ郵便振替貯金
拂出金未著申告書(第六號様式)ヲ提出スヘシ

第三十七條 罹災郵便局ヲ拂渡局トスル振替貯金拂出證書ヲ亡失シ
タル者ハ郵便振替貯金拂出證書亡失申告書(第七號様式)ヲ提出
スヘシ

第三十八條 貯金局ニ於テ本章ノ規定ニ依リ申告書ヲ提出シ受ケタ
ルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上其ノ旨ヲ通知シ
又ハ無料ニテ新ニ振替貯金拂出證書ヲ發行交付ス

第三十九條 第二十條第三項ノ規定ハ振替貯金拂出證書ニ關シ之ヲ
準用ス

第五章 郵便爲替

爲替券ヲ亡失シタル爲替渡認可書又ハ第二爲替券ヲ請求セムトス
ルトキハ外國郵便爲替券亡失申告書(第十一號様式)ヲ提出スヘ
シ
第四十五條 貯金局ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ申告書ヲ受ケタルト
キハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上爲替券第二爲替券又
ハ拂渡認可書ヲ發行ス

附 則

本規則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第二十六號

大正十二年勅令第四百三十三號第十四條ノ規定ニ依リ震災地ニ於テ
大正十二年度ニ納付スヘキ地租、所得稅、營業稅及相續稅ノ徵收猶
豫方左ノ通り定ム

大正十二年十月三十一日

大藏大臣 井上準之助

第一條 大正十二年勅令第四百三十三號第十四條第一項ノ規定ニ依
リ徵收ヲ猶豫シタル租稅ノ納期限ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除
クノ外大正十二年分ノ第三種所得稅第一期分ニ在リテハ大正十三
年五月三十一日限リ其ノ他ノ租稅ニ在リテハ大正十二年十二月二
十日限トス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ノ大正十二年分地租ニ付テハ
納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年六月一日ヨ
リ同年十二月十五日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ

第四十條 郵便爲替ノ受取人又ハ受取人左ノ場合ニ於テ再度證書又
ハ爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ郵便爲替證書亡失申告書
(第八號様式)ヲ提出スヘシ但シ爲替金受領證書ヲ所持スルトキハ
之ヲ添屬スルコトヲ要ス

一、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ提出シタル通常爲替
證書及其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

二、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ提出シタル通常爲替
證書又ハ電信爲替證書未著ナル場合ニ於テ爲替金受領證書亡失
シタルトキ

三、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又ハ電信爲替證書及
其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

四、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又ハ電信爲替證書未
著ナル場合ニ於テ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ爲替證書ノ記載不明ナルトキハ申告書ニ之カ記
載ヲ省略スルコトヲ得

第四十一條 郵便爲替ノ振出拂渡又ハ拂戻ニ關スル事實ヲ確認スル
爲必要アルト認ムル場合ニ於テハ郵便官署ハ郵便爲替ノ差出人若
ハ受取人又ハ代金引換郵便物ノ受領者若ハ基金郵便ノ支拂人ノ郵
便爲替金受領申告書(第九號様式)ヲ提出セシムルコトヲ得

第四十二條 貯金局ニ於テ第四十條ニ依リ申告書ヲ受ケタルトキハ
其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上再度郵便爲替證書ヲ發行
交付シ又ハ郵便爲替金ノ拂戻ヲ爲ス

前項ノ再度證書及爲替金拂戻ノ請求ニ關シテハ料金ヲ徵收セス

第六條 外國郵便爲替
第四十四條 罹災郵便局ヲ拂渡郵便局トスル外國郵便爲替ノ受取人

之ヲ徵收ス但シ第三號ノ宅地ノ地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ナ
キ場合ニ於テモ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一、震災ニ因リ自己ノ住宅ノ過半力滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササル
ニ至リタル者ノ所有スル土地

二、荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シク收穫ノ減
損スルニ至リタル田畑、三、震災ニ因ル被害激甚ニシテ別ニ指
定スル市區町村内ノ宅地

第三條 震災ニ因リ地租名寄書ノ滅失シタル市區町村内ノ大正十二
年分地租ニ付テハ地租名寄帳改調後一年以内ニ於テ稅務署長ノ適
當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第四條 大正十二年分第三種ノ所得稅ニ對スル所得稅ノ徵收猶豫ニ付
テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一、震災被害者ノ所得稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵
收ヲ猶豫シ大正十三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄
ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ被害
ノ事實顯著ニシテ所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ
付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ
得

二、震災ニ因リ所得金額ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三
年十月一日ヨリ大正十四年七月三十一日迄ノ間ニ於テ稅務署長
ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第五條 大正十二年分營業稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ
依ル

一、震災被害者ノ營業稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵
收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十一日限リ之ヲ徵收ス但シ被害ノ

事實顯著ニシテ營業稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付
 テハ納稅義務者ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得
 二、震災ニ因リ課稅標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三
 年五月三十一日限り之ヲ徵收ス
 第六條 震災被害者ノ大正十二年度ニ於テ納付スヘキ左ノ租稅ニ付
 テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應ジ五年以内ノ延納ヲ
 許可スルコトヲ得
 大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル本業年度分ノ第一種所
 得稅

大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅
 (延納年賦金ノ大正十二年度分年割額ヲ含ム)

第七條 第二條、第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ
 爲サムトスル者ハ左ノ期限迄ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘ
 シ

- 一、烟租、雜地租、第三種所得稅及營業稅ニ付テハ大正十二年十
 一月二十日限
- 二、宅地租第一期分並大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來
 シタル第一種所得稅及相續稅ニ付テハ大正十二年十一月三十一
 日限
- 三、田租ニ付テハ大正十二年十二月三十一日限
- 四、宅地租第二期分ニ付テハ大正十二年十二月二十八日限
- 五、其ノ他ノ諸稅ニ付テハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以内

市町村ニ於テ徵收スヘキ租稅ニ付テハ前項ノ申請書ハ納稅地ノ
 市町村ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ
 第八條 前項ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所又ハ居所、氏名稅目、

テ預入シタル郵便貯金ノ即時拂請求ニシテ郵便貯金規則第七十七條
 ノニ該當スルモノニ付テハ一等及二等郵便局ニ限リ當分ノ内預金
 額ニ制限ナク其ノ請求ニ應ス
 大正十二年十月三十日

附 則
 逓信大臣 犬 養 毅

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十八年五月十八日逓信省令第六十五號郵便貯金規則抄錄
 第七十七條第一項 貯金預ケ人ハ貯金原簿所管廳ニ於テ第三十條第
 一項ニ依リ現在高證明ノ旨ヲ給示シタル金額ニ付テハ何レノ郵便
 局所ニ於テモ其ノ即時拂ヲ請求スルコトヲ得通帳ニ預入金ヲ記入
 シタル郵便局所ニ對シ其ノ請求ニ依リ拂戻金ノ假拂ヲ爲ス
 第七十七條ノ二 前條第一項ノ規定ニ該當セサル場合ト雖貯金預ケ
 人ニ於テ正當本人タルコトヲ證明シタルトキハ郵便局所ハ一日三
 十圓以内同一月内百圓迄ヲ限リ即時拂ノ請求ニ應スルコトアルヘ
 シ

權利登記回復申請ニ關スル期間延長

司法省告示第十一號(大正十三年三月十一日)
 大正十二年司法省告示第十八號中「三月十五日」ヲ「三月三十一日」
 ニ改ム

(參照法規)

司法省告示第十八號(大正十二年九月十五日)

納期區分及左ノ事項ヲ記載スヘシ
 一、地租ニ在リテハ大字、字、地番地目、段別、地價及被害狀況
 但シ第二條第一項第一號ノ場合ニ於テハ各大字地目毎ノ筆數段
 別及地價ノ合計ヲ記載スルヲ以テ足ル
 二、其ノ他ノ租稅ニ在リテハ其ノ課稅標準額、稅額、被害狀況及
 震災當時ニ於ケル納稅地

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逓信省告示第五百二十六號

大正十二年十月逓信省令第八十一號臨時郵便貯金及住友郵便爲替確
 認規則ニ依リ申請書ハ左記期間内ニ貯金局(貯金支局)又ハ郵便局
 (郵便集配事務ヲ取扱)ニ提出スヘシ但シ東京市内在住郵便振替貯金
 (ハサナル郵便局ヲ除ク)ニ提出スヘシ但シ東京市内在住郵便振替貯金
 加入者ノ提出スル郵便振替貯金現在高申請書ハ貯金局ニ限リ之ヲ受
 理ス

大正十二年十月二十日

逓信大臣 犬 養 毅

- 内地(千島樺太)在住者 大正十二年十二月末日迄
- 千島、樺太在住者 大正十三年四月末日迄
- 朝鮮、臺灣、滿洲及支那在住者 大正十三年一月末日迄
- 南洋群島在住者 大正十三年二月末日迄
- 支那以外ノ外國在住者 大正十三年六月末日迄

逓信省令第八十五號

大正十二年九月一日ノ震災ニ基ク火災ニ依リ燒失シタル郵便局ニ於

東京區裁判所林町出張所ハ本年九月一日、同區裁判所二長町出張所
 ハ同月三日火災ニ罹リ同出張所ニ備ヘアリシ不動産登記及漁業組合
 登記ニ關スル帳簿及書類全部燒失シタリ

燒失シタル登記簿若ハ共同人名簿ニ登記ヲ受ケタル者又ハ同出張所
 ニ對シ登記ニ關スル通知若ハ屬託ヲ爲シタル官廳公署ハ大正十三年
 三月十五日迄ニ登記回復ノ申請ヲ爲シ又ハ其ノ通知若ハ屬託ヲ爲ス
 ヘシ

前項ニ定メタル期間内ニ不動産ニ關スル登記ノ回復ヲ申請シ又ハ其
 ノ屬託ヲ爲ストキハ登記シタル權利ハ仍前登記ニ於ケル順位ヲ有ス
 ヘシ

燒失シタル共同擔保目録、工場及財團目録又ハ圖面ヲ差出シタル者
 ハ大正十三年三月十五日迄ニ更ニ之ヲ差出スヘシ

登記回復ノ申請ニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ
 第一 登記回復ノ申請書ニハ登記簿添附スル本則トスルモ登
 記簿添附ナキモノニ付テハ此際前主ノ登記簿添附、登記簿ノ原本、抄本、
 船舶登記證書、土地產權原本、船舶原簿ノ原本抄本區役所ノ證明書、
 他ノ登記簿ノ原本抄本、(共同擔保ノ一部ノ登記簿ノ原本抄本等)等
 ヲ添附スルコト

登記ニ付公告ノ定メアルモノニ付テハ登記ノ公告ヲ掲ケタル官報又
 ハ新聞紙ヲ添附スルコト

第二 前項ニ掲ケタル添附書類ナキ場合ト雖登記事項ノ證明アリト
 認ムルトキハ申請ヲ受理スヘキニ依リ購地所有者又ハ權利上利害ノ
 關係ヲ有スル者ノ證明書其ノ他尙クモ證據トナルヘキ書類ハ之ヲ添
 附シテ申請スルコト

第三 前二項ノ證明書類ナキモノニ付テハ回復登記ノ申請ヲ受理ス

ルコトヲ得サルモ登記所ハ出來得ル限り回復登記ニ關シ便宜ヲ計ルヘキニ依リ當事者ハ兎ニ角回復スヘキ登記事項ヲ登記所ニ申出タルトキハ現帶ナク之ヲ告示シ且行政官廳處分ヲ爲シタル場合ニ在リテハ既登記ノ土地及建物ニ付登記ヲ囑託シ内務大臣認可ヲ與ヘタル場合ニ在リテハ其ノ旨管轄登記所ニ通知スヘシ

第三十四條 特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於ケル耕地整理法ノ準用ニ付テハ同法第二十九條ノ告示ハ第五條ノ告示、同法第三十條第三項ノ認可ハ第三十二條ノ認可同法第三十條第四項ノ告示ハ前條ノ告示、同法第四十二條ノ二、第四十七條及第四十八條ノ組合ハ整理施行者タル行政廳又ハ公共團體同法第四十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區ハ整理施行地區トス

第三十五條 特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ付テノ耕地整理法ノ準用ニ關シテハ整理施行地ニ付所有權以外ノ權利ヲ有スル者ハ之ヲ關係人ト看做ス

第三十六條 耕地整理法第三十三條ノ規定ハ從前ノ土地ノ全部又ハ一部ニ付未登記ノ所有權以外ノ權利アル土地ニ對スル換地ノ交付ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ付テハ第五條ノ告示都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依リ公共團體ノ執行スル土地區劃整理ニ付テハ都市計畫法施行令第十七條第一項ノ告示其ノ他ノ土地區劃整理ニ付テハ整理施行ノ認可若ハ整理施行地區變更ノ認可又ハ整理組合ノ設立若ハ組合地區變更ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ起算十月以内ニ權利者權利ヲ證スヘキ書類ヲ添附シ整理施行者ニ權利ノ種別及其ノ目的タル土地ノ所在ヲ届出テサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ特別ノ事情ノ爲耕地整理法第三十條第一項ノ規定ニ依ルコト能ハサルモノ、處分ニ關シテハ行政廳又ハ公共團體整理委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十八條 特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理施行ノ土地ノ地價ニ關シ都市計畫法施行令第二十條ノ規定ニ依リ耕地整理法第三十條ノ規定ノ準用ニ付テハ同法第十一條第二項ニ依リ國有地ニ編入シタル土地ノ面積トアルハ特別都市計畫法第七條第一項ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入シタル土地ノ面積トス

第三十九條 特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ第三十七條又ハ耕地整理法第三十條第一項但書ノ規定ニ依リ支拂フヘキ金銭ヲ滯納スルトキハ整理施行者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ徵收金ノ先取特權ノ順位ハ行政官廳ニ於テ徵收スル場合ニ在リテハ國ノ徵收金ニ公共團體ヲ統轄スル行政廳又ハ公共團體ニ於テ徵收スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體ノ徵收金ニ次ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 震災地人口調査心得

來ル十一月十五日現在ヲ期シテ震災地人口調査ヲ執行スルコトハ別項掲載シタルカ如ク本市ハ本調査ノ完成ヲ期スル爲極力手回中ナルカ十一月五日ヨリ各區ニ於ケル調査員各世帯ニ就キ豫メ準備調査ヲ

行ヒソレニ依テ各世帯ニ世帯票ト個人票ヲ配付シ左記々入心得ニ依リ世帯主若クハ世帯主ニ代ル人カ調査事項ヲ記入シ置キ十一月十六日以後調査員カ巡回蒐集スルコトハ大正九年ノ國勢調査ノ時ト同シ

震災地人口調査票記入心得

一、此調査ハ震災ニ關スル各般ノ善後施設及帝都其ノ他災害地ノ復興ニ付最も大切ナ基礎資料トナルノテアリマスカラ正直ニ有ノ儘ヲ書イテ下サイ

一、此ノ票ニ書カレタ個々ノ事柄ハ決シテ他人ニ漏シタリ公表シタリスルコトハアリマセンカラ安心シテ事實有ノ儘ヲ書イテ下サイ
一、此ノ票ハ災害ヲ受ケタ人テモ受ケナイ人テモ避難シテ居ル人テモ凡テ一人毎ニ調ヘルノテアリマスカラ銘々ニ個人票ニ調査事項ヲ記入シ尙震災當時ノ世帯主又ハ之ニ準スヘキ人(世帯主カ死亡シ又ハ行方不明トキハ生殘ツタ家族ノ内テ世帯主ニ代ルヘキ人)ニ限リ各別ニ世帯表ヲ拵ヘテ下サイ若シ一軒ノ家ニ二軒ノ人カ避難シテ居ルトキハ世帯表三枚ヲ作ルノテアリマス
但シ世帯主ト家族カ別々ニ避難シタルトキハ世帯票ハ世帯主ノ方カヲ出シ家族ノ方ハ個人票ノ書ケハヨイノテス

一、世帯 票

此票ハ世帯主又ハ之ニ準スヘキ人カ自分ト現ニ一緒ニ居ル家族及震災ニ依リ死亡シ又ハ行方不明トナツタ家族ニ付テ拵ヘルノテアリマスカラ若シ他ノ場所ニ別レテ居ル人カアツテモ世帯人員ノ計算ニハ入レナイテ下サイ。又學生生徒工女職工旅行者等震災當時旅館下宿屋ト寄宿舎等ニ居テ獨立ノ世帯ヲ持タナカツタ人ハ世帯票ヲ拵ヘル必要ハアリマセン

「調査區」ノ欄ニハ市區町村長「調査員氏名」ノ欄ニハ調査員カ記入スルノテアリマス

一、世帯主、「住居所氏名」欄中「現居所」ニハ調査セラル、世帯主(又ハ之ニ準シヘキ人)ノ現ニ避難シタ場所(避難者テナイ者ハ現住所)ヲ何番地何官公署、何學校何バラツク何假小屋内何々方等ト「震災當時ノ住所」ノ欄ニハ震災當時住シテ居タ住所(震災地以外ノ者テ震災地ニ滞在シテ居ツタ者ハ其居所)ヲ記入シ其ノ下ニ氏名ヲ書イテ下サイ

二、「世帯人員」欄中「現存者」欄中「無事」トアル所ニハ震災ノ爲メ死傷シナカツタ人ノ數ヲ「重傷」ノ所ニハ震災ノ爲メ重傷ヲ受ケケ不具發疾トナツタ者又ハ不具發疾トナル見込ノ者若クハ三十日以上休業シテ療養シタ者ノ數ヲ「輕傷」ノ所ニハ震災ノ爲メ負傷ヲ受ケ七日以上休業シテ療養シタ者ヲ「計」ノ所ニハ以上ノ合計ヲ「死亡」シタ人又ハ行方不明トナツタ人ノ數並ニ其ノ合計ヲ「合計」トアル所ニハ右現存者及死亡行方不明トナツタ者ノ合計ヲ「失職」トアル所ニハ現存シテ居ル人ノ内テ震災當時職業ヲ持ツテ居ツタカ震災ノ爲メニ工場會社等カ燒ケタトカ解散シタトカ等ニ依リ職ヲ失ヒ現ニ職業ノナイ人ノ數ヲ個人票ノ職業欄カラ數ヘテ記入シテ下サイ世帯人員數ニハ世帯主ヲモ入レテ數ヘテ下サイ、該當事項ノナイ欄ニハ斜線ヲ引イテ下サイ

三、「住宅罹災ノ種類」欄中「全燒」「全潰」「全流失」ハ震災水災ノ爲メ全ク住居スルコトカ出來ナクナツタモノ「半燒」「半潰」「半流失」ハ其ノ儘修繕ヲ加ヘレハ住居ニ利用カ出來ルモノ「破損」ハ住居ニ兼支ナキモ震災ノ爲メ大分破損シタモノ「無破損」ハ何等被害ノナ

イモノ又ハ壁ニヒカ入り瓦カ多少落チタ位ノ程度ノモノヲ標準トシテ夫レ夫レ區別シテ當該文字ノ右側ニ◎印ヲ附ケテ下サイ

四、備考欄ニハ震災當時同シ世帯ニ居タ人ヲ現ニ別々ナ所ニ居ル人カアレハ其ノ場所及氏名ヲ又震災地以外ノ人ヲ震災當時一時震災地ニ滞在シ其ノ居ツタ家ヲ旅屋又ハ下宿等カ焼ケタリ潰レタリシテ災害ヲ蒙ツタ場合等各記入事項中説明ヲ要スル事柄ヲ其旨書イテ下サイ

世帯票ヲ拵ヘル場合ハ其世帯ニ屬スル各人ノ個人票ト一括シテ世帯票ノ人員數ト個人票ノ枚數ト同一テアルカトウカ數ヘテ重複ナ脱漏ノナイ様ニシテ下サイ

二、個人票

一、「住所居所氏名」欄中「現居所」震災當時ノ住所「氏名」ハ世帯票(一)ノ説明ニ準シ「世帯主又ハ世帯主トノ続キ柄」ノ所ニハ世帯主トカ妻トカ(内縁ヲモ構ヒマセン)長男トカ妹又ハ女中トカ世帯主又ハ世帯主トノ續柄ヲ書イテ下サイ

二、「避難場所ノ種類」欄ニハ親族ノ家ニ居ルカ知己ノ家ニ居ルカ無關係ノ人ノ家ニ居ルカニ從ヒ當該文字ノ右側ニ◎ヲ附ケ自己所有ノ家ヲ新ニ借家シテ避難シタ人又ハ官公署學校バラツク等ニ居ル者ハ其旨下方ニ記入シテ下サイ若シ住宅カ焼流失又ハ破壊セシテ元ノ家ニ住ツテ居ル人ハ斜線ヲ引イテ下サイ

三、「體性年齢死傷病」欄中「男女ノ別」トアル所ニハ男又ハ女ト書キ「年齢」ノ所ニハ數ハ年ヲ何歳ト書キ「重傷」「輕傷」「病氣」「死亡」「行方不明」ノ所ニハ震災ニ因リ重傷ヲ受ケタカ輕傷ヲ受ケタカ(區別ノ標準ハ世帯票ノ説明ニ依ル)死亡シタカ行方不明トナツタカ又ハ病氣ニ罹ツタカニ依リ夫々當該文字ノ右側ニ◎印ヲ附ケテ

下サイ死亡行方不明等現存シナイ人ニ付テハ世帯主家族知人調査委員等ニ於テ便宜判明スル事項ノミ記入シテ下サイ、一世帯全部死亡行方不明ニナツタ家族カアル場合モ右ニ準シ世帯票個人票ヲ拵ヘテ下サイ

四、「職業」欄中「震災當時ノ職業」「現職業」ノ所ニハ「何工場何工」トカ「何銀行出納員」トカ「生魚小賣商」トカ仕事ノ種類ヲ可成詳シク書キ職業ナキ時ハ斜線ヲ引キ現ニ職業アルモ一時的ノ職業ニ從事スルモノハ其職業ト共ニ一時的ナルヤ否ヤヲ書キ「希望職業」ノ所ニハ現ニ職業ナキ者又ハ一時的ノ職業ニ從事スル者ニ限リ希望スル職業ヲ書イテ下サイ

五、「住宅罹災ノ種類」欄ハ世帯票(三)ノ説明ニ準シテ書イテ下サイ

六、「今後ノ住所」欄ニハ今後住居シヨウトスル府縣郡市(區)ノ名ヲ書イテ下サイ、但シ現居所ニ其住居ラントスル者又ハ震災當時ノ住所ニ歸ラントスル者ハ「現居所」又ハ「震災當時住所」ト書イテ差支アリマセン「現居所」ニ在留見込期間」ノ所ニハ現ニ居ル場所ニ今後何日住居スル見込テアルカニ依リ「何年位」「何月位」「何日位」ト記入シテ下サイ

七、備考欄ハ世帯票(四)ノ説明ニ準シテ下サイ

震災地人口調査手續

調査區及調査員

一、調査ハ從來ノ行政區劃ニ依リ各區ニ於テハ調査ヲ執行スル爲區ノ區域ヲ調査區ニ區別ス

一、區ノ境界未定若クハ不明ノ場所又ハ入會場所及水面ニシテ他ニ跨リ所屬不明ナラサルトキハ關係各區長ハ協議ノ上其所屬ヲ決シ

協議調ハサルトキハ市長之ヲ決定ス

一、區長ハ左ノ各號ニ依リ管内ヲ區別シテ調査區ヲ設定スルコト

イ、調査區ハ一調査員一日中ニ區内各世帯ニ調査票ノ配付蒐集ヲ完結シ得ル程度トシ大要左ノ標準ニヨルコト

一、調査員平均受持世帯約百二十世帯

ロ、調査區ノ區域ハ成ルヘク町丁目等行政上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニヨリ境界トスルコト

ハ、多數ノ人員集合住居スル官公私ノ場屋例ヘハ寄宿舎、病院、旅館、下宿屋等ノ存在スル場所ハ第一號ノ標準世帯數ニ拘ラス其人員ニ應ジテ調査區ヲ設定スルコト

一、調査區ヲ設定シタルトキハ十月末日迄ニ市長ヘ報告スルコト

一、震災地人口調査員ヲ囑託シタルトキハ其氏名ヲ十月末日迄ニ市長ヘ報告スルコト

一、震災地人口調査員ヲ囑託シタルトキハ區長ハ調査員ノ擔當區ヲ指定シ徵章ニ照査表ヲ添ヘ十一月三日迄ニ之ヲ本人ニ交付シ直ニ調査員ノ協議會ヲ開催スルコト

一、震災地人口調査員ハ名譽職トシ別ニ定ムル徵章ヲ交付ス職務執行ノ際之レヲ佩用セシムルコト

一、震災地人口調査員故陣アルトキハ區長ハ之レニ代ルヘキ適當ナル者ヲ選任シテ其職務ヲ執行セシムルコト

一、震災地人口調査員ニ交付スヘキ照査表ハ一人ニ付一調査員ノ所要數トシ區ニ於テ兼メ照査表各通ノ指定箇所ニ區役所調査區番號調査員氏名、調査區域ヲ記入スルコト

一、區長ニ於テハ十一月十日迄ニ震災地人口調査員ヲシテ擔當調査

區ノ各世帯ニ付準備調査ヲナサシムルコト

一、區長ハ準備調査執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ震災地人口調査員ニ交付スルコト

準備調査

一、震災地人口調査ハ十一月十日迄ニ準備調査ヲ爲スコト

一、震災地人口調査員準備調査ニ際シ擔當區隣接調査區トノ間ニ重複脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認メタルトキハ直ニ其旨區長ニ申出テ指揮ヲ請フコト

一、各住居及避難場所ニツキ世帯ノ有無及其數ヲ調査シ各世帯ノ住居及避難場所ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト

一、世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト

一、各世帯ノ現在人員及死亡行方不明ノ概數ヲ調査スルコト

一、各世帯ノ世帯主及之ニ準スルモノ、氏名ヲ調査スルコト

一、世帯主又ハ之ニ準スル者ト別レテ避難セル家族並學生、生徒職工、旅行者等震災當時一宿屋寄宿舎等ニアリテ獨立ノ世帯ヲ有セザリシモノ、概數

一、寄宿舎、旅館、下宿屋、救護所等ニ在ル者ニシテ世帯主及之ニ準スル者世帯主及之ニ準スル者ヲ別トシテ避難セル家族並學生生徒職工ノ如ク獨立ノ世帯ヲ有セサル者ノ概數

一、世帯全員死亡又ハ行方不明トナリタルコト明ナル者ノ概數

一、世帯主不在ノ爲メ前項ノ調査ヲナスコト能ハサルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シテ之ヲ調査スルコト

一、世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テハ左記ノ點ニ注意スルコト

イ、普通ノ家屋ハ勿論社寺、學校、工場、倉庫、物置等、建物、舟楫、其他掛小屋、葦藪、バラツク天幕張等臨時ニ設ケタル

モノト雖モ其内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト

ロ、一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其主タル住居ニ世帯番號札ヲ付スルコト

ハ、舟賃ニハ十一月十五日以後迄繋留スヘキ見込アルモノニ限り世帯番號札ヲ貼付スルコト

一、世帯番號札ヲ貼付スルトキハ其ノ世帯所屬ノ人員ヲ記入スルコト世帯所屬ノ欄ニハ其世帯ノ現在人員數震災ニヨル死亡行方不明者アルトキハ各々其相當欄ニ記入スルコト世帯主及之ニ準スル者ト別レテ避難シタル者ハ其數ヲ罹災寄寓ノ欄ニ其數ヲ記入スルコト

一、震災地人口調査員前數項ノ調査ヲナシタルトキハ直ニ其結果ヲ照査表ニ記入スルコト

調査票用紙配付及蒐集

一、調査ノ申告ハ調査票ヲ以テシ之ヲ各世帯ニ配付スルコト
一、震災地人口調査員準備調査ヲ終リタルトキハ區長ノ定メタル期日迄ニ照査表ヲ提示シ調査票用紙ハ照査表記入ノ世帯主ニ應ジ幾分ノ豫備ヲ加ヘテ區長ヨリ交付ヲ受クルコト

一、震災地人口調査員ハ十一月十三日迄ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ調査票ヲ世帯主又ハ世帯主ニ準スル者ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ世帯主ニ依テシテ配付スルコト

一、各世帯ニ配付スヘキ調査票用紙ノ數ハ世帯票一枚及世帯人員數ニ應ジテ個人票ヲ配シテ出入頻繁ナル世帯ニアリテハ見込ヲ以テ必要ノ枚數ヲ配付スルコト

一、震災地人口調査員ハ十一月十八日迄ニ擔當調査區ノ各世帯ニ付キ漏レナク調査票ヲ携帶スルコト

一、震災地人口調査員、調査票蒐集ノ際新ニ發見シタル世帯ニ配付スル爲メ調査票用紙ヲ携帶スルコト

一、震災地人口調査員、調査票蒐集ノ際世帯ノ異動アルコトヲ知りタルトキ又ハ新世帯ヲ發見シタルトキハ前數項ニヨリ處理シ世帯主及之ニ準スル者ヲシテ調査票ノ記入ヲナサシメ又ハ代筆ニテ之ヲ蒐集スルコト

一、震災地人口調査員調査表ヲ受取りタルトキハ左ノ各號ニヨリ處理スルコト

イ、調査票ノ世帯番號、世帯所在地及世帯主又ハ之ニ準スル者、世帯主之ニ準スル者ト別レテ避難セル家族並學生、生徒職工、旅行者等震災當時旅館、下宿屋、寄宿舎等ニアリテ獨立ノ世帯ヲ有セザリシ者、下宿屋、寄宿舎、旅館療院等ニ在ル者ニシテ世帯主及之ニ準スル者(世帯主及之ニ準スル者)ト別レテ避難セル家族、學生、生徒、職工等ノ氏名ヲ照査シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニヨリテ之レヲ訂正スルコト

ロ、調査票各項ノ記入ヲ檢査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ實地ニ調査シ訂正セシメ又ハ質問ノ上訂正スルコト

ハ、調査票記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明トナリタルトキハ調査票用紙ノ世帯主又ハ之ニ準スル者若ハ各人ニ交付シ更ニ調査票ヲ作成セシメ又ハ自ら淨寫スルコト

一、震災地人口調査員、調査票ノ蒐集ヲ終リタルトキハ更ニ調査票ノ記入事項ヲ檢査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ事實ニ依リテ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スコト

一、震災地人口調査員ハ調査票用紙配付前ニ豫メ照査表ニ依リ用紙指定ノ箇所ニ世帯番號(欄外調査區、區號ノ下)及ヒ通シ番號ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムルコト

一、震災地人口調査員ハ調査票用紙配付ノ際各世帯ノ世帯數又ハ世帯主ニ準スル者ニ對シ十月十六日午前十時迄ニ調査票ヲ作成シ置クヘキ旨ヲ告グルコト

世帯主以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ調査員必要ト認ムルトキハ調査票ノ記入方ヲ懇切ニ指示シ又ハ代筆スルコト

一、調査員ハ調査票用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知りタルトキハ直ニ左ノ各號ニヨリ處理スルコト但舟賃ニアリテハ十一月十五日以後迄繋留スヘキモノニ限ル

イ、照査表ニ記載アル世帯ノ擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表ニ記入ヲ讀ミ得ルヨウ抹消シ備考欄「移轉」ト記入スルコト

ロ、照査表ニ記載ナキ世帯アリタル時ハ新ニ世帯番號札ヲ貼付シ「世帯所在地ノ地番號、世帯主及之ニ準スル者ノ氏名現在人員、死亡、行方不明ノ概數、世帯主及之ニ準スル者ト別レテ避難セル家族並學生、生徒、職工、旅行者震災當時旅館、下宿屋、寄宿舎等ニ在リテ獨立ノ世帯ヲ有セザリシ者ノ概數、下宿屋、寄宿舎旅館療院等ニ在ル者ニアリテハ世帯主及之ニ準スルモノ」世帯主及之ニ準スルモノト別レテ避難セル者並學生生徒職工等獨立ノ世帯ヲ有セザル者ヲ調査シ照査表ニ記入ヲナシ備考欄ニ「追加」ト記入シ當該世帯ニ調査票用紙ヲ添付スルコト

ハ、照査表ニ記載アル世帯擔當區内ニ於テ移轉シタルトキハ前號ニ準シテ處理シ照査表備考欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

イ、調査票、世帯票ニヨル照査表ニ現存者數ヲ男女別ニ死者行方不明者數ヲ男女別ニ記入シテ合計ヲ出スコト

ロ、照査表ノ男女計ノ各欄ノ合計ヲ出スコト但一通二枚以上ニ互ルトキハ一枚毎ニ合計ヲ記入シ最後ノ用紙ニ總計ヲ算出スルコト

調査票ノ整理提出

一、震災地人口調査員ハ前各數項ニヨリ整理ヲ終リタルトキハ調査票ヲ各世帯毎ニ世帯票ノ次ニ個人票ヲ置キ世帯票ノ番號順ニ重ネテ之ヲ一括シ照査表ト共ニ記名捺印ノ上之ヲ十一月二十日迄ニ區長ニ提出スルコト

一、震災地人口調査員、調査票ノ蒐集ヲ終リ調査票及照査表ヲ提出シタルトキハ區長之ヲ檢査スルコト

前項ノ結果調査ニ重複脱漏又ハ誤謬ノ疑ヒアルトキハ區長ハ之ヲ震災地人口調査員ニ質シ震災地人口調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムルコト

區長ハ檢査ノ結果遺漏ナシト認ムルトキハ左ノ手續ヲナスコト
イ、各調査區ノ調査票ヲ調査表ニ對照シ通數枚數ヲ檢査シ照査表ヲ番號順ニ重ネ一調査區ニ一括トシ更ニ調査區番號順ニ一括トスルコト

但一區ヲ一括トナシ難キ場合ハ合括スルモ妨ケナシ

ロ、照査表ヲ調査區番號順ニ重ネ一括スルコト

一、區長ハ前項ニヨリ一括トシタル調査票ヘハ別記様式ノ「調査票、審査票」ヲ一調査區毎ニ附シ更ニ別記様式「送致票」ハ調査票及照査表ノ調査區番號ヲ記入シ十一月末日迄ニ市長ニ提出スルコト

附 録

關東大地震の状況を明にするため震災豫防調査會の報告を抜萃して附録とす

關東地震調査報告

委員 今 村 明 恒

第一章 地震動観測

體驗 自分は地震の起つた當時帝國大學地震學教室内に著席して居つた、最初は稍々緩漫な微動を以て始まつたので自分はさう大きな地震とも思はず、例の通り暗算によつての初期微動繼續時間を勘定し始め、兼ねて大震動の方向に注意しつゝ経過して行くと、震動が次第に増大し、三、四秒の後には其可なり強い地震である事に氣がついた、さうして七、八秒の後には家屋の動搖が頗る著しくなつたけれども、まだ主要部に入つたと考へる程劃然たる大動搖はなかつた、然るに初發から丁度十二秒を算へたとき、震動急に増大し軒

瓦がたついで墜落し始めたので、此時自分は其主要動に入つた事を意識し、震動も此邊で大抵静まることと想像したが、事實は刻々に此の想像を裏切り、震動は益々強く家屋の動搖一層烈しく主要部の初めから三四秒目、即ち初發から十五六秒目に至つて震動の強さは最大に達した様に考へた此際家の動搖の方向も明かに意識されたから此記憶を辿つて其方向を後で計つて見ると概ね北西、南東となつたのである、此時になると家鳴り頗る烈しく、軒瓦飛び散り外界一體に騒々しくなつたので、自分は建物が耐へるだらうか否かを疑つて見る様にもなつたが然しながら依然として著席した儘、地震動の體驗を確實にすることに努めた、我々が是迄東京に於て感じた強い地震は其主要部が短いものゝみであつたから、此の大地震も最早是位で静穩になるかと思つて居ると中々さう容易に終極に至らずして、更に數秒乃至十秒間位は前記の最強部に次ぐ程の強さであつたが、其後震動は稍々緩漫になつたけれども揺れ方は却つて反對に大きくなり、恰も大船で揺られて居る様な感じがした、さうして一分経つても二分経つても此大揺れは中々止みさうにない、其中にも可なり強い餘震が急激な震動を與へた爲め再び膽を冷した。

(以下省略)

第二章 海陸に於ける影響

第一款 被害統計と震度分布

初めに各府縣に於ける市町村別被害の統計を掲げ、次に特に東京市に關するものを述べることにする。

被害統計表に於て特に倒潰家屋數の全棟數に對する百分率を求め此率を基として震度の分布を推定し様とした但し何れの府縣に於ても棟數統計は出來て居ないから止を得ず戶數を以て之に代用した、郡部に於ては其れで兩方の差は餘り著くないであらうが、東京の様な一棟に幾戸も世帯を構ふる習慣の都市では、此割合は相當に差違を生ずる事であらう、其故此點に於て東京と横濱とは例外に置かなくてはなるまい。

第三表は被害各府縣に於ける統計表である、此様な統計表並に第三表の如きもの一層詳細に涉つたものは本會に於て各府縣及び警視廳につき材料を蒐集したのであるが、之れを整理する事は囑託員たる松澤理學士に依頼したので別に同君によつて提出された報告書がある、自分は震度分布に關する概念を得たい目的の爲めに此には其概表を掲げたのである。

第三表は最激震区域内の各町村に於ける全潰家屋數百分率を示したものである、此處にも簡略の爲に百分率の値一未滿のものは總て之を省略した、但し松澤理學士報文第一圖には細大漏らす所なく之を記入してある、今全潰家屋率相等しき點を連ねて假りに之を等震線とし、圖に於て全潰家屋率百分の一線、百分の五線、百分の三十線を引いて見た、第七圖に於ては此中の百分の五線と百分の三十線とが摘記してある。

等震線に依つて我々が得る觀念は第一震原地、第二土地の震動性能である、若し地震が小なれば第二觀念なくとも第一觀念を概略持ち得るけれども、今回の如き大地震に於て、震原区域内の地質地形が複雑なるときは、寧ろ第二觀念を得ることを先決問題としなければならぬ、然るに是迄我々が有した震動性能の知識は極

めて幼稚であつた、幸に本會に於ては昨年大震災後の餘震を利用して東京に於ける各地點の震動性能調査を行ふことが出来、尋いで之を鎌倉にまで擴げることが出来た、自分は其調査材料の整理を本會囑託那須理學士に頼んだが同君の報告は別文にある通り極めて有益なものである、例へば本郷の稍々堅き地盤の下町の柔軟な地盤とを比較するとき下町に於ける強さが本郷の二三倍或は其以上に達することが寧ろ多いのであるがそれも地震動の性質によるのであつて、他の場合に於ては却つて本郷の方が二倍強く揺れることがある、鎌倉に於ても由比ヶ濱砂地は第三紀層地盤に比して四五倍に強く揺れるが、其れも震動の性質特に震動方向の如何によるのであつて、場合によりては殆んど同程度に揺れることもある、但し昨年の大地震の場合は砂地の方は寧ろ四五倍に揺れたことであらう。

右の觀念を基礎として考察する時、等震線が北部埼玉地方に延びたのを最も顯著な現象とし西北方の突起の如きも寧ろ震動性能を物語るものであらうし、又三浦安房伊豆の諸半島等に於て等震線が退縮した模様を示すものも同様であらう。

大正十二年九月一日大地震

各府縣別被害調査表

府	縣	死者の數	傷者の數	不明者	家屋				數
					全潰	半潰	燒失	流失	

神奈川	横濱、横須賀を含む	二九、〇六五	五六、二六九	四、〇〇三	六三、八八七	五二、八六三	六八、五六九	一三六	一三二、五九三
横濱	市	二二、四四〇	四二、〇五三	三、一八三	一一、六一五	七、九九三	五八、九八一	—	七〇、四九六
横須賀	市	五四〇	九八二	一二五	八、三〇〇	二、五〇〇	三、五〇〇	—	一一、八〇〇
東京	東京市を含む	六八、二二五	四二、一三五	三九、三〇四	二〇、一七九	三四、六三三	三七七、九〇七	—	三九八、〇八六
東京	市	五九、〇六五	一五、六七四	一、〇五五	三、八八六	四、二三〇	三六六、二六三	—	三七〇、一四八
千葉	葉	一、三三五	三、四二六	七	三二、一八六	一四、九一九	六四七	七二	三一、九〇四
埼玉	玉	三一六	四九七	九五	九、二六八	七、五七七	—	—	九、二六八
山梨	梨	二〇	一一六	—	一、七六三	四、九九五	—	—	一、七六三
静岡	岡	三三五	一、二四三	六	二、二九八	一〇、二一九	五	六六一	二、九六五
茨城	城	五	四〇	—	五二七	六八一	—	—	五二七
長野	野	—	—	—	四五	一七六	—	—	四五
栃木	木	—	—	—	一六	二	—	—	一六
群馬	馬	—	—	—	一〇七	一七〇	—	—	一〇七
合計		九、三三二	一〇三、七三三	四三、四七六	一三八、二六六	一二六、二三三	四四七、一三八	八六八	五七六、二六三

最激震区域内各町村に於ける全潰家屋百分率

町	村	總戸數	全潰家屋數	百分率	
神奈川縣	一 横須賀	一六、二四五	八、三〇〇	五二・一	
	二 日下	六三〇	一五二	二三・九	
	三 大岡川	五九九	三八三	六四・〇	
	四 屏風浦	四七九	一〇三	二一・五	
	五 金澤	九一四	三三八	三三・九	
	六 六浦莊	七四五	一七一	二二・九	
	七 鎌倉	二、四九八	二、一〇二	八四・四	
	八 腰越津	七三五	四一五	五八・五	
	九 川口	七三九	二八五	三八・五	
	一〇 村岡	二二〇	七	三・四	
	一一 深澤	三〇〇	一五七	五二・三	
	一二 玉繩	二九〇	四三	一四・八	
	町	三 小坂	六八五	四五〇	六五・七
	村	一 四戸塚	八三六	四三七	五三・二
町	一 五川口	四五〇	一六〇	三九・一	
村	一 六永野	一七七	四六	二六・〇	
町	一 七中川	六三三	一三八	二〇・五	
村	一 八瀬谷	五八一	五二	八・八	
町	一 九中和田	七四五	三三六	四五・三	
村	二〇 大正	四五〇	一四〇	三一・一	
町	二 二豊田	三五〇	五八	一六・六	
村	二 三本郷	四八八	一一三	二三・〇	
町	二 四浦賀	三、四二七	一、七二〇	四九・八	
村	二 五久里濱	七五七	一六三	二一・四	
町	二 六北下浦	六五五	一七	二・七	
村	二 七逗子	一、九四八	八二	四・一	
町	二 八葉山	一、四三六	四七三	三三・一	
村	二 九西浦	九三九	一四七	一五・七	
町	三〇 武山	四三二	四三	一〇・四	
村	三 一南下浦	一、〇八三	一一〇	一〇・一	
町	三 二初聲	六二二	一〇五	一七・三	
村	三 三長井	八八〇	八一	九・三	
町	三 四藤澤	三、〇七六	二、四一三	七八・五	
村	三 五茅ヶ崎	三、三三三	一、八一五	五五・三	
町	三 六小出	五八八	四〇〇	六八・〇	
村	三 七寒川	八五〇	五六七	六六・七	

町	村	總戸數	全潰家屋數	百分率
神奈川縣	三 八御所見	六七七	四〇〇	五九・一
	四〇 有馬	六二八	六〇〇	九五・五
	四一 海老名	八八二	四七〇	五三・三
	四二 綾瀬	九二四	六〇〇	六五・〇
	四三 澁谷	七六六	一三六	一七・八
	四四 六谷	六六〇	二二三	三三・八
	四五 溝	六八二	三五	五・一
	四六 座間	九二四	五四	五・八
	四七 大和	六七四	五七	八・五
	四八 大野	八一五	四三	五・一
	四九 大磯	一、六四九	二二三	一三・五
	五〇 平塚	二、八八三	一、三八七	四八・二
	五一 須馬	一、三三七	四五四	三三・八
	五二 大野	一、〇三四	七五八	七三・二
五三 旭	四四九	三三九	七五・五	
町	五 四土澤	四八八	三七〇	七五・八
村	五 五國府	六九七	三六三	五二・〇
町	五 六吾妻	一、二三五	五二九	四三・二
村	五 七伊勢原	七四二	三三三	四四・四
町	五 八高部屋	六二五	一八九	三〇・三
村	五 九比々多	五五四	二二八	四四・二
町	六〇 金目	四八五	一九八	四〇・八
村	六一 岡崎	二九二	二六三	九〇・三
町	六二 金田	二〇一	八四	四一・七
村	六三 豊田	二五七	一〇五	四〇・八
町	六四 城島	二七〇	一一三	四一・五
村	六五 太田	三九六	二七〇	六八・二
町	六六 成瀬	四七二	一九五	四一・三
村	六七 秦野	二、〇一三	五四四	二七・〇
町	六八 東秦野	七三〇	一四八	二〇・三
村	六九 松田	七三八	一八〇	二四・七
町	七〇 中井	八〇七	二五五	三一・六
村	七 一上秦野	三三九	七六	二二・一
町	七 二寄	三三三	四三	一四・四
村	七 三上中	二〇〇	六〇	三〇・〇
町	七 四山田	一五一	八二	五四・三
村	七 五曾我	四八〇	四三〇	八九・五
町	七 六金田	三二七	一一〇	三三・八
村	七 七吉田島	二三八	一六	六・七
町	七 八櫻井	二五九	一八〇	七〇・三
村	七 九岡本	六七〇	一九〇	二八・四
町	八〇 南足柄	六八	四三	六三・九
村	八 一福澤	四四九	八六	一九・三
町	八 二酒田	三二九	四五	一四・一
村	八 三川	一、二二五	二八〇	二三・〇

東京府		千葉縣									
一三六吉濱	六〇四	三〇七	五〇・八	一三九南千住	一三、九三三	二、一三八	一五・三	一五四橫山	五六五	三三	五・八
一三七土肥	六三五	一七三	二七・五	一四〇岩淵	三、五四三	二二二	五・九	一五五稻城	六六四	四七	七・一
一三八都田	八七四	七九	九・〇	一四一王子	九、二七三	四、〇〇〇	四三・二	一五六鶴川	八三四	四六	五・五
一九新田	五五三	三三	五・八	一四二三河島	六、二六〇	一、五〇〇	二二・九	一五七南	六九八	五七	八・三
一三〇中川	五五三	五四	九・八	一四三尾久	一、六五四	六・五	三六・六	一五八町田	一、〇二六	一三三	一三・一
一三一新沼	七六〇	五七	七・五	一四四千住	七、五六六	六〇〇	七・九	一五九忠生	九三六	七三	七・九
一三二横濱	九三、八四〇	一一、五一一	一二・四	一四五梅島	六二〇	三五	五・七	一六〇堺	七八三	五三	六・六
一三三大森	四、〇八九	一、〇〇〇	二四・四	一四六綾瀨	四七三	一四	九・三	一六一千種	五六五	三三	五・四
一三四羽田	二、五六三	五〇〇	一九・五	一四七花畑	六八一	五八	八・五	一六二東海	四七二	一三〇	二五・五
一三五六郷	八三六	五五	六・六	一四八伊興	三三五	一九	八・一	一六三海上	五八八	三六	七・四
一三六馬込	四三〇	一〇四	二四・二	一四九龜戸	九、九二二	一、〇〇〇	一〇・一	一六四養老	五八六	五〇	八・五
一三七杉並	一、〇五三	六〇	五・七	一五〇大島	五、八九二	六〇〇	一〇・二	一六五戶田	五五九	二〇四	三六・五
一三八井荻	七三〇	五五	七・五	一五二寺島	五、五九九	五〇〇	九・〇	一六六明治	七七〇	一六五	二一・二

町村		町村		町村							
八四北足柄	三二五	三三	一〇・五	九八田島	二、三九七	九五〇	三九・六	二二下曾我	三二四	三七	九七・八
八五共和	一一四	一一	九・七	九九大師	一、六九五	五三五	三一・六	二三田島	一四一	一〇七	七五・九
八六厚木	九六三	一五〇	五・五	一〇〇川崎	五、〇一五	一、二五〇	二四・九	二四下中	四八二	三八	七九・九
八七南毛利	六六五	一八七	二八・一	一〇一御幸	一、六二七	九三	五・八	二五前羽	四三三	一〇〇	二二・三
八八玉川	四三〇	五二	一二・一	一〇二日吉	五九〇	六四	一〇・八	二六國府津	七〇五	二七九	二九・六
八九小鮎	六二五	七七	一二・五	一〇三中原	七七〇	一〇二	一三・三	二七酒匂	一、〇七九	七三六	六八・三
九〇妻田	一四六	三五	一四・〇	一〇四高津	九三〇	四七	五・〇	二八大窪	五三三	一六	二一・六
九一三田	一七〇	九	五・三	一〇五橘	三七九	三三	八・四	二九湯本	五四五	六一	一一・三
九二保土ヶ谷	四、二六二	一、五四	二六・二	一〇六青根	二〇一	一四	六・九	三〇温泉	三七四	八〇	二一・四
九三城郷	九五二	一六六	一七・五	一〇七小田原	四、八三五	八九〇	一八・四	三一宮城野	三三八	五九	一八・〇
九四大綱	七六五	九一	一二・九	一〇八足柄	二、〇〇五	一、三六一	六七・九	三二仙石原	一三三	三五	一八・九
九五旭	六三三	六四	一〇・一	一〇九豊川	二、五五	二〇九	八・〇	三三箱根	一九七	四〇	二〇・三
九六鶴見	三、四五〇	二二七	六・六	一一〇上府中	三三九	一七〇	五〇・二	三四片浦	七五三	七	一〇・九
九七潮田	三、四五七	一、〇二〇	二九・六	一一一下府中	二七三	二〇三	七四・六	三五真鶴	一、三五八	二六三	二〇・九

埼玉縣		町	村	總戶數	全家	潰	百分率						
三〇九九	七五八	一六五	二一八	三三三	野田	四三五	二四	五〇五	二二七	一八〇	二〇九	一七・七	
三〇北三原	四一四	二七	六・五	三三三	塚	四二九	一〇七	四二九	一〇七	三三・五	四二九	三三・五	
三二南三原	四八六	三八	六七・五	二三四	安行	五二八	一九七	二〇四	二〇四	三三・九	五一〇	一五七	三〇・七
三二江見	五二四	九〇	一七・二	二二五	新田	四一八	一四九	二四〇	櫻井	四〇三	四〇三	六八	一六・七
三二田原	四六五	四五	九・五	二二六	川口	三、二七三	四八八	二四一	増林	六三四	三六	三六	五・七
二四美谷本	四五〇	七三	一六・二	二二九	宗岡	三九四	二九	二四四	新和	四八五	三三	四四	九・三
二五六辻	六五九	二二九	三四・八	二二〇	井草	三三三	四八	二四五	出羽	四四四	一五一	八四	一六・九
二六尾間木	四五〇	三八	八・四	二二一	出丸	三九〇	三三	二四六	大相模	五五四	六一	六一	一一・八
二七蕨	一、一三五	七七	六・八	二二三	共和	三四五	二八	二四七	幸手	一、〇一八	二七六	二七六	二七・五
二八戸田	七九九	二一九	一九・九	二二三	原道	五二五	三九	二四八	八代	五二一	四七	四七	九・〇
二九芝	五八〇	一三三	二二・三	二三四	元和	四〇四	三六	二四九	田宮	四五一	五三	五三	一一・七
三〇草加	一、〇五三	一三六	二二・〇	二三五	岩槻	一、四〇七	五八	二五〇	杉戸	六三三	四六	四六	七・三
三一神根	六六九	六九	一〇・三	二二六	豊春	四一〇	七九	二五一	堤郷	三三九	二八	二八	八・五

町		村	總戶數	全家	潰	百分率							
一六七中郷	五三三	九五	一七八	一八二	大貫	四八七	一四九	三〇・五	一九五	稻都	三二七	二〇九	六三・九
一六根形	五三三	二七	五・二	一八二	佐貫	七二五	一三三	一七・〇	一六	那古	九〇〇	八七〇	九六・七
一六九小櫃	一、〇四六	五三	五・二	一八三	湊	七四一	一四四	一九・四	一九七	船形	一、〇七一	六三五	六二・六
一七中川	四〇〇	一〇五	二六・二	一八四	天神山	五〇四	三三	六・六	一八八	東	三四一	七一	二〇・八
一七富岡	五四七	四八	八・八	一八五	竹岡	六一二	四六	七・五	一九九	富浦	一、〇三五	六九〇	六六・八
一七八重原	四四一	六〇	一三・六	一八六	金谷	四八二	六三	一三・一	二〇〇	岩井	八四〇	三三五	三八・七
一七周西	五三〇	七四	一四・二	一八七	北條	一、五五三	一、五〇二	九六・七	二〇一	勝山	九三三	一七九	一九・四
一七中	四四一	七九	一七・九	一八八	館山	一、六七八	一、四五六	八六・七	二〇二	保田	一、二一九	二六四	二一・四
一七小糸	五〇五	三六	七・一	一九〇	西岬	七七七	一〇七	一三・六	二〇三	瀧田	四六一	九九	二二・四
一七貞元	四三三	三二	三・五	一九〇	神戶	五五五	一九七	三五・五	二〇四	國府	三七四	三〇〇	八〇・二
一七飯野	四三七	一七三	三九・五	一九一	長尾	六五八	七二	一四・〇	二〇五	千倉	一、二七六	五〇三	四〇・二
一七青堀	六三五	九〇	一四・二	一九二	豊房	七二〇	三二四	四三・五	二〇六	千歳	七三三	五三八	七四・二
一七富澤	八一	九六	一一・八	一九三	館野	五〇〇	四七八	九五・五	二〇七	健田	五四〇	四三七	七九・〇
一八吉野	四八〇	五四	一一・二	一九四	九重	四六六	三七三	七九・五	二〇八	豊田	五四〇	三八一	七〇・六

町	村	總戸數	全 家屋數	潰 百分率	町	村	總戸數	全 家屋數	潰 百分率	町	村	總戸數	全 家屋數	潰 百分率
三五三	幸松	一五三	九三	一六三	二五八	明見	八三九	七六	九〇一	二六四	多賀	四五〇	七一	一五八
三五三	豊野	三八八	二九	七・五	二五九	忍野	三九三	二七	六・四	二六五	熱海	一、三八一	一五五	一一・三
山梨縣					二六〇	中野	二八五	六五	二二・八	二六六	印野	二五四	一四	五・五
					三四	富士見	四三九	七〇	一五・九	二六七	御殿場	一、四九六	三〇三	二〇・三
					三五五	上曾根	一八八	二四	一二・七	二六八	高根	四三五	一〇八	二五・四
三五六	白井河原	九六	六	六・三	二六二	伊東	二、二八二	二二九	九・六	二六九	北郷	七〇八	三二六	四四・六
三五七	楸澤	九七三	六八	七・〇	二六三	宇佐美	五九三	三三	五・六	二七〇	小山	二、七六七	四四六	一六・一
					二六三	網代	五五〇	二四	二〇・八	二七一	足柄	二、五九一	三三七	九・三


自分は被害統計によりてのみならず、觀察によつても震度を出すことを試みた、即ち地震の激しかつた地方を巡つて、家屋橋梁の破壊状態、柱状物體の顛倒等から地震力を計算して見たのである、中にも簡單で能く結束せられた構造物の移動現象が餘程な参考になつた、さうして各場所に於て、其地方に於ける最強震動の方向を推定し得る材料には特に注意を拂つて觀察した、今左に其比較的著しき例を擧げて見る。

國府澤——親樂寺(停車場の西方約三百米)本堂西側に立てる石碑の上覆は、二間四方の丈夫な木骨構造であつて、屋根も四壁も亜鉛板を以て圍まれたる極めて簡單なものであるが、大震の爲めに北二五度東の方向

第七圖 大正十二年九月一日大地震ノ震域要圖

Fig. 7. Map showing the Seismic Area of the Great Earthquake of Sept. 1, 1923.

一、等震線 細線ハ全震5%ノ線、太線ハ同30%ノ線
 二、隆起部ハ赤色、沈降部ハ青色ヲ以テ示シ震波ヲ以テ變化ノ大小ヲ區別ス、海底部ハ三〇米以上ノ變化ノミヲ現ハス
 三、矢ハ初動ノ方向
 四、數字ハ第三表ニ掲ゲタル地方ノ位置ヲ示ス
 五、海岸ニ於ケル波線ハ津浪ノ高サヲ表ハシ三米毎ニ一線ヲ引ク
 六、十文字ハ海底電線ノ切斷シタル場處



に九一纏ずれた。

小田原——緑町邊に於ては大震動の結果と見るべきものが最も多い、停車場前人力車詰所は四間に二間半なる平家であるが北一三度東へ三五纏ずれた、同町二丁目石井精米店は五間平方程の亞鉛板葺平家であるが北側隣家との間を流れて居つた小川を利用して水車を設け、營業をやつて居つた、處が大地震の爲めに、家屋は北一〇度東の方に一三〇纏と言ふ程の驚くべき大移動をなし、此爲めに水車は兩家屋の間に押潰され、小川は地盤小隆起の爲めに干上つて仕舞つた、凡て小田原は激震區域中でも震度最激烈であつたらしく、家屋の大多數は潰れた上に焼失したのであるが、偶々残つた少數の丈夫な構造は右の如き大移動をなしたのである、さうして此處には一々列挙しないが、此外に小移動をなした家屋何れも概ね正北乃至北二〇度東位の間の方角にずれて居るのであるが、之に反して家屋倒潰の方角又は電柱傾斜の方角等は概して其の反對の方角になつて居るのも注意すべき事項である、又斯様な大移動を一回に行つたものもあり、數回に行つたものもある様であるが、此の現象は地動の水平動のみでは説明し難いものであつて、大きな水平動と共に大きな上下動が伴ひ、さうしてこんな大震動が略ぼ同じ方向に連続的に起る場合に於て容易に起り得る現象であると考へる、但し或る方向の水平動に下方動が伴ふ場合には反方向にずれが起るのであつて、或る方向の水平動に上方動が伴ふ場合には家屋は佇立するか、又は反方向に顛倒することとなるのである、即ち水平面に對して斜な大震動が反復せられる場合に於ては下方動の起る度毎に家屋は元の位置に取残され、隨つて關係的に段々反對の方角に移る事となるのである、斯様な移動現象は加速度 1.2 射出角三一度程度で可能となる（移

動の條件を $\mu = 0.6$ (coefficient of friction) とす但し θ は摩擦係數 0.6 、 ϕ は射出角、 a は地動の加速度、尙ほ御用邸内の木造家屋中には土臺の柵を脱して移動したのもあつた様であるが、此は家屋滑走によるか或は拋射によるか、自分には疑問である、然しながら地動の極めて激烈であつたことだけは明かである。

小田原地方の震動が最も激裂であつた事は破壊物の状況でも分る、是迄の小田原地震に於て決して崩れたことのない舊城石垣が大崩壊をやつたことも其一例である、閑院の宮御別邸は東西に長さ洪積層の小丘の上にあつて、木骨混凝土(鐵筋なし)の三階建の頂に塔を有した宏莊な建物であつたが、無慘な崩壊をして若宮達が下敷になられ、姫宮御一方は傷ましい最期を遂げられた、町内で有名なウイロウも崩潰を免れることは出来ず、汽車の顛覆の如きは當に然るべきことであつたらう別けて酒匂川國道筋に架けられた出來た許りの鐵筋混凝土の酒匂橋は全部崩壊したのであるが、其の柱の損傷状態、特に其れが鋪裝を貫ける状態の如きは水平動は固より、餘程強烈な上下動までも思はしめるのである、小田原に接近せる下蘇我驛並に其附近の惨状は小田原と同程度の震度であつた様に見えるが、此驛が新開地であつたが爲め、土地の揺下りの現象を起し惨害一層甚だしかつた様である。

鎌倉方面——平塚より鎌倉に至る砂地は其震度概して小田原に比すべく、但し大移動の現象が餘り著明ならざる事等から幾分幅かりし様に思はしめるものがある、東海道線馬入川煉瓦橋梁は是迄自分が経験した此種の震災の最も激烈なものであつた、此處では橋脚が何れも往復の軌條を負ひながら横倒しに川下の方へ倒されたのである、橋脚の倒れた方向につき多少の差違はあるけれども概して南二八度東であつた、但此際自

分が疑問とする所は切斷が多い膠泥の繼目に於て一平面上に起つて居るので抗張力が多少弱かつたのであるまいかとのことである、斯く破壊物の顛倒方向が概して北の方でなく南の方を取ることは上下動の方向と併せて考ふべきものであらう、茅ヶ崎、鳥井戸辻堂邊の墓碑殆んど残りなく倒され、而も其多數は北乃至北西の向きを取つた、此邊の震度は重力の四割内外であると思つた、茅ヶ崎に於ては古い川筋の跡に往古の橋梁の根とも見做すべきものが、水田面上に七本も露れ出た、沼田頼輔氏の説に據れば鎌倉時代のものとのことであるが、露出面下の状況未詳の爲め其れが土地の揺下りて起されたか、又は揺上げられて浮び氣味に露出して來たかは不明である。

湘南地方の沙地は概して右の通りの状況で片瀬、鶴沼、藤澤も其通りであるが、但處々洪積層の地盤が現はれ、特に三浦半島か若しくは之に近き處に於て第三紀層の地盤が露出した處では震度が此爲めに著しく減少し洪積層の地盤に於ては三割以下の震度にまで、又第三紀層の地盤に於ては一割程度近くにまでなつた様である。此變化を特に能く表はす場所は鎌倉であらう。

鎌倉に於て山手の第三紀層地盤に於て地形寧ろ平坦な處では震度一割程度であつたらしいが、由比ヶ濱方面の沙地に於ては五割にも達したらしい、さうして此兩極端の中間に位する震度が錯綜して表はれて居る、由比ヶ濱山階宮御別邸は輕き屋根を有した平家でありながら倒潰し、一の鳥居側島津公爵邸の如きも丈夫な木造建築の一例であつたが、南二五度東へ倒れた、八幡宮や大佛邊は震度次位にありながら、神樂殿拜殿は倒潰(南東へ)を免れず、大佛は南十五度東の方へ膝を乗出すこと四〇厘程、膝頭を沈めること三〇厘程で

あつた、又同處の山門は反時計針の方向に一〇度廻轉し、北五度西の方へ二〇度傾ずれ、材木座光明寺門も北三五度西へ五〇度傾ずれた。

自分は其後神奈川縣師範學校構内第三紀層の地盤と、其間隔二・三軒なる由比ヶ濱一の鳥居側鳥津公傳邸潰跡とに同型の地震計を据付けて地震の同時観測を行つて見たが、極めて緩かなる地震については震度の差違を認めないけれども、近距離地震に於て、特に震動方向北西、南東なる地震に於ては前者に對して後者は五倍程の震度を示すことがあつた、(本調査については別文那須理學士の報文があるから、詳細は之に就いて知られたい)、斯んな事項は震度分布圖を見て震原の位置を判斷するに特に注意すべきことである、彼の震原に近き三浦半島に立つた村落の震災が東京山の手方面の程度に止まり、二ノ宮に近き梅澤が元祿の際も今回も概して無難であつたのも此關係に因るものである。

三浦半島——前に述べた通り第三紀層の地盤で平坦な處は震度一割程度に過ぎなかつたが、崖崩れの爲め横須賀、浦賀等に於けるが如く相當の損害があつた、現に横須賀逸見では通行者五十人壓死し浦賀邊では家屋家族共に埋没した儘道路になつて居る處もある、洪積層の土地や或は下浦斷層に沿ふた處に於ては震度二割程度に上つたが、横須賀の埋立地或は葉山一色の古い川筋の跡抔に於ては三割乃至四割の震度に達した斯様な場處に於ては土地の龜裂と共に反對な現象たる土地の壓縮又は折重なりが起る、葉山御用邸内及び横須賀海兵團外濠に沿ふて之を観察した、水道瓦斯鐵管「テレスコーピング」が斯んな處で起る。

箱根方面——小田原町を出發して箱根街道に進むにつれ、震度は次第に輕くなつたことが家屋の被害状態

で明かである、此は小田原に接せる板橋でも最早幾分の輕減を示して居る、箱根山中は被害可なり激しく、電氣鐵道は殆んど總崩れと言つても過言でなく、其外底倉に於ける葛屋旅館の慘狀抔、目も當てられぬ様であつたが、併し何れも崖崩れ又は表土層の滑り落ちに歸因したもので、地震の直接の損害としては元箱根が最も激しかつた位のものである、此處では家屋多くは道路に直角の方向即ち北々西の方向に倒れた、但し此場處は往昔葦湖が須雲川に流出し居つた時分の川床に當つたものか、山中の他處に比較して柔軟な土層を以て被はれた平坦な小區域である、又日金邊では震度殆んど一割程度でもあつたかと考察せられた、次に東海道線を沼津方面へ進んで見ると停車場では下蘆我驛が災害最も甚だしく新驛の盛土が殆んど舊水準にまで搖下げられた觀がある、沿道の山崩れも著しいが箱根隧道の震災は多くの場合、周圍の土壤の崩壞に基因する様である、此は隧道の延長を短縮する爲めに無理な切込み、殊に急斜面をなせる切取り等に因る様に考へられ、素人の目から見ると今しく隧道工事特に上部の構造を延長し、假令土砂が崩壞しても上構に因つて支へられる様に修理したなら可ならんかとも考へられた、小山の富士紡績工場の崩壞も慘憺たるものであつたが一體紡績工場なるものが間仕切少く、耐震構造とするに困難であるのに、此處は斷崖の上に多少の盛土も加へられた關係もあるものであらう、自分が沼津に行つたのは大震後四十餘日後であつたが、此處に來て始めて震災の苦惱を忘れた様に感じた程震度が輕く、恐らくは五分乃至一割の程度であつたらう。

伊豆半島——伊豆半島は東海岸の北半部が震災を受け、而も熱海、伊東等、津浪の害が主であつた、熱海に於ては僅に二三軒の潰家があつたので震度は先づ一割以下と見るべきである、伊豆山から北するに従ひ被

害次第に大きかつたが、其れも多くは箱根同様に崖崩れによることが多い、此の山崩れの最も甚だしきは、所謂山津浪となり根府川の村落を殆んど全部埋め米神を大部分荒したものである、地震の直接の影響としては吉濱が最も激しかつた様であり、鎌倉程度の震度變化を示して居る、さうして海岸を少しく離れた山地、例へば湯河原の如きに於ては震度一割程度に過ぎぬ、石橋村玉川に於ける鐵道橋梁の破損狀況は一つの奇現象である、橋脚は石造りであつて、往復二線の各々が四十呎鋼鐵桁一個と六十呎のもの八個とを有し、其の方向は概ね北十五度東、南十五度西である、地震の結果、西側線路は短桁のみ墜落し、他は十二桁乃至三十桁程南方へ移動したが、東側の桁は二個を残し他は全部北端に於て橋脚を踏外し、恰も梯子を架けた様に、橋脚に寄懸つて居り、墜落を免れたのも三十桁以上南方へ移動した、其の上橋脚は多く地上數尺の處で、水平面に沿つて裂け、此半面に沿つて反時計の方向に少しく廻轉し、而も廻轉の軸は水平断面の中心よりも寧ろ西方に偏して居る、此の現象中東側のみが主に墜落したのは、工事未了の爲め北側の橋桁綴附不完全であつた事に基因したのであらうか、橋脚の剪断上部が偏倚して廻轉したのも同じ關係に因るものであらう、さうして墜落橋脚の北側踏外は此廻轉異動並に此を起さしめた橋脚の屈撓に基因するのであらう、即ち此處でも大きな上下動が繰返されたとして上方動と北方動とが伴ふとき橋脚頂は南方動となり下方動と南方動とが伴ふとき橋脚頂は北方動となり此時橋桁關係的に南方へ移動したのであらう、さうして橋脚の前記運動の爲に東側の桁が比較的多數橋脚から落ちたのであらう。大島に於ける震度は伊豆の對岸に於ける同程度であつた様である、唯家屋基礎の石積が崩壊した爲めに破綻を生じたものがあつたから、表の上の潰家の歩合は

箱根同様に比較的になくなつて居る。

序に記して置くが大震の熱海に於ける初期微動繼續時間は如何に小さく見積つても五秒はあつたらしい、先づ七秒と見る方が適切であるかも知れない、此は警察署員の経験から推定したものであるが、それは署員の迅速に立廻つた人と、遅れた人とが全部前通り迄逃れ出た際、大震動が到着し、軒瓦が墜落した事に據つたのである、此問題につき池田理學士が衛戍病院長の経験から推定したのも略ぼ同様である、又三浦郡下浦に於て長岡博士の目測せられた値は五秒程であつたらしい、同博士は當時助手と實驗中であつたが鏡面に感じた微動により助手より十二秒早く地震を氣付かれたと言ふことである。

房總半島——此半島に於ける最大の震度は北條を中心として館山灣に菴める砂丘地に觀察された、那古、船形並に館山の東部卑濕の地では何れも三割乃至四割の震度に達したらしく、就中北條自身が最も激しかつた様である、さうして北條に於ては多少の移動家屋を認めたが何れも北乃至北西の間に向つてずれ、其の中一は北一〇度西の方へ三三轉ずれて居つた、家屋の多くが東南東乃至南東の方向へ倒れ又は傾いたことも注意すべき事項である、館山に於ては此の方向が今少しく南の方へ偏し、南三〇度東乃至南六〇度東の方が多かつた、之に反して前記區域の北方富浦に於ては倒潰の方向寧ろ今少しく東に偏して居た、房總の西沿岸に於ては南下するに従ひ佐貫町邊から震度の増大著しくなつたが、其れも多くは地盤の關係によるのであつて第三紀層の地盤に對しては金谷以南に到達して始めて震度の増大を認め得た、那古から東に進みて同様の關係の見ゆるのは那古斷層の新成に基因するものがある、北條より南方の區域に於ては、土地大抵第三紀層な

る爲め震度は一割乃至五分位と認めたが相濱に於ける被害の殆んど全部は津浪の襲來に因るものであり、野島崎燈臺は北三〇度西の方へ倒潰したが、此は明治初年に於ける煉瓦膠泥組造の結果（明治三年一月十九日落成）にも因るのである、今回の地震の爲めに陸地の隆起は多くの場合利益を齎したが逆に損失となつたものがないでもない、白濱築港が出来上つた許りに船舶出入不能となつた如きが其一例である。

外房は北するに従ひ震度大抵一割以下である、小湊に於ては九月一日の大地震よりも翌二日午前十一時四十七分のもが却つて強く（清澄も同様）停車中の機關車が動き出した、機關車用の「タンク」〔直徑十五尺壁厚煉瓦二枚、窓入口一枚半、地震當時の水量半分程〕も此地震で龜裂した、此邊での大地震の方向は南東北西であつた、一宮にて最も強く感じた地震は二日午後六時二十七分のもので地鳴が烈しかった、但し被害は矢張り一日の大地震の場合が主であつた。

序に記して置きたきは北條に於ける土地の龜裂開閉の現象である、從來中米及び南洋の大地震に於ては土地が裂けて直ちに再び閉ぢるといふ現象が記録されてあるが、我國の歴史大地震に於ても、亦近世の大地震に於ても、斯様な現象の記録もなく亦経験もなかつた、それで大森博士の如きは其我邦の大地震に起ることとを否定された位である。然るに我國では往古から、斯様な現象が知られてあり、且國民一般に之を恐れることの念があるので、右の通り此問題を簡單に片付けることは不穩當の様に考へられて居た、自分の如きは我祖先の此知識が南洋傳來のものであるまいかとも考へて見た、それは兎に角、今回の地震によりて、此現象が我國に於ても皆無では無き様に考へられる様になつた、横濱棧橋に於て此現象が起つたと稱へる人がある

けれども、構造物に於ける此種の現象は棧橋に限つたことでなく洋風建築に於ては屢々経験せられる事項である、自分の意味は斯様な構造物でなく、土地自身の龜裂開閉である、處が北條尋常高等小學校の校庭に於て、校長初め二三の職員が此現象を目撃した、即ち南北に亘り長さ十二三間程二條の龜裂を生じ、數秒置きに數回の開閉をなし、間歇的に五六尺乃至十尺程噴水したそうである、該校の敷地は水田中の半島で、それも一部は八年前に一部は二年前に、二尺程水田上に盛土したものであつて、寧ろ泥土層の表皮の上に建てられてあると言つた方が、適當の様に思ふ、斯様な場處では重力波の起ることが可能であつて、其波の山に於ては龜裂を生じ、次に其波の谷が來たとき閉ぢると言ふ順序を取ること有り得べきことと考へられる、佛國海軍技師ツープレー氏は帝國ホテル滞在中、我々から見れば小地震であるが、同君から見れば生涯に於て最初の經驗である所の地震に出會つて、無意識に寢臺から飛下り静座して震動の情況を体験することに努められたそうだが、其間に船の傾斜動揺と全然同一の感覺を得たと主張して居られた、泥土層の上に船の如く建てられた家屋に於ける經驗であるから、直ちに幻覺であらうと否定する譯には行かぬ様に考へる。

品川から神奈川まで——品川に於ては目黒川の兩岸に於て震度稍々増大し一割五分乃至二割程度なりし様見える、大森海濱特に町内から内川に至る邊に於ては震度二割に達したらしい、川崎に於ては主要動の方向概して西北及び東南で震度は更に大きくなり、二割程度を最低として停車場附近に於ける三割程度にも及んで居る、六郷川に架した京濱震電鐵の煉瓦橋脚は濃尾地震の場合に於ける木曾川鐵橋の様な損傷を蒙つたが其後之を修理して猶ほ使用して居る、日本電氣株式會社に於ては同型混凝土建築が並列して居るのに其中一

二の特別なもののみが甚しい損害を受けた、同所は水田の埋立地たるのみならず此棟の位置は最後まで残つて居た池の跡であつたとの事である。

鶴見に行くとき震度は稍々軽く、漸く一割五分内外であつたらしく、生麥に於ては更に軽く、凡そ一割程度であつたらしい、子安からは震度再び上り、一割五分乃至二割五分の程度を示し、神奈川に於ては臺地でさへ一割五分以上の震度であつたらしく、神明町の如き低地に於ては三割にも達したらしい。

横濱——先づ不動山に登つて市内焼跡を大觀して見る、由來横濱の土地は、用港以前には眼下に見る平地が大部入江又は水田であつて、唯本町通り一帯の海岸が沙洲の土地であつた、今回の地震に於ても此沿革が明かに示されたらしいが、全部焼失したのは此點から見ても遺憾の次第であつた、但しそれにしても本町通りの如き舊地盤には若干の家屋も焼残つて立つて居るが、埋立地に於ては震度大なりしのみならず地盤の傾斜に至る所に經驗せられ、鐵筋混凝土、鐵骨構造或は日本風土藏等土地と共に大傾斜を受けながら形態を損せずに残つて居る、此等の區域に於ては斯程の地震でなくとも例へば去る大正十一年四月二十六日の地震の場合の如く、山本町邊に於て水道鐵管の損害が著しく現はれたが、今回は此状況を更に大きくしたことであらう、畢竟此等の低地に於ては震度海岸通りの二割五分位を最低とし最高三割五分程度にも達し其上に不規則な揺下りの災害が加はつたのである、鐵道、築堤、棧橋等にも此現象が見られた、唯茲に一つの例外があるのは、根岸から磯子に行く間に於て小丘を切開いて平地となした跡である、此處では其震度は一割五分位であると見た。

横濱に於ける墟燬質の丘陵に於ては震度は一割五分乃至二割五分に達したらしい、山元町根岸邊は寧ろ震度の高い方に相當する、共同墓地も此高地にあるが墓碑の損害は頗る著しかった、此は墓の構造が東京杯と違つて竿石の直下の石段まで二枚石を合して並べただけであることも影響して居るらしい、高地も低地も大震動の方向は南か東乃至南東或は北か西乃至北西が多かつた、野毛山方面の高地も略ぼ同程度と見て宜しい、淨水池の大龜裂、外壁の崩壊等、斯様な大地震を想像しなかつた設計の結果に基づいたものであらう、概して丘陵地は土質固さに拘らず凸凹が甚だしい爲め縁邊運動の影響が餘程手傳つた様である、此關係は平地にある兩岸又は橋梁の接續點にも特に著しかった、水道鐵管の幹線は橋の兩端屈曲點に於て最も多く損傷を受けた様に見た、さうして自分が之に關して特に感じたことは、右の如き大切な管は寧ろ敷設上の困難や、不便を犠牲にしても、之をU字管として川床底を深く潜行せしむべきものであると云ふことであつた。

東京——自分は曾て東京市街地に於ける震度分布圖を作つて見た事がある、其れは安政二年江戸地震に於ける死者の分布狀況、明治二十七年六月二十日東京地震の被害狀況、東京市内數ヶ所に於ける地震の比較觀測、東京市街地生成の沿革並に地質及地形等を考慮して作つたのであつて、期する所は之が第一に安政江戸大地震の震度分布を示し、第二今後の大地震に於ける震度分布豫察圖と見做すべきものと思つたのであつた然るに此第二の目標は今回の地震によりて規ひが可なり外れた事を了解したので今回の地震に對する震度分布圖を作成せんことを企圖し先づ九月上旬から中旬迄は大學と自宅との周圍並に通路特に後者は事情の許す限り種々に之を變更して成るべく廣區域に涉る様觀察し、稍々離れた市内外區域特に焼失を免れた處に對し

ては二名の補助者に委託して機会を失ふことなく調査して貰つた、さうして九月下旬から十月終までには自動車を飛ばして市内並に市外町村を普く巡察し、特に焼跡に對しては各警察署につき、震災直後で焼失前の被害模様を聞取つて歩いたが自分が特に價値を置くものは、地震直後署長の命令一下するや否や、警官が自分の受持區域を一巡しての復命である、此の中には其報告が文書として提出せられたものもあつたが、火災の急なりし爲め、右様な餘裕もなく、全く當時を回顧して貰つて記憶から引出したのもある、幸に震災後日數も餘り多く経過せず、署員の移動も少く、記憶も比較的新たであつたので、相當な收穫があつた様に思ふ其後警視廳では各警察署から管内に於ける家屋の震災状況報告を徴し、之に依つて被害分布圖を調製せられたが、其中木造家屋に關する分は前に記した自分の調査方法と共通な所があり特に自分の調査に比較して一層綿密であるので、當面の目的に向つて優秀な参考材料であつた、或は本圖が出来た以上、自分の調査は最早不用に屬しはしないかとの疑を起される方があるかも知れないが、此は決してさうでない、何故ならば被害の分布からして、震度分布の正確な觀念を得るには前提として家屋の良否、種類、土地の震動性能等を併せ考察する必要があるからである、例へば貧民の密集せる場處は構造材料貧弱な爲め、吉原、洲崎遊廓の如きは三階建木造家屋の多かりし爲め新開地は土地の不規則と揺下りが起る爲め、何れも同程度の地震動に對しても比較的に損害多く、之に反して建家の少き場處（極端に言へば全く之れなき場處）或は深川木場邊の如く優秀な構造材料を用ひた區域にては被害に比して震度が輕かりし様に見えるのである、畢竟右の如き豫備知識を以て前記被害分布圖を見ると、始めて震度分布につき稍々實際に近き觀念が得られるのである。

今一つの重大な豫備知識は土地の構造、若し言得られるならば立体地質である、之につき復興局では井上技師の主査により市内焼跡を主として千箇處程の掘鑿により、良好の成績を得られたとの事であるが、本報告には之を利用することの機會を得なかつたことを遺憾とする、但し右の立体地質のみでは土地の震動性能に對する知識を與ふることは恐らく不可能であらう、それで自分は大地震後頻々に起つた餘震を利用して、市内各地點に於ける土地の震動性能を調査することを企て、簡單地動計四個を用ひて各地點に於ける地震の同時觀測を行つた、器械の數が少なかつたは實以て止むを得なかつたので、従つて一觀測點に於て一通りの觀測を得たら、之を次の觀測點に移すといふ方法を採つたのであるが十月中旬から開始して六ヶ月間に三十二點を觀測し終つた、四個の器械中一個は比較の基準大學地震學教室に置いたので、市中を巡回した器械三個であり、従つて一觀測點の觀測には平均二週間を充てたことになる、後に氣附いたことは斯様な短時日では其土地の震動性能を知るに不十分であつたことであつて、緩急各種の地震を各點で觀測することが必要であつたのである、唯幸に鎌倉に於ける觀測が十分であつた爲め、此問題の真相の一端が窺知せられ、又東京市中でも越中島、仲猿樂町、三河町、本所横綱、橋場等の數ヶ處に於ては比較的に材料が多かつたが爲め、臆氣に其土地の震動性能の一斑が現れた様である、即ち下町の或る一地點の震動状態を、基準に取つた本郷地震教室の分に比較するに、概して次の相違がある。

(一) 基準觀測點に於ける震動状態、特に震動の週期の異なるに從ひて、比較觀測點に於ける震動の強さが基準觀測點のよりも大なることもあれば小なることもあり或は相等しきこともある。

(二) 概して下町方面に於ては其土地の自己振動らしきもの存在し、其週期一秒内外である、さうして基準観測點の震動週期之に近きときは比較観測點に於ける強さの比率は増大して三倍又は四倍にもなることがある。

(三) 比較観測點の震動比率が數倍となるのは、常に震動の大きさの比率が増大する許りでなく、週期の比率が反對に減少するからである。

(四) 基準観測點の震動の強さが却つて比較観測點のよりも大きくなることは、基準観測點の震動週期が約〇・八秒内外の場合に多かつた。

(五) 震動の方向によりての強さの差違は鎌倉に於て観測せられた程著明でなかつた。

即ち甲乙二點に於ける震動の強弱は其關係が一地震毎に相違して現はれる譯であるので、此の關係から極めて明白となつたことは、安政江戸大地震の震度分布圖が其後の大地震の震度分布豫察圖となり得ないことである。

江東方面——土地概して一尺乃至一尺五寸程の不規則な揺下りをなしたから、被害状況から震度を判断するとき、此影響を割引する必要がある、安政大地震の時は土地一層新らしかりし爲め、即ち此方面が開けてから、安政年度に至るまで、大地震を経験したことなく、寧ろ地震に對する處女地であつたが爲め、揺下りが一層著しかつた筈であるので、此影響は今回よりも甚しかつたことであらうし、自分が前に作つた安政大地震震度分布圖は此點を修正する必要がある、斯くて安政の試鍊を経た場處に於ては今回は此影

響幾分輕い様に見えるが、近年勃興した向島界限或は大島町邊はさうでない、中川壯助博士に據れば大島町中川縁東京硫酸會社工場に於て地下に淺く埋設せられたもの或は地上工作物等甚い損傷を蒙つたに拘らず特に不思議なりしは地下四五百尺の深さまで達した鐵管が五寸程拔上がつた儘で、何等の損害を受けなかつたとのことであるが、此は此鐵管が抜つたのでなく土地の表皮の部分だけが揺下がつたと見れば不思議とするに足りない、凡て此等の新開地に於ては道路に沿ひ四五寸程度の龜裂も珍しくなかつたが、小櫻業平町四十五番地邊では電鐵の蛇行狀彎曲も起つた、此邊潰家四割にも達したとのことであるが、此は地震動以外の影響が加はつて居ると見るべきである、大平署管内特に櫻春町八十三番地邊潰家多く、管内の潰家凡そ二割五分にも達したとの事であるが、此處も多少の割引を要するものであらう、深川南部に於ては西平野署管内に於て潰家十軒乃至二十軒の間とも言ひ、東大工町、靈巖町、裏大工町が餘程甚かつたに比較して、西大工町は稍々輕く、特に永代橋の東側一帯は無難であつて僅に中島町海岸縁二十戸位が傾斜した位の事であつた、此一區域は安政の場合にも斯うした傾向を示したから、今度は特に地震計を永代橋の附近、小松町六番地に据附けて比較観測を行つて見た、但し観測が不十分であつた爲めの確なことは言へないが、今回の地震の如く最強震動部の週期一・三五秒と言ふ様な急な震動に對しては本圖に比較して僅に數割増し、(關係震度一・二六)の強さであるから、前記一區劃の震度を一割五分内外と見ることは不當でない様である、又越中島航空研究所に於ける地震の比較観測の結果は基準観測點の震動週期によく著しき相違を示し、本郷の震動週期〇・八秒乃至〇・九秒のとき震度は二分の一となり週期一・一秒に對し震度

は三倍以上となるから今回の大震に於ても震度は本郷の三倍たる三割程度に達したことであらう、之に反して本所横綱河岸安田邸（元被服廠西隣）に於ける比較観測は基準観測點に於ける震動週期に對して震度の著しき變化を示さず、概して基準點に於ける二倍乃至三倍程度にあり、特に今回の地震の如き場合は二倍半程の震度を示すから、此區域を震度二割五分程度とするのは種々の方面から見ても適當の様に思はれる、今一つの観測點なる上大島東京瓦斯會社は観測材料が不十分であつたが一・八倍なる震度を示した、又郊外小松川は自分が明治二十八年來數年間、本郷、一橋、麻布天文臺と共に電終して地震観測を行つた場處であつて、其結果震動振りが一橋に似て居ると思つて居たが、此の度の地震でも此關係は同様であるらしく、町内には十二棟相接して潰した處もあつた。

北部（本郷、下谷、淺草以北）——此區域の西部には上野、道灌山臺と本郷臺とがあつて安全區域を形作り中間に不忍池の低地があつて震度稍々大きく、特に池の南北に接した場處が甚かつた、上野臺の東方には震度の稍々低い區域が接續して居るが、其れを越すと隅田川縁まで概して震度が高く、吉原並に其周圍は安政同様最も高かつた、唯川縁に沿うて山谷附近と此區域の南端にある南元署管内とは臺地に比較して大した相違はない位であつた、此關係は安政度と略ぼ同様であつて、安政のときも三味線堀を東に越ゆれば殆んど震災を知らない位であつたと言はれて居る、本區域内に於ては象潟署、吉原、橋場、元鳥越、淺草公園内傳法院、下谷稻荷町、御徒町加藤邸等に於て比較観測を行つた、關係震度（本郷震度を單位として其土地の震度を斯く略稱する）につき象潟一・一四なるは鐵筋構造土中室なる爲め、基礎工事可良なこ

とに基因するものか、吉原一・九五なるは土地の自己振動週期小なる爲めで、今回の地震動の様な場合では二・一九以上である、橋場は一の例外を除き一・二一、元鳥越二・六四は基準點の震動週期一秒未滿の場合だけであつて、若し之を超過すれば關係震度一に接近する傾向を示して居る、淺草公園傳法院は三・七七なる異常な數を示すも振幅は却つて小さく週期凡そ半減するに由るもので震動が大きいときは此週期半減の關係はなくなるであらう、下谷稻荷町二・一五なるは土地の自己振動週期小なるが爲め、御徒町一・五六なるは丁度今回の地震のやうな場合に相當して居る。

此區域の市外に於て王子、尾久杯があるが、尾久は新開地なるが爲め被害大であつた、特に之れが下尾久八七五西方に密集して居つたは主として土地の不規則な揺下りに基因したのであらう、王子に於ては柳町一八二區から北微西の方向に榎町一に至り潰家が密集と言ふより寧ろ細長き區域に於て起つた、此は石神井川の舊川床に當るものであつて此川床は恐らくは現在の印刷局抄紙部分工場に連なり其處から北々東の方向を取つて荒川に流入したものであらう。家屋被害の狀況に就いては建築部の報告を参照されたい。

中部（日本橋、京橋、神田、麴町）——此區域の特色とする所は、麴町臺及駿河臺の安全地帯の中間に往古の神田淵の遺跡で、南北に細長き震度の高き地帯が横たはつて居る事である、此地帯は實質上粘性に乏しき泥土で、唯其上を數尺の乾いた土層が被つて居ると云ふに過ぎない、其れから東方、大川縁までは下町中比較的震度輕き部分に屬し、特に駿河臺南方には同じ臺を元祿年間に切取つた跡や、銀座邊の三角洲跡らしき部分杯臺地に比すべき程の場處であるが、然しながう鐵炮洲（明曆大火の燒灰や燒瓦礫を以て

埋立てた)杯の如き震度が稍々高さ小區域も介在して居る、御茶の水の西崖は安政大地震のとき無難であつた様に思ふが、今回の地震では大崩壊(東京に於ける最大の崖崩れ)をなし、神田川を閉塞すること數ヶ月に及んだ、此は甲武線と云ふ文明の産物に對する皮肉である、地震學教室前から見た煉瓦建築の破損竝に焼失に對しても同様の感が湧いて來るが前面の焼跡は我教室員の奮闘を偲ぶ好個の記念である、其他神田の駿河臺下、鎌倉河岸も一通り破損の度を示すものである、丸の内方面に於ける建築物被害状況に就いては建築部報告に徹底的の記録があるから總て之を略することにするが、此等の建築物中内外「ビルディング」の如き無慘な崩壊をなしたものもあり、東京驛、三菱二十一號館、三菱銀行、銀行集會所等の如き無難なものもあり、之に反して破損重大なものでは東京會館の如きがあり、百尺程度の諸建築物何れも多少の損害を受けて居る中、興業銀行田中大川事務所の如きは先づ無難に近い方であると思ふが丸の内「ビルディング」郵船「ビルディング」杯は危かつた方であらう。

唯此に自分が意見を加へて置きたきは右の如き泥土質の地盤に重き建築物を置くとき從來行はれて居る杭打地形は如何なる耐震能力を有するかに就いてである、問題を簡單にする爲めに假りに泥土層に數十尺の堅固な杭を打込み、之を更に其下に横たはつて居る堅牢な地盤に固定したとし、次に此等の杭を能く結束して一團となし、此上に建築物の最下層を固定した場合を想像して見る、さうすると此建築物は下層の丈夫な地盤より立てられた塔とも見ることが出来る、若し杭の部分が周圍の軟土層と離れて居るならば耐震關係上右様な塔と毫も變りはないが、然しながら若し相接觸して居るならば耐震上に於て空中に屹立する塔

よりも、不利益なものとなるのである、何となれば周圍の軟土層は下層より傳播し來つた地震波の爲めに強迫震動を始め、之が今回の比較觀測によりて了解せられた通り、震動週期小となるか、或は震幅大となるか等の關係によりて塔自身の震動とは違つた強い震動となり之れが塔自身に働き掛けるからである、勿論波動の干涉により、塔の震動に對して周圍の軟土層が丁度反方向の動き方をなし、支柱の様な働さをする場合もあらうが、之に反して同方向の動き方をなし、一層震動を大きくする働さをなすことであらう、さうして建物が塔の如き状態で震動するとき之に加はる外力は單に基底に働くのみで、隨つて之れに破壊作用を與ふる對象物は自己の惰力であるが、若し之が周圍の軟土層によりて強迫されるときは其破壊作用は周圍の土壤の重量によりても與へられるので、此土壤の際限を何處まで取つて然るべきかは周圍の條件によりて定まるであらうが、此様な建築物相櫛比して居る場合に於ては其範圍も比較的に狭小であらうけれども孤立して居る場合、或は建築物が周圍に對して比較的の小なる場合には此破壊作用を及ぼす軟土層を大きく取らなければなるまいし、然るときは其惰力は頗る大なるものとなり得る譯である、丸の内「ビルディング」等周圍の鋪道の上下喰違は、周圍の柔軟な爲めに起つた不規則な揺下りに因るであらうが水平面に沿ふた錯亂は右様の關係に基因した場合が多いであらう、尙ほ右の關係は地下埋設物に對しても同一である、即ち地下埋設物が本項の如く施工せられた場合は埋設物其自身の惰力の外、周圍土壤の惰力によつても働かし、其上地盤の不規則な揺下りが極めて重大なる結果を齎すことになるのである。

右様に考へて見るとき、斯様な場處に建築物を置くとき、寧ろ杭打地形と建築物の最下層とを固定するこ

となくして兩者の面が或る一定の地震力(例へば水平震度二割)以上に於ては滑走し得る様設計することも一方法であらう、勿論建築物を一隻の船舶の様に組立て之を軟土層に浮ぶ様設計することも一つの方法であるが是逆も軟土層の偉大な強迫震動から免れることは不可能である、今自分が此處に提供した案は二割未滿の震力の地震に對しては杭打地形と建物の最下層とが固定された場合に同じであらうが其以上の地震に對しては建物が自己の惰力で舊位置に止まり杭打地形が接觸面に於て動搖し、其結果、本編小田原方面の記事に述べた通り、建物が關係的に移動することになるのである、斯くするには接觸面を鐵の如き金屬(摩擦係數 0.2)にすること、建物が一二尺の移動をなし得る餘地を存する位のことであるであらう。

此區域に於ける比較觀測の結果として各觀測點の關係震度を擧ぐれば、銀座三丁目一・八五、日本橋高砂町二・八六、神田三河町一・六八、日本橋本町二丁目二・三二、同區萬町一・五三、和田倉門内二・五九、八重洲町三菱銀行内四・五七、農商務省内四・七五、鐵炮洲四・九一、仲猿樂町二・一八、月島四・三〇、飯田町五丁目二・五二、新佃西町一丁目二二で石川島に隣接せる場處一・三六等であつて此中關係震度四〇を超過したものは震幅大なるのみならず、週期半減程度の場合が多いのであるから震動大なる場合に於ては關係震度は低下するものと見做して宜しい、兎に角此等の地點は今回の場合に於ても震度二割を下らないことに調和を保つものである。

西部及び南部——此區域の大部分は墟垣質の臺地であるが爲め概して安全區域である、唯僅に江戸川筋古川筋溜池筋等に於て震度大となつた外、海岸埋立地並に郊外の新開地等に於て相當な被害があつた、澁谷

大向の一部分が其例である。

比較觀測の結果として小石川新諏訪町三・一八、芝浦瓦斯會社内二・七一、芝離宮跡二・八七、芝浦町海岸二・二三、泉岳寺境内二・六五(基準點の震動週期一秒以内の場合)、高輪北町高輪小學校内一・五九、高輪臺町證誠寺内三・九〇(基準點の震動週期一秒以内の場合)。

警視廳建築課の調査に據れば東京市内焼失區域内に於ける木造家屋は一七九、七八五軒中一一、四六九軒全潰し非焼失區域内に於ては一四六、四四六軒中一、五八六軒全潰し、合計に於て三二六、二三一軒中一三、〇五五軒全潰した、即ち焼失區域内に於ては一〇〇分中六・四全潰し非焼失區域内に於ては一〇〇分中一・一全潰し全體に於ては一〇〇分中四・〇全潰したことになる之に依つても震度高き處に火災が多かつたことが表はれて居る、又統計上小都會の地震に於ては凡そ平均潰家十一軒につき一人の死者を出し大火災が伴ふときは潰焼家屋三軒乃至四軒につき一人の死者を出す割合になつて居るが、之を今回の東京震火災の場合に比較して考へて見るとき、若し火災さへ起らなかつたから、全潰家屋總數の十一分の一なる一一八七につき、震度稍々低がつた爲め死者の率が關係的に低下し得たこと、木造家屋以外の建築物崩壞に因れる死者とを斟酌して大凡の打算をなすとき、地震の直接の影響に由れる死者は市内に於て一千人乃至二千人程度であつたらしく思はれる、然るに地震後に大火災が伴ふときは死人の率が小都會の場合にでさへ三倍乃至四倍にもなるのであるから、大都市に於ては更に其率が高まつて良い筈である、されば焼失家屋並に潰家數の三分の一なる六万程度の死者數は免れ難き所であつたのであらう。

大地震に大火災を伴ふとき、被害が右の様に増大することは今日誰しも恠む人はあるまいけれども、自分が今回の地震につき特に印象を深くしたのは家屋の耐火能力である、木造家屋の瓦が墜落して屋根が特に燃焼し易い状態に陥ることも其一であるが、大火災の高熱、寧ろ往々輻射熱の爲めに硝子鐵材等が熔融状態となり又は之に接近することにより被害が更に増大することである、又大火災に伴ひ一種の積雲が起り之れが旋風の誘因ともなり其旋轉軸の一端が川筋又は公園の如き場處に垂れて斯様な場處を彷徨し特に川筋に接して袋の様な形の空地又は公園でもあるときは此處に吸込まれ易く、さうして夫の被服廠跡に於ける様な慘劇を演じ易いといふも一の驚異であつた。

第二款 地 變

房總半島南部、三浦半島、相模南西部、伊豆半島等に於ては山崩れが特に著しかつた、中にも伊豆根府川に於ける山津浪は最も著しき現象であつた、然しながら陸地に於ける最も著しき地變は隆起であらう、即ち誰にも明瞭な隆起は房總南部三浦半島湘南一帯及び伊東の東北部沿岸に起つて甚だしきは二米以上にも及んで居る、陸地測量部で行つた沿岸水準測量の結果は概略次の通りである。

- 一、東京市に於ては、隅田川以西山の手方面は沈下微量で五糎以下の程度であるけれども、本所、深川方面は三八糎、二八糎、三五糎沈下しに。
- 二、房總方面全部隆起し船橋が八糎、千葉市附近は一糎、八幡附近は一五糎、木更津附近三二糎、富津

附近六九糎、佐貫町附近九一糎、竹岡町附近一二一糎、勝山町附近一三四糎、北條町附近一五七糎、九重村附近一〇八二糎。

三、東京市西南方面では、川崎町附近より漸次隆起し、横濱附近一〇糎、藤澤町附近七五糎、三浦半島南部三崎油壺附近は一三九糎の隆起である。

四、藤澤町から西方に進むに従ひ隆起の度を増し、茅ヶ崎附近一〇五糎、大磯附近一八二糎、吾妻村附近二〇一糎を示し、其れから漸次隆起を減じ、小田原附近は一二一糎、熱海附近九糎、網代附近一四糎、伊藤附近五糎の隆起である。

但し此等の結果は陸地測量部に於ける原點に比較したものであつて之れを油壺檢潮儀の示す平的海水面に比較すれば約五糎沈下したものの様である。

此の陸地の隆起にも増して更に著しき地變は海底の水準變更である即ち海軍水路部で昨年十月より本年一月まで苦心して測量せられた結果、第七圖に示された通り相模灣の海底に著しき隆起と陥没とが現はれ三十米以上の隆起部の面積七〇〇平方糎、體積二〇立方糎といふことである、此測量については比較に取られた觀測が主として大正元年のものであり、測點の數八三二八六、それに氣象竝に潮候差等も能く修正してあるとのことであるから、多少の疑問もあるけれども大體として信用を置き得べきものと信ずるのである。

次に斷層について述べる、自分は相模灣底の隆起部と陥没部との間を縫ふて一の大斷層が現出したかも知れないと考へるが、今は之を確める手段がないことを遺憾に思ふ、陸地に於ては第二次のものであらうが、

小規模のものは三浦半島長澤の附近を通過し、概ね北六〇度西の方向に於て、又他の一は房州那古東方から東微南の方向に凡そ二軒位の長さ一米程の段違をなして現はれた、又小田原東北方淺間山や横濱邊にも同様の現象が起つたことである。

第三款 津 浪

學術的の所謂津浪なるものは本邦太平洋沿岸は勿論、遠近の港灣等にも器械的に觀察せられ、其分布は頗る廣いのである、然しながら災害の生じた點から言へば伊豆方面では熱海(浪の高さ一二米)伊東(八米)網代(八米)房州では相濱(九米)最も著しく家屋船舶の流氓を生じ、人畜の損害もあつた、尙ほ此外大島の北岸にても浪高く或は六米とも云ひ、或は十米とも云つた、三崎沿岸に於ても六米鎌倉、江ノ島邊に於て三米乃至五米程のものが押寄せた、房州館山沿岸の津浪に付館山測候所觀測によれば、地震後數分の後海水は元の汀線から七米程下り五分の後元汀線上二米の高さまで上り、十五分の後元汀線下三米に下り又十五分の後元汀線上一米まで上り、以後高底の差次第に小さくなつたが、午後二時過ぎまでに六回の干満があつた、此觀測の結果は沿岸が大地震と共に一・六米程隆起したことを合せ考ふべきものであるが、其他三浦半島、湘南地方のものについても同様である、大抵の場處に於ては地震後數分若しくは十數分にして第一に引潮が起つたと云ひ、第二若しくは第三の浪が最も高かつたと云ふ、然しながら海底の變化の殊に甚しかつたことに比較しては、概して浪が餘り高くなかつた様に見えるかと考へて居る人がある。

海底地變に對して浪の高さの大小を考ふるに當つては、港内に於ける浪の高さ例へば熱海の一・二米、相濱の九米と云ふが如きは餘り参考にはならない、寧ろ港外に於ける高さの方が有力な参考になるのである、本會囑託員池田理學士の調査によれば熱海港兩翼端に於て一・五米、港の奥では一二米、中間に於て三米の高さであつた、して見れば港外に於ては一・五米よりもずつと低かつたと考へなければならぬ、又同理學士の調査は相濱、網代の津浪に就いても詳しいものがあるが其は本報告乙の部に載せてある。

池田理學士の調査中今一つ大切なことは、津浪の進路並に其退路である、例へば熱海に於ては東北東から進入して大部分は同線上に反射し南翼を襲つた極めて一小部分のみが西南西に反射した網代灣に於ては東北から進入して東に反射した、又相濱に於て津浪は西より進入し北部は同線上に反射し南部は南方若しくは南西方に反射した、今此等の津浪が如何なる邊から出發したかを詮議せんが爲めに海底の變化圖を参照して見るとき、其處に一つの暗示が與へられる様に考へられる、即ち津浪の襲來した方向には手近に著しき海底の隆起地帯が横はつて居ることである、斯くして今回の津浪の中最も著しかつた所の熱海、網代、伊東、相濱大島北岸、三浦半島南端等何れも各所に接近して現はれた海底隆起部の勾配に因つて起されたものであつて灣内では僅に一米若しくは其れ以下の高さのものが、海岸淺き所に接近すること漏斗形の港に進入することによりて次第に其高さを増したものであらう、但し夫の莫大なる陥没部に依つて起された津浪は恐らくは元汀線以上に及ぶ程の津浪を作るには其影響著しくなかつたことを考へなければならぬ。

大地震後暫時にして大島の西部住民は大島と伊豆との間に於て津浪が北からと南からと押寄せ丁度大島の

西部前面に於て衝突したことを目撃したとのことであるが、此起因は海峽部の北に細長く横たはれる隆起部と、其南部に擴がれる陥没部にあることであらう。

第三章 震原、震原地、地震帯

是迄記述したことによつて震原並に原因につき推定を下すに適當材料が整つた事になる、震原の位置を定めるには自分は東京に於ける観測に最も重きを置きたいと思つて居る、地震學教室に於ける観測については前に記した通りであるが震原を推定するに必要な初動の方向並に初期微動繼續時間につき中央氣象臺の観測の結果も亦可なり能く調和を保つて居る、自分は此材料にも重きを置くものである、次に斯くして決定せらるべき位置に最も近き測候所たる布良、沼津、甲府の観測も亦重要視すべきものである、さうして更に遠隔の地方の測候所観測は参考に供すべきものではあるが、正確な震原推定を期すために自分は之を軽く見た、斯くして自分は震原の位置を相模灣底東經一三九度二一・八分、北緯三四度五八・六分、深さ十軒乃至二十軒なる或る一點に置くものである。

震原は地震原動力が其働きを開始した位置との意味に於て以上の如く定めたものであるが併しながら其原動力の働いた區域は可なり廣いものであつて、之を廣義に解するならば、地變のあつた區域全部を取らなければならぬのであらうが、少くも第一次の積極的地震勢力の働いた區域だけは之を含ませなければならぬ、

今此には震原地なる語を此意味に當嵌めて置くさうして此震原地の區域を定めるには震原の外に地變、震度分布等を参照すべきであらうが、此爲めには前に記述した海底水準變化、陸地水準變化、各府縣市町村別震度分布(震域地方の地質地形を参考する必要がある)各地の最強震動方向等を採用する、濃尾大地震の實例に徴するに陥没隆起兩地帯の境界に沿ふて斷層線が現はれ、此線を基準として地層に沿へる横壓力の働ける方向も解釋せられるのであるが、斯んな材料を参考として今回の場合を考察して見るに、相模灣内大陥没區域と大隆起部との境界に沿ふて大斷層が現はれたのではあるまいかと疑ふのである、さうして此の線の南若しくは南西部が陥没地帯となり、他の側が反對に隆起地帯となつたので、横壓力は斷層線に向つて加へられ陥没部が下手を取り隆起部が上手を取つたものと見るのが一の解釋である、百六十軒以上隔たれる観測所に於て初動の方向が何れも押しとなつて現はれたことは、此解釋を助けるものである、又斷層線の中央以北を次第に曲げて稍々北に向はしめたいのであるが、此は此地方の構造並に震災地方特に此線に接近せる土地の主要地動の方向に調和を保たしめたのである、即ち震原地は此假想線に接觸した地方であると解するのである、斯くの如く震原地を定めた結果、第一に之れに最も能く調和を保つは陸地に於ける隆起部の形狀である、第二に各地に於ける震原の分布である但し此場合に於て土地の震動性能を考慮に加へる(第三紀層地盤火山岩地盤は最弱き沖積層地盤の五分の一若しくは其れ以下の震度を呈すべきものとするが如き)ことが必要である。

震原地を斯く假定し、次に説明すべきは之れと各観測點に於ける初動の方向との關係である、先づ第一に

氣附かれるは震原距離百六十軒以上の観測に於ては之れが全部南方若しくは東方からの押しとなつて表はれて居ることである、此等の初動の傳播速度は前に述べた通り、毎秒七・五軒に相當するものであつて此は地表から相當な深さで、而も遠距離地震の場合に相當するものであり、さうして地表に近き層に於ける波動が比較的緩慢な傳播をなす間に、逸早く先廻りをなすものであらう、それから沼津竝に布良が中心の陥没地帯に引かれ東京甲府が隆起地帯上に於て押されることには不思議はないが、熊谷、前橋が震原地の北方にある他観測點と違つて初めに引かれて居るのが稍々異様に感ぜられる、之に就いては種々説明の仕方があるが其一として自分が最も簡明の様に思ふのは、此等の二點の近くに笹子方面の陥没帯の存在して居ることである。

前記説明の前提として自分は震原地に對し南方乃至東方からの壓力を假定したが然しながら地震の主原因を大陸漂流説に従ひて、亞細亞大陸から我日本島が引摺られ行く張力にありとすると、即ち今回の地震原動力を隆起地帯に於て働いた北方乃至西方に向へる張力であるとすると、右初動の關係は變更を來たさないのである。

次は今回の地震の屬すべき地震帯の問題である、今過去の地震中其位置、性質其他の諸現象に於て今回の地象と最も密接な關係を有すと考へられるものは、元祿十六年十一月二十三日の房總半島南方海底の大地震であつて、震度、分布、程度、陸地隆起、津浪現象殆んど今回のものと好一對である、さうして其震原地は今回のもの、東隣りに當り又其東隣りには昨年九月二日午前十一時四十七分頃の勝浦沖大地震がある唯

之れと從來小田原地方に強く感じた寛永十年及び嘉永六年に於ける大地震杯と如何なる連絡があるかは、考慮を要する、此等二回の地震は小田原に於て百名内外の死者を生じたのみであつて、震域も比較的狭く又天明二年の小田原地震に至つては、規模更に小さく、破壊的作用をも起して居らぬので、何れも大正十三年一月十五日の相模地震と同格のもので、所謂局部地震の部に加ふべきものであらう、若し今回の大地震を小田原地震帯に屬するものとするならば斯程の地殻變動は此地震帯に於て有史以來始めての経験であると言はねばならぬ今一つの疑問は相模灘に起る地震と甲相の間に起る地震の震動上の相違である、さうして地震動状態は何れも富士火山系の火山性地震のとも遙に相違して居る、此相違を單に震原の位置の違から起るものと見るには餘りに違ひ過ぎて居て、一方を他の方の働きの延長と見るには餘りに相違して居るのであるそれで自分は此回の大地震を含める地震帯として房總半島沖合を通り相模灣の中央部までに一線を劃するに疑念を挾まないが、又更に之を今少しく北方湘南の西岸近くまで延長することは敢てしても其れから先を如何にすべきかといふことに就いては確かな意見がない、尙ほ此方面の構造と地震の正確な観測の結果とを綜合して講究すべき問題である様に思つて居る。

關東地震の地形學的考察

委員 山 崎 直 方

第一章 震災地地形の概観

大正十三年九月一日所謂關東地震の強烈であつた所は之を一括すれば關東地方の南部で即ち相模灣、東京灣沿岸の地方である此等の地方は一概に之を説くときは單に關東地方の一部分と云ふに過ぎないが少しく審かに之を觀察するときは其の構造と其の地形とに於て種々の特色を具ふる幾多の地區から成つてをるものたるを看破するに困難でない即ち關東地方の西南、相模灣の直に西を拂して火山性の伊豆半島が横はり天城熱海箱根等の火山が相並んで富士火山脈の一部を造つてをる其の北部箱根火山の東麓に當りて酒匂川沿岸の廣い谿谷があつてそれが遠く相模灣底の深谷に連なつて顯著なる地溝帯をなしてをる酒匂地溝の東北から東方にかけては丹澤山塊と洵綾地塊とがあつて兩者の間に秦野盆地を挟んでをる丹澤山塊は複雑なる構造を有するも要するに其の周邊に斷層崖又は斷層線崖を繞らせる地塊であつてそれが殊に東と南とに好く現れてをる洵綾地塊は單純なる標式的の傾斜地塊であり其の斷層崖を西方酒匂地溝と北方秦野盆地とに向け後背斜面を相模灣に傾けそれが其のまゝ海底の斜面に連なつてをる此の兩地塊の東方に横はつて相模野平野があ

り馬入川即ち相模川が之に注いでをり而して此の平野は其の東北より東方を繞つて流れてをる境川の構造谷によりて多摩丘陵と劃然として境されをる、しかしこれも平野とは云ふものゝ一様に低平なる沖積平野のみから出來てをるのではなく其基盤をなせる第三紀層が灣曲及び塊裂の作用を受けたことによりて地形上に變化を來たした所がありそれが平野の東南部に於て著しく現はれてをる。

次に此の境川と武藏平野を流るゝ多摩川との間は又地裂作用によりて造られた大きな傾斜地域をなし、それが今は流水の浸蝕作用によりて切解せられ數多の丘陵となり西隣の相模野平野と著るしく景觀を異にしてをる即ち所謂多摩丘陵なるものがそれである此の丘陵地の南方に延びて突出せるものが三浦半島となり相模灣と東京灣とを分つてをる此の半島も亦丘陵性であるがしかも之を横斷して數多の斷層線が走つてをり地溝地壘相並んで之亦塊裂作用の爲めに著るしく働かれたることを示してをる而して獨りそれが過去に於ける變動を語つてをるのみならず今回の大震に際しても亦此の半島に二ヶ所までも大小三條の斷層を生じたことなごも亦特に注意を惹いたことである此の半島は又其の南端に侵蝕臺地より成れる三崎小半島を伴ふてをる。

三浦半島に對し浦賀海峽並に東京灣を隔てゝ其の東方に房總半島が横はつてをる此半島は其面積に於て遙かに前者に優つてゐるが其の地質と云ひ其構造と云ひ之と類似する所が尠くないである半島の北部即ち其頸部をなせる地は比較的平坦なる臺地と其邊縁に横はつてをる海岸平野から成つてをるが南部の大部分は主として第三紀層の丘陵から成りそれが地方によりては皺曲作用を受けてをる所もあるが全體に通觀するときは皺曲後にも到る處に洵裂作用が行はれて數多の傾斜地塊や地壘が造られてをる殊に半島の中部には

清澄山より鋸山に通ずる一帯の山脈が其の西腹に於て一大断層崖を造り其麓には加茂川地溝と稱する著るしき地溝が横はつてをり其陷落地帯は延びて太平洋底に及んでをる又半島の南端に近き館山灣並に其の灣岸の小平野の如きも亦前者と並走せる一陷落地帯であつて殊にそれが相模灣底の深き海渠と直接相連つてをることなど最も注意すべきことである加之恰も亦此の陷落地帯に於ては今回の大震に際し地帯の方向に沿ひ數條の断層と之に伴はれて幾多の珍らしい地變が生じたる事など三浦半島と共に今回の大震に於て生じたる地變の最も興味ある所として迎へられたことである。

房總半島の北部から多摩丘陵の北麓へかけて東京灣岸一帯の地味は關東平野の中でも最も低平なる部分であり上に述べたる何れの地方とも異り陷落によりて生じたる所であることを想はしむるのである、此の平野も亦東京の所謂山の手地方をなせるが如き武藏野の稍小高き臺地と隅田川沿岸より江戸川沿岸に至るまでの平野の如く全く低卑なる沖積平野とを區別する事ができる今回の大震後に行はれたる陸地測量部の水準測量に徴するに海岸地方は一般に隆起し就中相模灣の北岸房總半島の南端に其の著しきを見るも獨り此の東京附近に於ける武藏野の臺地と隅田川附近の地が沈降せる事實あるが如きは再び爰に其陷落的傾向を繰返し來つたものかと想はしむるものである。

要するに此地方は大小數多の地塊から成つてゐて宛も一の寄せ木細工を造つてをるのである、而して此等の各地塊が主として比較的新らしき第三紀層より成り同時代に皺曲作用を受けたる後或は既に第四紀に入りたる後にも引續き起りたる塊裂運動によりて個々に分裂し其の各箇體の地塊の中にも亦同様の運動は

同時に行はれて断層によりて境されたる幾多の起伏を地貌の上に描いてをるのである今次節に於て此等の地塊につきて更に其の特色とする所を述べてみよう。

一、淘綾地塊

此の傾斜地塊は其基盤に第三紀の凝灰岩を有し之を覆ふて砂礫ローム等の累層がある其の輪廓は略ぼ三角形をなし其の西と北との兩邊に顯著なる断層崖を作り東南に緩斜して後背斜面を造り遂に相模灣に没して國府津大磯間に平滑なる海岸線を畫いてをる其の北方の断層崖は極めて規則正しく奏野盆地に臨む所などは一直線に東西を指して屏立し其の麓を縫うて流るゝ一細流は花水川の支流をなして劃然として断層崖と盆地との境をなしてをる又西方の断層崖は既に其の崖面を流るゝ溪流によりて多少の浸蝕を受けてをるが尙ほより本來の急斜面を失はず又其の西北端松田の南方と西南端國府津の附近には此の斜面に沿ふて更に小地塊の陷落して残つてをるものがあり而して國府津松田間の鐵道線路は殆ど一直線に東南より西北を指し此の西方断層崖の麓に沿ふて走てをる此等断層崖頭の高さは二百米を超え所々三百米の上に出でてをる而して後背斜面も亦其の上を流るゝ後背斜面の幾條かゞ既によく浸蝕して次第に丘陵地化しつゝあるがしかも其の中央の中村附近に於てはよく斜面の原形を保存して緩斜せる臺地狀をなしてをるを見ることが出来る。

此の地塊の西側が酒匂地溝たることは既に述べた通りであるが、それが獨り此の地塊の箱根山との間に低平なる帶狀の沖積平野をなしてをるのみならず其のまゝ相模灣中の海溝に連なつてをり又淘綾地塊の西部断

層崖が其のまゝ海中の斷層崖に連つてをる事が如何に地殻の雄大なる地裂作用に伴ひ陥落が此處に行はれたかを説明してをると共に此破綻部に沿ふて屢々過去に於て小田原地震と稱する強震が繰返されたことも亦偶然でないのが察せられる今回の大震に際しても此の方面の震動は最も強裂なりしものゝ如く家屋鐵道等の損害は激甚を來たしてゐて殊に國府津の西北曾我驛附近の如きは村落の全潰せるのみならず稻田の起伏傾斜せる所すら少なからずして斷層地方に於て屢々見るやうな地變を起してゐたが斷層其物と思はるゝものは遂に捕捉する所がなかつた。

一方に於て地塊の北方にある奏野盆地の如きも要するに此地塊と丹澤山塊との間に生じたる一陥落地であつて今は其の表面主として丹澤山塊から次第に押し流されたる土砂によりて覆れてをるのであるされば此の地方も亦地震を誘發するには都合よき構造をしてをるのであつて其の適例として明治二十年一月十五日の強震の如きは其の震源が恰も此方面にあつては強震地は更に此處から東に延び洵綾地塊の北を掠め相模野を横斷し横濱まで延びて居たのである(東京學藝雜誌六六號關谷清景氏報文)今回の大震に際しては此の北方斷層崖の直後に於て後背斜面流の一つに沿ひ著るしい山崩れを起したことがあつたがそれよりも更に注意を惹いたことは南奏野村に於ける斷層崖の面が地形に緩漫なる起伏を伴ひつゝ崖麓の方へ徐々に其のまゝ移動したことであるそれも崖麓に沿ふて流れをる小川に架けてあつた長さ約十米許なる橋梁が之に壓されて今は斜に川を横切つて架けられた形となつてしまつた。

斯く一般に震動の甚しかつた中に唯海岸の梅澤のみは軒を連ぬる數十戸が何等潰破の痕を示さなかつたの

である奇蹟と稱せられてゐたとしてそれが其の基盤に堅固なる第三紀層を有し直に其の上に立つてゐたからであると解釋されてをるしかも此の地方は今回の大震に際し海面上に急に隆起したことが最高度に達した所であるから尙更注意を惹いた。

二、丹澤山塊

此の山塊は相模平野の西方に屹立せる大なる山塊であつて古生層第三紀層並に閃綠岩等から成つてをる壯年期の地貌が著しく發達して中央に主峰丹澤山(二五七八米)蛭ヶ嶽(一六七三米)塔ヶ嶽(一四九二米)等を戴き少しく東に離れて大山(一二五三米)が聳えてをり又西北には大群山(一五八八米)が立つてをる此の山塊は此回の大震に際しては少なからざる注意を惹き本震動又は餘震の或る者の震源と稱せられたることもあつた即ち地震に際して其の山腹の急斜せる所に於ては大小幾多の山崩れを生じ岩石の碎片土砂等の溪流に崩れ落ちたことは實に甚しいことであつた之を遠望するも斑々として其の地を指點することが出來又山間より流れ來れる道志川中津川等は何れも相模川の重要なる支流であるが此等の水は著しく濁つてゐて其の上に少なからざる樹木が共に推し流され來てをるを見ても其の上流水源地方の地變の甚しかつたことが想像するに難くなかつた予は此の山中を充分に踏査するの機會を得なかつたから爰に詳説するを得ないことを遺憾とする併し此の山塊につきては其の後も注意してゐたが今回の地震と直接關係のある斷層でも出來たかと云ふやうな報知には終に接手することがなかつた。

されど此の山塊が元來塊裂作用によりて成つたことは其の周縁の地を踏査しても容易に之を首肯すること
 が出来るのである、山塊の東部には四條の斷層が相平行して東南から西北の方向に走り山塊を數個の平行せ
 る地塊に分つてをりそして此等の南端は何れも又略ぼ南北に走れる大斷層線によりて共に截られて急に相
 模野と境されてをる今其並走斷層を見るに其の最西にある第一線は伊勢原町の附近より北々西を指し別所よ
 り小鮎川上流の谿谷を傳ひ更に中津川上流の一部を過ぎつてをる尙此の線の方向は遠く桂川畔の上野原町を
 終て桂川の支流の谷に連つてをるの觀がある丹澤山塊は大山、三峰山、邊室山等を連ぬる山脊から急に傾斜
 して此の斷層谷に臨み爰に大なる斷層線崖を造つてをる此崖麓に沿ふて七澤別所等の礦泉が湧出し浴場の設
 けあるなど斷層泉の適例を示してをる此線の東北に平行して第二線をなせるものは荻野川の谷であつて此の
 斷層谷は前者との間に無ヶ岳山脈の傾斜地塊を挟んでをる此の線は西北に延びて中津川の谷の一部を過ぎ道
 志川を横ざり桂川畔の吉野驛に達してをる次に第三線は相模川の支流たる中津川の下流をなせる部分であつ
 て第二線との間に蘆尾山脈なる地塊山脈を挟み線は更に西北に延びて川和より小佛峠の麓に至る間は相模川
 本流の峽谷をなしてをる此の斷層谷の次にある第四線は相模川本流の一部によりて占められ即田名の渡頭よ
 り北走し川尻を経て其の北に於て相模野平野の東北を撓れる長大なる境川斷層と相會して止つてをり前の中
 津川斷層との間に小倉山脈の一地塊を挟んでをる斯く斷層谷のよく發達せるが爲めに丹澤山塊の東部より東
 北部にかけては主山塊の麓に三列の斷層地塊の山脈をなして横はつてをるのを認むるのである。

第一圖



而して此等の山脈は往々にして之を横断して新に生じたる谿谷によりて切り離されてある所もあるがしかも
 尙ほ其連鎖は明かに之を跡づけることが出来る、第一線と第二線との間にある經ヶ岳山脈の如きも其西北に
 於て著るしく道志川の谷によりて侵蝕されてゐるも川の北方に於て再び石老山脈となつて其の連絡を保つて
 ゐるが如きは其の一例である又全體の地形が東に傾いてゐると河流の争奪の行はれたるによりて各斷層谷
 を流るゝが河流が次の斷層谷に移りゆくことが少くない第一線の小鮎川が經ヶ岳山脈を横切つて第二線の荻
 野川の谷に合し又第二線の北部を流るゝ中津川の如きは更に其上流に於て第一線と經ヶ岳山脈を横断して第
 二線に入り幾くもなくして蘆尾山脈を横断して第三線に入り中津川斷層谷を造り又相模川本流の如きは第一
 第二兩線を横切り第三線に會して之に沿ふて流るゝこと良久しくして之を離れて小倉山脈を横断し出で、第
 四線に沿ふて流れてをる第一線第二線共に一は別所に於て一は平山に於て截頭されたるが如きは又地形上容
 易に看取することが出来るのである更に山塊の南部は一大斷層崖をなしてゐたものであるが同斜面に於ける

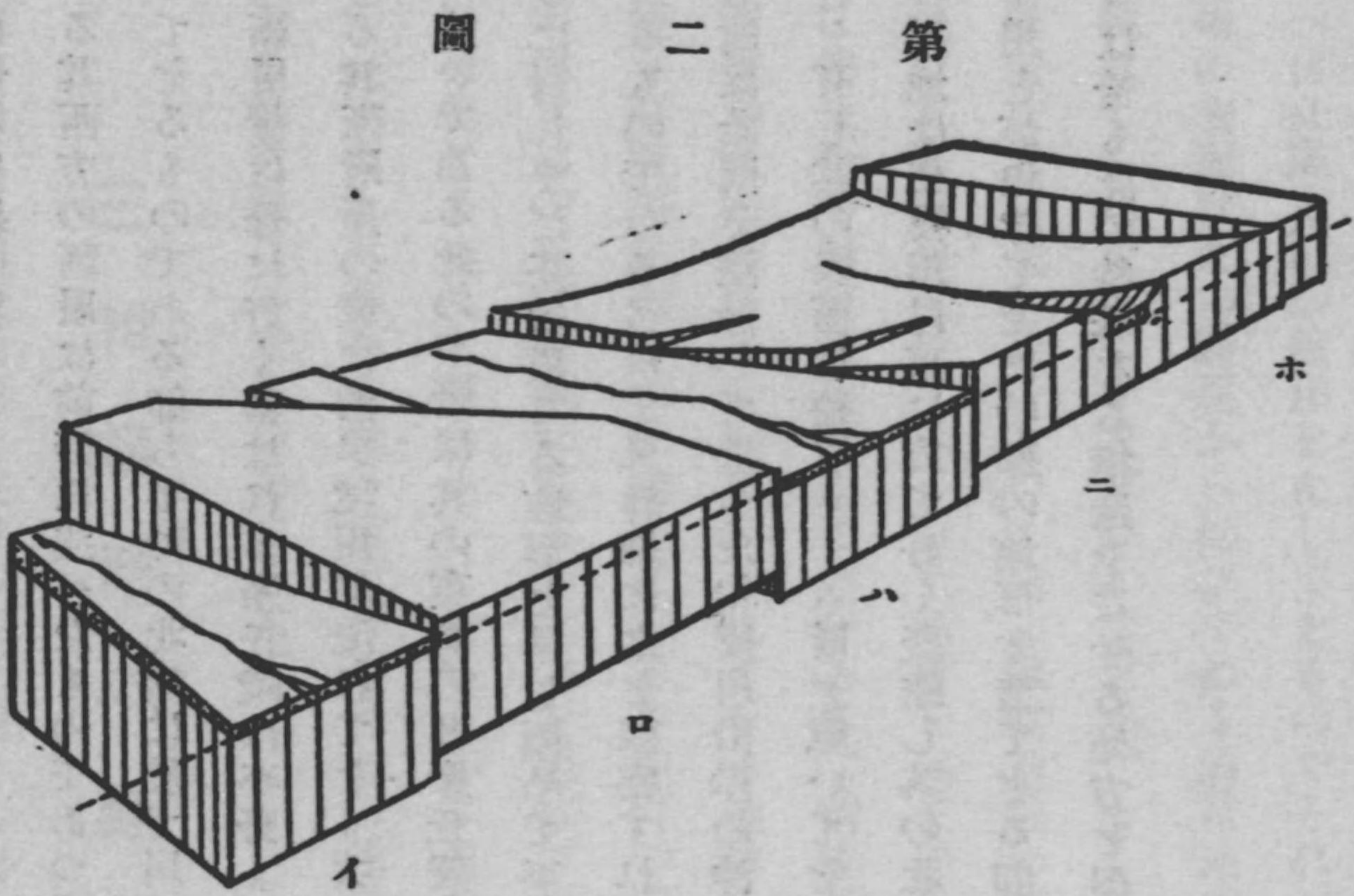
侵蝕作用は激しくして既に幾多の深い谷を穿ち崖頭の分水嶺も亦従つて幾分後退したものと思はれるれば精密に云へば此處は斷層線崖をなしてをるのでそれが千米以上の急斜面を以て麓の奏野盆地に臨んでをるのである盆地の表面は此の斷崖から延びてゐる扇狀地で廣く蔽はれ砂礫層がよく發達し水無瀬川の如き此種の地形に相應はしく川が其の中央に注いでをる、そしてそれが其他の溪流と一方洶峻地塊北部斷層崖の象水を併せ其の崖麓に沿ひ花水川となつて遂に傾斜地塊の東南端に於て海に注いでをる。

丹澤山塊は其の南面に於て斯く一大斷層を以て限られてある如く其の東邊も亦一大裂線を以て劃然として切られ急に相模野平野に望んでゐるのである、前述せる如く山塊の東北部から東部へかけて東南―西北に走つてをる四條の斷層線と其の間に挟まれてをる地塊とは何れも此の斷層線に斜交して爰に終つてをるのである實に此の大斷層線は南方相模灣頭にある平塚町の附近より眞直に北方を指し相模川の中流に沿へる田名を過ぎ更に北方に延びてをる試に其方向に之を追跡すればそれが八王子、飯能越生等恰も關東山塊の東麓平野に移る所に發達せる市邑を貫き走つてをるものなるを認むべく即ち此の斷層線は單に丹澤山塊を相模野平野から分つのみでなく又關東山塊と武藏野平野との境をなすものであり約言すれば實に關東平野の西境を畫く所の重要な構造線に外ならぬのである。

三、相模野平野

西方丹澤山塊及び洶峻地塊と東方多摩丘陵との間に挟まり相模野平野が横つてをる此の平野は單に其の海

抜が其の兩側の山嶽丘陵に比して少ないのみならず又其の低きことが陥落によりて生じたことを語つてをるのである其西方の斷層は前節に述べたものであつて他の一方のものは北方より東方にかけ大なる弓形を描いて走つてをるものである即ち平野の北端に於て川尻町の北方から起り七國峠橋本を経て淵野邊附近に至る間に於て斷層崖は殊に好く露はれ多摩丘陵は平野より急に峙つこと五十乃至七十米に及び劃然としてよく境されてをる其斷層崖の麓に沿ひ境川が流れてをり次第に南に向ひ藤澤町を過ぎ遂に江ノ島の對岸片瀬に於て相模灣に注いでゐる此の平野は其の東隣が多摩丘陵が既に水蝕によりて好く切開せられ壯年期の中葉を經過してをるに對しまだ其幼稚なる地形を呈し極めて平坦なる平野を造り本邦測地の最初の基線は實に其の上に畫かれたるものであるされど又詳細に之を観察すれば此の平野の中にも高低の別があつて高所は一帶の臺地をなし低所は此間を浸蝕して造つた相模川沿岸の沖積平野をなしてをる其の臺地をなせる部分は基盤に第三紀凝灰岩を有し其の表面に礫層ローム層を戴いてをる又浸蝕の爲めに數階の段丘を造つてをるのも珍らしくない此の臺地は相模川以東に於て好く發達し其の北半は極めて平坦であるが南部に到ると地盤の陥没的彎曲と塊裂作用とが相伴て爰に特殊の地形を造てをる即ち東海道の一驛藤澤より西北に向ひ相模河畔の厚木町に行くときは恰も此の特殊なる構造をなせる地方を斜斷して之れを観察することが出来るのである。



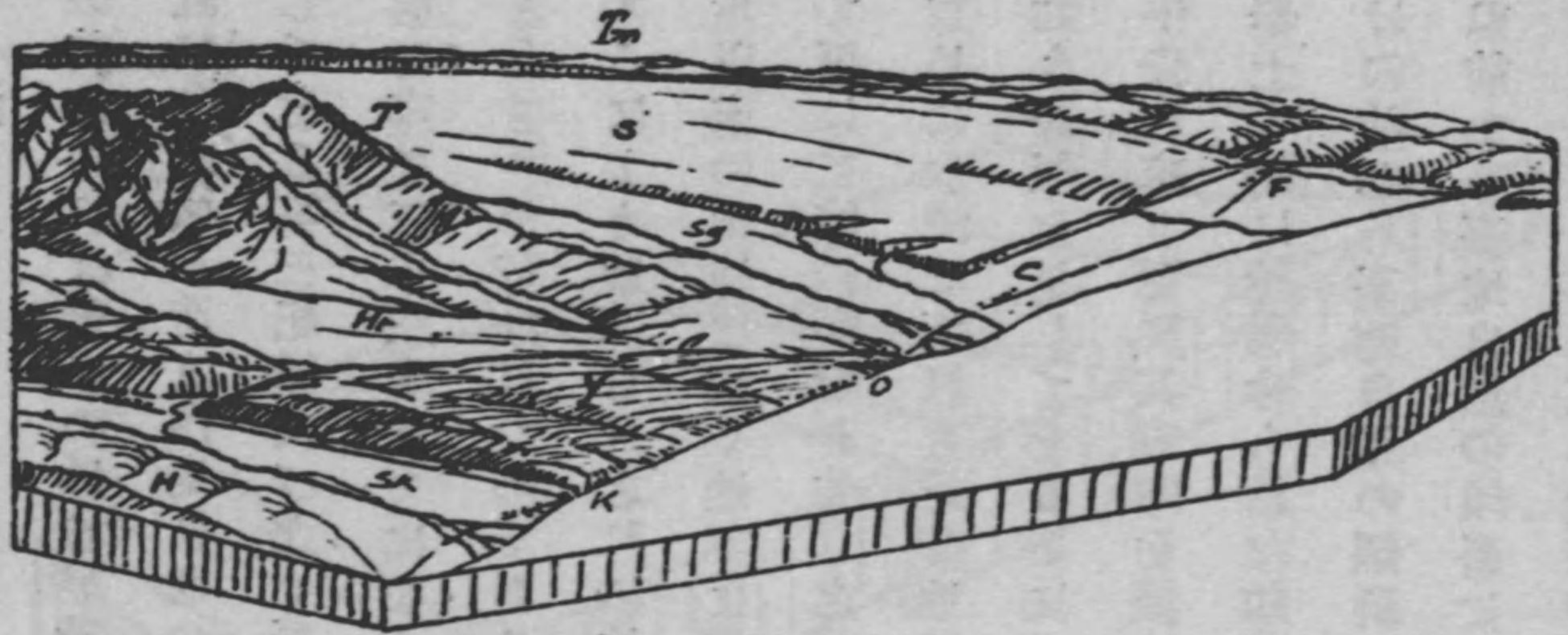
- ホ 境川
- ニ 相模野臺地
- ハ 相模川沖積平野
- ロ 淘綾傾斜地塊
- イ 酒匂地溝

相模灣北岸の地塊

先づ藤澤町附近に於て其の地形の注意を惹くものは同町より西方に延び約七・五軒の間臺地の南端が急に断絶して爰に標式的断層崖をなしてをることである其の断層面は未だ甚だしく水蝕を受けてるな

いから極めて平滑で且つ殆ど一直線をなして走しつてをる其麓は相模灣北岸の海岸平野であつて其幅三軒に餘つてをるが其の中には幾多の砂丘が散在起伏してをる断層崖は此の平野から峙つこと四十—五十米位であつて崖上に直に分水嶺を造り内地に向つて緩斜してをる而して此の傾斜は單に地表の傾斜のみでなくして其の基盤をなしてをる第三紀層及び之を覆へる新らしい砂礫層等も同様に傾いてゐて地形と其揆を一にしてをるそして次第に窪で三十三米までになりそれから又高まつて浅い皿状をなしてをる即ち此處に一の陥没的彎曲 downwardwarping が行はれたのである所が此の彎曲が行はるゝにつけても北方臺地の方に向ひては地層の次第に撓曲するにより地形も又之れに伴ひて次第に移り變はるも南方に於ては之に反し断層崖によりて急に断絶し断層崖以南の地塊は深く地下に没してしまつたそのみならず此の地域の西部小出地方には彼の断層崖に平行して更に二條の断層を生じ之が爲めに此處に三列の傾斜地塊を造るに至つたことは又興味あることであり之が爲めに水流は何れも此等地塊の後背斜面を内地に向て流れ断層角低地に集り次第に方向を轉じて海に向ふが如き奇觀を呈してをる更に又珍らしいのは此窪地の中を貫流せる引地川が北部臺地より南流し來りて窪地の中央に來り更に其方向を續けて直進し南縁の断層崖を突破して海岸平野へ出でをることであるこれは青木理學士も既に説明せられた如く引地川は先行的水流 Antecedentstream であつて此の地域がまだ陥没的彎曲を受けぬ前から臺地自然の傾斜に従ひ北方より眞直に南流しつゝあつたもので此の地域が未だ陥没的彎曲を受けぬ前から臺地自然の傾斜に従ひ北方より眞直に南流しつゝあつたもので此地域が彎曲を始めて其の浸蝕の力はよく之に打ち克ち從來の走路を保ちて窪地の南縁を突破しつゝ外へ出てをるのである。

第三圖 相模灣北地方方景觀



- F、藤澤
- C、茅ヶ崎
- O、大磯
- K、國府津
- Tm、多摩丘陵
- S、相模野臺地
- Sg、相模川
- Y、淘綾傾斜地塊
- Ht、奏野盆地
- Sk、酒匂川地溝
- H、箱根火山
- T、丹澤山塊

されば相模川の下流地方に於ては西に淘綾傾斜地塊があつて内地より海の方に向つて傾き東には小出地塊があつて亦傾斜地塊をなし前者に反して海より内地の方に向つて傾いてをる斯く到る處に塊裂作用の行はれたることには亦後世いつか其の繰返しに遭遇することがないとも限らない大正十二年の地震後に起つた餘震中最も強かつた彼の大正十三年一月十五日の強震の如き其の震源が此の地方にあつたことなど相當の考慮を要すべきである。

四、多摩丘陵

相模野平野の東北から東に隣つて多摩丘陵がある此の丘陵地は其の兩隣にある相模野平野と武蔵野平野との兩低地の陥没した中間に残存してをる地塊であつて即ち前者との境ひ

は境川後者との境には多摩川が流れてゐて地形上劃然たる區別をなしてをる、前にも述べたやうに此の地塊の相模野平野に臨む所は北部に於ては明瞭なる斷層崖を造り崖頭は海拔二百米を越へ平野の表面より高こと六七十米に及んでをるが次第に東南に進むに従ひ崖の高さは漸くに減じて淵野邊の附近に来るときは殆ど之を認むる事が出来なくなり尙ほ東南、原町田驛の附近になると平野の東端は急に直に東に傾斜して數多の小懸谷によりて切開せられ壯年期の地貌と化してをる、しかし更に南に進むときは東方の丘陵地は又高さを増して平原よりは二、三十米以上も高くなつてをる、そして此丘陵地は大體に之を觀察すれば其の最高所は斷層崖上にあつて之が相模灣と東京灣との分水嶺をなし此の丘陵地は一般に東北又は東へ向つて傾斜し此の後背斜面を流るゝ衆水は多くは多摩川の支流をなし或は鶴見川帷子川等となつて直に東京灣に注いでをる此等の水流は何れも浸蝕を逞くし最初は此の地塊も緩斜せる平坦なる臺地をなしてゐたが今は見る通りの丘陵地となつてをる、しかし此丘陵地も次第に其の東部に赴くに従ひ尙ほ其の本來の平坦なる表面を存して谷と谷との間に若干の臺地をなしをる所が少くない東京灣岸に近き海拔三、四十米の鶴見神奈川の臺地の如きは其の一例である後背斜面を注ぐ水流の中には浸蝕の結果として不相應に大なる谷を造つてをるものもある鶴見川の如きは其兩岸に幅廣き平野を伴ひ谷としては既に壯年期の末に近ける相貌を呈して居る殊に此の河流の如き遠く其の水源に溯れば殆ど認識することの出来ぬまでに平坦なる分水嶺を越て相模野平野に移ることが出来るのであるし又其支流恩田川の如きも原町田驛の北方に於て平野の一端から發源してをるのを見るのである想ふに相模野平野に於て相模川が未だ今日見る如くに深く浸蝕してゐなかつた時に於て川は彼の丹澤小佛

兩山の間に峽流をなすつゝ川尻に出で俄に相模野平野に放蕩されたときは自由に平野の表面に汎濫して網狀をして奔放し少なくも其の一派は淵野邊附近より多摩地塊断層崖の低處に途を求めて東南に向ひ其の後背斜面を流れて鶴見川となつたのであらうし又一派は原町田附近から東へ下つて恩田川となつたであらう又當時に於ては其の水量も今日の如く單に丘陵地内のみの水を集めると異りて其の量も遙かに多かつたであらうし其の浸蝕も亦大きくして今日見るやうな比較的大きな谷を切り擴げることが出来たであらう畢竟今日の鶴見川は既に一の截頭河となつてをるのである今は相模川の本流は平野の西方に偏し流れてゐて断層崖の麓には境川が纒かに流れてゐるのみであるが一時は境川も相模川の一派ともつれあつて流れてもゐたであらうそして其れが鶴見川の谷に落ちて居たこともあらうしかし南方に向つて直下する浸蝕がより強く働く上に丘陵西端の断層崖高地にありて常に其の東偏することを妨げられてゐたから此の境川は常に丘陵地と平野との境とを流れて遂に片瀬に至りて相模灣に注いでゐるのである多摩丘陵は斯く弦月狀砂丘を半截したやうな形の傾斜地塊をなし其の断層崖を相模野平野に向け後背斜面を武藏野平野に緩かに傾けてゐたものである此の種の地塊に於ては又更に數多の小断層崖を作ることが稀でないが此の丘陵に於ては浸蝕作用の發達が著るしいので今は之を捕捉することが容易でない唯鶴見川の中流に於て其の支流恩田川との會點より溯つて西北に向つて彎曲せる一帶の幅廣き谷筋の如きは恰も丘陵地の西端を限つてをる主断層崖と長く平行してゐて亦一の断層角低地を造つてゐるのではないかと想像せしむるのである。

多摩丘陵は其の南部に於ては切開臺地をなして三浦半島に連つてゐる丘陵地と半島との境は横濱灣頭より

東南に向ひ鎌倉に至る一線を以てするを便とする。

五、三浦半島

半島の北部横濱鎌倉間の地形は多摩丘陵と類似してをる所が少くない概して西と南とに高く次第に斜下して北に低く臺地狀が著るしくなつて來る保土ヶ谷横濱附近に於ては開折臺地の相貌が極めてよく顯はれて其の末端は本牧磯子等の峭壁をなして直に海に臨んでをる此の地方の中央を貫き大船より横濱に向ひ西南より東北に走れる一断層谷のあることは注目を惹くことであつて此の低地帯の大部分は今は大岡川の本流及び其支流の流るゝ所となつてをる。

更に半島の中央に移つて見ると三條の地壘と地溝と相並走して斜に半島を横きり半島は斯く塊裂作用によりて數條の地塊に分かれてをるのである而して此等の地塊を境する断層線は何れも直線に走るものなくして微かに彎曲しそれが前に多摩丘陵の兩側に於て見たるものと同じく其凸面を東北に凹面を西南に向けてをる點に於て相一致してをるのみならず兩者の方向が又略ぼ西北—南東なる點に於ても共通性を有してをる由來三浦半島の中央を横斷して一の地溝の存在してをることは房總半島の加茂川地溝と共に夙に知られてゐたことであるが此の地溝は半島の東岸に於てペリー提督上陸の地點として有名なる久里濱灣頭に起り弓形を描いて西北に延びてをる灣頭の地は幅廣き帶狀の平地が奥深く内地に入りこんで兩側の丘陵との間に劃然として地形上より區別されてをる今でこそ陸地隆起の爲めにそれが沖積平野をなしてをるが尙沼澤地の部分もあり

内川入江の名は其の前身の峽灣をなしてゐたことを想像せしむるに充分であり即ち一時は其の東隣の浦賀灣に似て實に大なるものであつたのである此の内川入江の低地帯は西北に延びて彎曲し手作川の谷を作りやがて極めて低い分水嶺を超へて下山川の谷となり西に向ひ半島の西岸に於て相模灣に終つてをる此の地溝帯に並ひて其の西南に半島の中軸をなしてをる大楠山脈があり大楠山、衣笠山を戴き爰に一地壘山脈をなしてをり了狀に彎曲して横はつてをる山脈の西南には又一構造谷を隔て、武山富士山等を戴ける武山々脈なる地壘山脈が横はつてゐて其西南面の斷層線崖は海蝕臺地より成れる半島南端の三崎小半島に向つて傾てゐる今回の大震に際して斷層の生したるのも實に此の斷層線崖の麓に沿ふて起つたのであり其の詳細は後章に於て別に之を述べることにする一方に於て中央地溝帯たる平作川下山川河谷の北を擁して連亘せる葉山は二子山島山の丘陵脈は又一の地壘山脈をなし其外側には逗子田浦間の横須賀線鐵道を通ずる田越川の谷の地溝を繞らし此の陥落地帯は延びて横須賀灣並に大津灣の沿岸を過ぎ細長江とが相平行して且其の形を等ふせることは地形上著るしく注意を惹くものであつて内川入江は既に隆起の爲めに沖積平野が發達し其口には久里濱の砂濱が横はつてをるが浦賀港は依然として溺谷の形を保ち兩岸高く峙ちて深く海水を容れ良港をなしてをる。

三浦半島の南部は所謂三崎半島なる小半島をなして南方に突出してをる此の地方の基盤をなしてをる凝灰岩層は海蝕を受けて其の表面が平坦となり所によりては其の上に厚からざる砂礫層を載てをりそれが隆起して一帶の臺地をなしロームを以て更に其の表面を蔽はれ其地形全く中陵地と趣を異にしてをるしかし斷層は此の方面にも珍らしくなくそれが殊に地形上に著るしく表はれてをるものとしては半島の南端に略ぼ東西に走つてをる斷層崖であつて其の前面に横はれる三崎海峽の陥落地帯を隔て、長卓狀の城ヶ島の地壘に對してをるものなごある。

六、房總半島

之を地質學上より見れば房總半島と同じく主として第三紀層から成つてをる、而して更に之を地形學上より察するに亦前者と同じく主として塊裂運動によりて造られた數多の地塊から成つてをる、唯三浦半島に於ける斷層線が前に述べたやうに弓狀をなしてをるに反して房總半島のものは概して皆直線であるそして又三浦半島に於ては地壘と地溝とを造つてをるが房總半島に於ては其の南部の安房に於て専ら此の種の地形を認むるも北部の大部分を占むる上總方面に於ては地裂地塊は何れも傾斜地塊をなしそしてそれが北に偏して傾いてをる特色を發揮しをるされば齊しく塊裂作用の結果生じたる地形ではあるが半島を横斷せる加茂川地溝を境として其の南北によりては其地裂の形を異にしてをることは甚だ注目すべきこと、云はねばならぬ。

加茂川地溝の存在は本邦地質調査事業の初期から既に讀者の注意を惹いてゐたものである、即ち半島の南部安房上總の國境山脈の南麓に當り略ぼ東西に走つてをる一陥落地帯があつて加茂川が其の東半を東流して太平洋に注ぎ此の陥落地帯は獨り陸上に於てのみならず加茂川の口より東方の海底は此の河谷の延長を其のまゝ又深く海谷を穿つてあり又地帯の西部は保田川の河谷を造つて浦賀海峽に終つてをる此の地溝帯の外に更に注目すべき陥落地帯は館山灣頭の低源である元來館山灣は相模灣より浦賀海峽に通せる海底の峽谷より

分岐してをる海底の一陥落帯であつて其の陸上に於ける延長が此の低原と其東に連なれる低き丘陵と太平洋岸の平野とをなしてをるのである此の陥落地帯は殊に其の北方に於て館山灣の北岸に突出せる大房岬の峭壁より邦古觀音の絶壁を経て更に東方に延びたる断層崖によりて明かに限られ南方亦洲崎の岬角より東に連なれる丘陵脈を以て其の境を限り其の間に幅廣き低地帯を開展してをる。

さて此の館山灣地溝と加茂川地溝との間に横はつてゐる、地塊を見るに一括して一の大なる地壘と見做すことが出来るが少しく注意して之を見るときは大小幾個の断層線によりて東西に又南北に縦横に截斷されてをるのである其の東西に走るものとしては先ず加茂川地溝の南に平行して嶺岡山脈の地壘を隔て、其の南麓に會呂川の河谷があつて西より東に流れ此の構造谷は西に延びて伊豫嶽津邊野山を連ぬる地壘山脈の南麓に走り加知山町の南方に於て浦賀海峽に終つてをる更に又之と平行して此地壘山脈の北麓に佐久間川の構造谷を作り之と前に述べた保田川との間には又一地壘を挟んでをる更に又南北に走れるものとしては其の最も著るしきものに平久里川丸山川があつて此等の地壘山脈を横斷して南流し後館山灣地帯に出で、前者は西に折れて館山灣に後者は東南に偏して太平洋に注でをる其他東にありて三原川西にありては岡本川の上流の如き何れも前二者と平行して其の類を等しくするものと認めらる而して更に注意すべきは保田川の北に横れる鋸山は後節に述ぶるが如く一大傾斜地塊であつて其の側面は又急に断絶して明鐘崎の險をなして直に浦賀海峽に終つてをる即ち鋸山は其の西端に於て断層線によりて切斷せられ今はそれが断層線崖をなして海に急斜してをるのである此の岬角より遙から南方館山灣の北を擁せる大房崎に至るまで南北走せる一直線は想ふに此

の一大断層線の走つてゐた所であつて之によつて此の間に横つてゐる地壘は何れも其の海に盡くる所まで相當の高距を保ち而して其末端は峭壁をなして海に臨んでをるのである。

更に館山灣地溝帯以南の地を見るに半島の南端に於て野島崎の西方に注ぎ來れる長尾川は構造谷をなすものであつて之と海岸との間に横はつてをる城山山脈は實は細長い傾斜地塊をなすものであり其の断層崖を海に向け後背斜面を内地に向けてゐる之と同じく長尾川口より西方布良に至るの間に横はれる一山脈も亦傾斜地塊をなし等しく断層崖を海に向け後背斜面を巴川の河谷に向けてをる此種の地形は半島の北部に於ては極めて普通なる特殊の地形であるが南部に於ては寧ろ珍しい方である而して此等の傾斜地塊と一方館山灣地溝帯の南方に限れる構造線との間に横はれる丘陵地は西端洲の崎より起つて東方海岸の千倉に至るまで一帯の地壘山脈をなしたものであつてそれが今は無数の小流によりて好く開折せられ複雑なる丘陵地となつてをるのである此の地壘の北麓に於て館山低原を境する線は東に瀬戸川の河谷があり西に汐入川の河谷と更に西に延びて館山灣の南岸西岬半島の海岸に沿ふて走れる一線を畫いてをるのである。

次に加茂川地溝帯以北の地形を見るに此の地方は一般に數多の断層線によりて縦横に截斷せられ而して其の間に横はつてをる地塊は何れも傾斜地塊をなし其の断層崖を外に向け後背斜面を内に向けてをるを以て特色としてをる先ず加茂川地溝帯の直北を見るに西方鋸山より東方清澄山に至るまで半島を横斷して上總安房の國境をなせる連嶺は一大傾斜地塊の突角が山脊をなしてをるのであつて山麓の地溝帯に向つて急傾斜をなし爰に雄大なる断層崖を造りそれが既に其の斜面を流れる水流により浸蝕せられ變形せられ頂上の分水嶺も

又従つて多少後退したので今は断層線崖となつてを而して其後背斜面は北に向て緩斜し其の盡くる所は断層角低地を造り其處から又次の傾斜地塊の断層崖が登へてを斯く幾度かそれが反覆せられて次第に東京灣岸に及んでをるのである即ち半島中部の西半に於ては先ず鋸山が標式的傾斜地塊をなし南方保田川の谷に向つて断層崖急斜し其の後背斜面は北に延びて湊川の谷に及び爰に鹿野山の断層崖と會し谷は断層低地をなしてをる斯くて上總の名山たる鹿野山は又一傾斜地塊をなし其の断層崖は浦賀海峡に臨める湊町に起り東東北を指し鹿野山の古刹を中心として其の附近にある一聚落は此の断層崖面が水蝕によりて細かに刻まれたるものに外ならぬのである其の後背面は佐貫川に終り之より再び大塚山塊崛起して北に傾き小糸川の谷に及んでをる此等の傾斜地塊は何れも其の西端は浦賀海峡陥落の爲めに断絶し急峻なる海岸線を畫て直に海に臨んでをり殊に鋸山に於て其の著しいことを見るのであるされば此等の地塊を少しく遠距離の地より概観するとき例へば三浦半島の一角より海峡を隔て、之を望むときの如き恰も其の側面に直面して之を望むことになるので其の傾斜地塊の形相を容易く看取することが出来るのである鋸山は勿論のこと鹿野山の如きも其の急斜せる断層崖と極めて緩漫なる後背斜面とのよく發達せる形状など親しく其の山上に立つて見るよりも却て之を遠望するとき其の要領を得ることが出来るのである。

又半島中部に於ては清澄山が大なる断層崖を加茂川地溝に向け此の断層崖面は既に數多の巖谷によりて更に彫刻されをるがしかも其の概形は依然としてよく保たれてをる而し其の後背斜面の發展は實に著るしいもので數多の水流は其の面に沿ふて必然的に互に平行して流れて次第に合して小糸川小櫃川養老川となりそし

て終に東京灣に注でをる此の後背斜面も最初は其表面が平滑であつたであらうが今は此等幾多の斜面流の浸蝕によりて各自の間に狹まれて續成的に並走せる幾多の丘陵脈を造るに至つてをる此の長く北方に傾てをる後背斜面も亦之を横断してをる断層があつて二三の小傾斜地塊に更に別たれてをるものがある即ち小糸川小櫃川の兩角に狹まれたる丘陵脈は西南より走り來れる鹿野山断層が延びて之を横断し其の断層崖の頭に富士山なる高丘を造り又其の北に之と平行して愛宕山の断層崖を造つてをるが如きは其の一例である。

更に半島の中部東半に於ては傾斜地塊の發達が最も著るしく實に東半全部が之によつて成つてをると稱するを得ることが出来る先づ夷隅川流域に於て之を見るに其の河流の走路が既に異常な特色を示してをるに想到するのである即ち其の水源は海岸を距る僅かに五百米許なる地點に發し海に背きて全く反對に内地の方に向つて流れ次第に海岸を遠ざかり深く内地に入ること直徑約十六軒の所で始めて其の方向を變じ海岸に向つてをるのである之は此の地方が傾斜地塊をなしてをる其の後背斜面を内地に向けてをるの結果に外ならぬの



(甲) 圖 五 第

ことを知ることが出来やう一言にして之を盡せば東京灣は地殻の沈降的灣曲によりて生じたる陥窪部であり房總半島は其の灣曲の隆起部をなせるものである而して此の灣曲は滑かなる褶曲をなさずして數多の地裂線即ち斷層線によりて横斷せられ地殻は此の地裂作用によりて數多の傾斜地塊に分裂されてをるのである瞥見すれば房總半島は一の傾斜地塊であつて太平洋岸に於て其の深海床より急に衝ち上げられた斷層崖が高く聳てゐて而して其の後背斜面が遠く緩かに東京灣に傾てをるものと云ふ事を得れども事實は其の一地塊が更に數多の小傾斜地塊に裂けてゐて其の各箇の地塊が又何れも同じやうに斷層崖を外洋に向け後背斜面を内灣に向けてをると云ふ相似性をよく保つてをるのである其の東京灣岸に近づくに従つて傾斜は極めて緩慢となり下總千葉附近に於ては平坦なる低き臺地をなしてをるに過ぎないが東京灣は更に之より低く陥落して一大水盤を造り徐々に其北岸の卑くに沖積平野に移つてをる想ふに房總半島に於て見たる如き地裂線は若干東京灣底にも存在して地塊は次第に低下しつゝ此の窪所を造り其の表面に淺灣を湛うるに至つたのであらう獨り之に房總半島方面より觀察するに止らず相模野方面、三浦半島方面より見るも亦略ぼ之に似たる構造を察することが出来やう多摩丘陵及び三浦半島は總括して各之を一大地壘と見ることが出来る即ち一方相模野及相模灣の陥落地と一方武藏野及東京灣の陥窪地であることを示してをる外に地質上亦然ることは近時矢部博士が程ヶ谷地方第三紀層に産する化石とは同一の化石を東京本郷の深井中に發見して東京の地下深き處に彼の地表に於けると同一の地層の存在せることを證明せられたるによりても亦之を知ることが出来る。

更に此等の地裂線の形狀と方向とを察するに大體に於て東京灣を包圍して幾重にも之が排列せらるゝを見

るも委細に之を觀察すれば房總半島に於ては先づ其の東南部の最外側に於て大東崎より内浦灣に至る間に於ては斷層崖は多角形の邊縁を造りつゝ相連りて徐々に圓弧を畫いてゐるそして海岸より内陸に移るに従ひ數列に斷層崖は略ぼ之と平行して次第に排列せられてゐるのである又内浦灣よりは一大斷層崖の半島を横斷するものがあつて清澄山鋸山を作り之と略ぼ並走して其の後に鹿野山其他の斷層崖を造つてをる而して此等の斷層線は多くは略ぼ直線をなしてゐる甚しく彎曲してゐるものがないそして又別に此等を横ざりて南北又は之に偏する方向に輻射狀に走つてをるものがある更に清澄山鋸山以南の地に於ては之に平行して半島の南部を東西に略ぼ直線に走つてをる地裂線のあることも既に前に述べた通りである。

然るに一方に於ては浦賀海峽の陥落地帯を越へて三浦半島へ渡り之れより多摩丘陵の方へ移ると主要なる地裂線は半島に於ても丘陵に於ても數列をなして相並んでをるものが皆弓形をなして其の凸面を東京灣又は武藏野平原の如き卑窪地に向けて屈曲せるを以て特色としてをる地裂線が斯く弓形をなし従て斷層崖も亦之に沿て弓狀をなして横たはることは嘗てリヒトハウフン氏が支那山西臺地から直隸平野が離れて陥落するに際し其の造れる斷層崖たる大行山脈が弓狀を畫て屈曲せると異曲同工である。

斯く浦賀海峽の兩側に於て斷層線の方向と其の形狀との異なることは其の間に横はれる浦賀海峽なる陥落地帯其の物に原因せることを想象するに難くないのであり更に又三浦半島と多摩丘陵とに就て見ても斷層線凸面を東京灣及武藏野平野に向けてをることは相一致してをるが其の線の方向は兩者全く獨立であつて相連續せず却て對曲をなし境川斷層南部の方向と三浦半島各斷層の西端とは略ぼ直交して其の間に狹まる地方即

ち半島頸部の地は鎌倉金澤間に於て見る如く兩地塊の接觸によりて地形と構造とが錯雜してをるのも亦當然のことであると想はれるのである。

之を要するに東京灣及び武蔵野平野は數列の斷層地塊によりて圍まれたる陷落地でありそしてそれが今回の地震に際しても周圍の地塊は其の最外部に於て最も隆起し次第に内部に向ふに従ひて其の度を減じ遂に東京附近に於ては僅かながら沈降の度を示したのである。

八、相模灣底の地形

大震地方の形相と構造とにつきては前節に於て之を概設したが更に之に次で相模灣底の地形を觀察するの要がある是れ獨り大震に際して同灣底に歩なからざる變動の起つたのみでなく其の本來の形相が地表と極めて密接の關係があるからである。

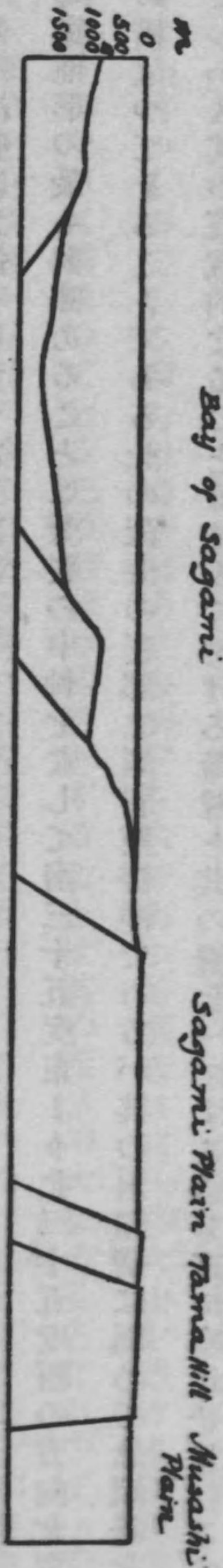
吾人は本邦の地圖を展げて見るに當り本州島弧の中央に太平洋に對する凸面の頂點に二つの著しい海灣の灣入せるに心付つくのである即ち相模駿河の二海灣がそれであつて兩者は富士帶火山を戴ける伊豆半島によりて東西に分かれて横はつてをる此の兩者の特色とするは其の深さの大なることであつて一千里の同深線は屢々海岸を距る僅々五軒の沖に迫り灣口附近に於ては既に二千米の同深線を見ることが出来るのである實に此の二灣は本州島弧の中央に當り深く打ち込まれた自然の大斧鉞の痕であつてそれが海底より地表に亘つて輻射的に島弧を横ぎつて爰に偉大なる構造線を劃いてをるのである日本列島の島弧の外側には島弧

に平行して深大なる日本海溝が横はつて居ることは周知のことであるが此の二灣は實に其の支溝をなすものであり殊に著しき事は相模灣底の延長線上には三宅島の東方に於て大正十三年測量艦滿州の鏡線九九五〇米を測つて尙ほ海底に到達しなかつた新記録を作つた世界の最深海淵が横はつてをることである。

相模灣底地形の最も興味あることは灣底の中軸をなして南三十五度東より北三十五度西の方向を取りて一大深溝の横はつてをることである此の深海の底部は傾斜稍緩慢であるが其の兩側壁は極めて急傾斜をなし高峻にしてしかも其の直截なることは地表に於ける斷層と其の撥を一にする感を直に喚起せしむるのである殊に灣の盡頭は直に酒匂川地溝帯に連り灣底深溝の東壁は正に洶峻傾斜地塊の西端をなせる斷層崖の延長であり此の洶峻地塊は要するに相模灣底の東半をなせる海底臺地の北端の一角が地表に現はれてをるのであつて爰に陸地を通じて大斷層崖の横はつて居ることを認めるのである而して一方伊豆半島の側に於ても海底急斜して其の斷層崖は延びて大島の東側に及んでをる更に審かに此の海底の形相を見るに深溝の東側灣の東部に於ては灣底は可なり廣大なる臺地をなしてゐてそしてそれが大體に於て二段になつてをる其上段のものは相模野平野南方並に三浦房總半島の海岸に沿ふて著るしく發達せる陸棚であり房總半島の南端に於ては殊にそれが著しく發展して其の中でも洲ノ崎より西方に延展してをるものは長さ二十軒に及べる半島をなし海底山脈の狀をなして其の西端には仲の山と稱する淺堆があつて深さ僅かに七十五米を側るに過ぎないそしてそれが灣の中央より程遠からぬ所に位して灣底の深處から高く聳てをる此の沿岸の陸棚上に於ては潮流の駛走することが珍しくなくして殊に房總半島の南端布良の沖に於てそれが著るしい。

陸棚の邊緣をなせる二百米の同深線より以外は傾斜俄かに急になつて七百米の深さに達しそこで再び緩斜して移り更に一段階を作り其の幅の廣い所では十二軒に達してをる此の緩斜面は一千米の深さまで進で再び急斜し始め後次第に緩慢となり千五百米乃至二千米の谷底に及んでをる此の急斜面は海底の谷や小灣などて所々に切り込まれてをるがしかも大斷層崖本來の形を追踪するには何等妨となるほどのものではない今注意して此の七百米線に續づく第二の階段を見るに其のまゝに低く傾かずして一旦再び少しく隆起し而して後始めて急斜して降つてをるのが其の特色で此の隆起部は今分かれて大斷層崖上に數基の圓頂臺地となつて一直線に並んでをるされば此の相模灣底東部斷層崖は唯だ一條あるのみでなく實は二列からなつてゐて彼の階段狀の地は此の兩者の間に狭まれたる傾斜地塊であり斷層崖と後背斜面とを分かつ隆起線が斯く圓頂上となつて残つてゐるに外ならぬのである

圖 七 第



次に注意すべきは灣底の海溝より更に一道の支谷が分岐して浦賀海峽の底に浸入してをることである此の海渠は極めて急峻なる斜面を有して深く切り込まれ海底の大峽谷をなして三浦半島を房總半島から分つてを

る、予は之を浦賀海渠と呼ばんと思ふ即ち此の海渠は洲ノ崎の西方に突出せる海底半島の尖端沖ノ山の北麓に於て東に向ひて分岐し此處に千三百米の深を有し館山灣に一支を分ち北に折れて浦賀海峽の底を北進し久里濱沖に於て尙ほ二百米を示し海峽の北端東京灣口富津沖に於て始めて五十米となつてをる此の峽谷中にも所々に數百米の小海淵を造つてをり房總半島の海岸を距る僅に六軒の沖に於て八五〇米六五〇米等の所がある而して館山灣沖に於て分かれた支谷は灣底遠く東進して更に半島に上陸して北條館山の市邑を有する地溝帯低地を造つて半島を東西に横斷してをること前に於て述べた通りである今回の大震に際して此の浦賀海渠の側壁に異常の大陥落を來したるは要するに海底の大なる崖崩れと見るべく又其延長たる館山灣地溝帯に數條の斷層を新たに造りたるが如き此の海渠が地裂作用に成れる構造谷であり此の地方の構造上重大なる意義あるものであることが首肯さるであらう。

更に相模灣の西部を見るに伊豆半島の海岸は東岸に比し甚單調であつて出入に乏しく且概して急峻である其間にありて稍變化を興ふるものとしては箱根火山の熔岩流が海中に突進して眞鶴崎の岬角を造ると其の南に當りて熱海火山の東半が爆裂の爲めに破壊し去つて網代灣を造り火山の缺片が初島となつて灣外に横はつてゐるのがあり其の他に小出入のある外は斷崖は直に海に臨み殊に伊東以南に於ては帆狀崖の相並んで急斜して斷層崖たるを示してをる所がある其の海底は一般に急斜して唯網代灣南半に稍淺い所がある外は東部に於けるが如き陸棚は殆ど之を見ることがなく二百米の同深線は直に海岸に迫まり一千米線は伊東の南方に於て海岸を距る五・五軒の近き所を過ぎてをる唯半島の東南より大島の南部にかけては海底著しく高まりて廣大

なる海底臺地をなしてをるされど大島の東方は又急に傾斜して直に二千米以上の深底に臨んでをる由來大島火山は扁平なる圓錐形の火山體をなしてをるが其の東西の截断面の規則正しき對稱をしてゐないで西半は頂上より次第に緩斜して其の裾野は長く延展しつゝ海中に没して遠く海底まで其の緩斜面を擴げてをるが之に反して東半には裾野發展半にして俄然高く懸崖を造つて急に海に向つて傾斜し其のまゝ海底に連つて前述したやうに次第に二千米餘の深溝に移つてをる此の大島東方の海底に於ける急斜面は大島より南に延びて其の南方にある海底臺地の東端の急斜面に連り又一方西北に延びては伊豆半島の東岸伊東の南に於て半島に沿へる海底の急斜面に連つてをる即ち相模灣の西部に於ては灣の陥落に際し造られたる斷層崖は東部と趣を異にして海岸より直に急斜してをり殊に之が大島火山島の東崖をなして現るゝことは此の大陥落が同火山島噴出後に起りたることを明白に語つてをるものと云はねばならぬ、されば今關東地方南部の地を概観せん一方は於て東京灣及武藏野平野が地裂作用を伴ひて沈降的彎曲を行ひ一方には相模灣より酒匂川地溝に通ずる海溝と地溝とを連ねたる急峻なる大陥落帯が横はり其の間に狭まれた房總半島、三浦半島、多摩丘陵、相模野及び洵綾丹澤等の地塊を残しそれが地表に高まりて現はれてをるのである今姑らく丹澤山塊も除外し其の他の各地塊を見るに其の南北兩陥落地を境する最高隆起線とも云ふべきものは房總半島に於て清澄山鋸山一帯の斷層山脈をなし三浦半島に於ては大楠山脈多摩丘陵に於ては其の西端に於て境川構造谷上に連る斷層崖の峰頭を擧ぐる事が出来る此隆起線の以北以東に於て地殼は塊裂作用によりて次第に沈降し殊に房總半島及多摩丘陵に於て凡ての地塊は傾斜地塊をなし其の後背斜面を皆内地地に向けてをる三浦半島に於ては地壘

地溝相列してをるがしかも全體として又北方に降つてをる而して一方の隆起線以南に於ては房總半島、三浦半島に於ては地壘地溝交も起り相模野平野に於ては彎曲を伴へる地裂作用があつて臺地と低地とに分かれてをる而して更に進んで相模灣中に入れば陸棚の邊線二百米線より急斜せる斷層崖と千米線より急斜せる斷層崖とを指摘することが出来る兩者の間に長大なる傾斜地塊の横はつてをることを認め得べく其の一端が北方陸上に擡頭せるものが洵綾傾斜地塊となつてをり而して其の千米線の斷層下には爰に幅廣く且つ深遠なる相模灣海溝の一大陥落帯を横へてをるのである斯く此の地方は海陸を通じて一般に大小幾多の地裂線によりて縦横に斷ち切られ其の間に狹されて高低起伏し偏倚し又傾斜してをる數多の地塊は相寄り相接して互に支へられ互に壓せられ其の上層には或は海水を湛え又時に新らしく運ばれたる砂礫泥土の薄層を被り今日見る如き地形をなすに至つたものと思はるれば此の地方の地形と構造とは此等の既に造られたる地裂線に沿つて變動を繰返し、或は又新たに此種の地裂線を作り地盤を動搖せしめ地震を起すには最も可能性に富んでをる所であると云ふことに就きては何人と雖も疑を狭む餘地があるまいと思はれる。

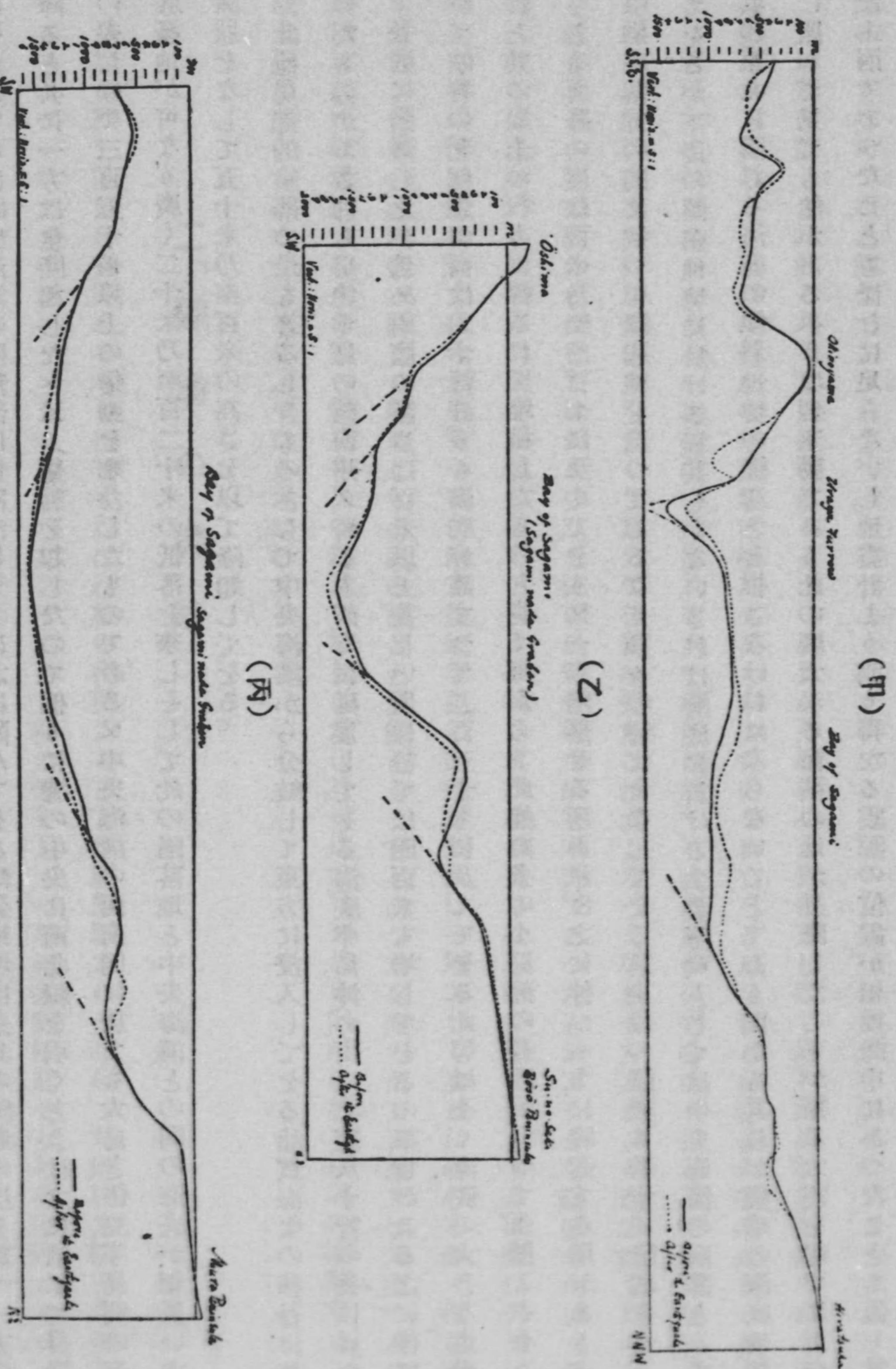
第二章 地震に伴へる種々の地變

今回の地震に伴へる陸海種々の變動につきては或は相模灣底に於ける地形の著しき變化或は相模灣、東京灣、大平洋等の沿岸地方に於ける陸地の昇降或は三浦半島房總半島に斷層の生じたること根府川の山崩其他

注意すべきものが尠くないが此等の中にて海底の變動は水路部の詳細なる調査があり陸地昇降につきては陸地測量部の報告が又其委曲を盡くしてをる根府川の地變につきては加藤委員の報告あるべき筈なるを以て前二現象につきては單に其の要領を摘録し之に關する予の所見を述ぶることとし次で斷層につきては専ら予の觀察せる所に基きて詳述しようと思ふのである。

一、相模灣底の變動

地震計の觀測は今回の震源地を相模灣底東經一三九度二一分八、北緯三十四度五八分六の地點と測定し其の震動被害、海岸の隆起等亦灣岸地方に於ては最も著大であり相模灣底に地震のあつたことが想像されたので水路部は直に測量艦四隻其の他を派遣して近海測量のことに當らしめ鍾測實に八萬三千二百八十六の多きを數へたのであるが之を地震前に於ける最近測定の結果と比較して見る時は實に驚くべき大なる變化をしてゐたことが知られ海底昇降の尺度の如きも未だ他に其の類を見ざる程大きなものであつたさて其の鍾測によれば相模灣底の海溝に沿ひ其の底部より兩側の斜面へかけて約一千乃至一千二百米の同深線以下の地は陥没すること五十米乃至百米の多きに及び海溝の中央に於ては百八十米も下つてをる所があり又局部的には二百米を超へてをる所もある而して之に對して隆起の最も著るしい所は此の中央海溝の兩側にあつて殊に其の顯著なるものは東北側の斷層崖上に於て廣大なる面積を占め最高二百五十米に餘れる隆起を示してをる而して其の面積の大部分が實に海底傾斜地塊の後背斜面であり又此の地塊の邊緣崖端に於て隆起は最も著るしいこ



となく要するに海底海溝の陥窪部は愈陥没し又共に之に臨んでをる傾斜地塊は愈其の隆起の度を加へ一方の降ると共に一方は愈隆起したと云ふ變動を起したので假りに灣の中央に南北線を引くときは之に沿ふて昇降の差だけで三百五十米以上の變動を來たしたものである又中央海溝の西南側に於ても大島と伊豆半島間の海底臺地が可なり廣く二十米乃至百二十米の低落を來しそして此の陥落地と中央海溝との間の海底が細長い山脈状をなして五十米乃至百米の高さを以て隆起してをる。

此他局部的陥落の最も著るしきものとして中央海溝から分岐して東方に浸入してをる浦賀海渠の狹谷に起つたものがある即ち房總半島の西南州ノ崎より西方に延展してをる海底半島沖ノ山の北腹八十軒の長に亘つて各底に陥落し之が爲め山腹の深さは百米以上甚しい所に於ては四百米も増してをるの事實がある之に伴はれて峽谷の北側急斜面は六十軒許りも海底が高まつて二百三十米に及んでをる此等は全く海底の大きな崖崩れと其の崩土の一方に押されて堆積したものと見て可からう此他數多の小局部の昇降があつて面積こそ小さくとも昇降の度は百米乃至三百米に及んでをり又一方陥落せる所あれば之に伴ひ一方に隆起する所があり或は兩陥落部の間に挾つて隆起地を造つてゐるなど種々の變化をなしてをる又上段の陸棚も若干の隆起をなしをるが下段の傾斜地塊に於ける程甚しくないされば海底に於ける主要變動としては中央海溝の陥落として其の東北に隣れる海底の傾斜地塊の隆起とを推さなければならぬことであり而かも其れが從來の海底地形に照して見ても然かあるべき塊裂運動であり此の廣大なる面積の地が昇降したことが斯る大震を起すに至つた主因であつたことも怪むに足らないし地震計より測り得たる震源の位置が相模海中にあつたことも蓋し當

然のことであつたと謂つてよからう。

大地震に際して津波の起ることは屢あることであるが今回の如き大地震に際し殊に海底に於て斯の如き大變動のありたることなれば海水の變動も亦極めて甚しかつたのであらうと思はれるが津浪の襲來は其の割合には著るしくはなかつたらしい相模灣の沿岸及び太平洋岸に於ても大地震の後暫時海水退却して海岸は若干距離の間干潟となつたが幾何もなくして數分の後には海水は津波となつて襲來した其の波の高さは土民の言を綜合すると相模灣の北岸までは最も少く江の島鎌倉邊では三米許であつたと云ふしかも鎌倉の由井ヶ濱邊に於ては之が爲めに幾多の別荘其他の住宅が全く破壊された波の高さは三浦半島を南下するに従ひ次第に増して南端劔ヶ崎に於ては六米を算へ更に南方房總半島の南端に到れば一層著しく布良に隣れる相ノ濱に於ては高さ九米の津波は正西より襲來して多數の漁舎と漁船とを一掃し去つた又灣の南方に於ては大島の北岸岡田に於ては最高十二米を唱へ伊豆半島の網代、伊豆の邊に於ては六乃至八米熱海に於ては其の淺灣なるの故を以て少しく高く十二米に上つたと云はれてをる。

二、陸地の昇降

地震に際し陸地の昇降あること換言すれば汀線の移動あることは屢經驗される事にて外國にては一八五五年ニューゼーランドのウエリントン地震の如き千六百万哩の地をして一乃至九呎隆起せしめ西印度ジャマイカの地震に於ては一六九二年キングストンの舊市を陥没せしめ一九〇七年には市の他の部分を沈降せしめ内

港に於て階段狀斷層の爲めに二十七呎の陥落を來した所があつたと云ふことである今回の大地震地方に於ても過去の歴史が此等の地變を傳へるものが少くないのである元祿年間地震に於ては房總半島の南端布良相ノ濱より西北の砂濱が一帶に隆起したことがある即ち其の前に承應三年漁場設定のため村民の作成した精確なる地圖が今尙ほ村有となつ保存してゐるが此に由て見ても地震後陸地の著しく隆起して砂濱の面積を加へ又前に海中にあつた岩礁が今は陸地の岩角となつて立てをるものがあるなど一々指摘することが出来る。

又半島の最南端に突出し燈臺を以て有名なる白濱の野島崎の如きも以前は海中の岩礁であつたが元祿十六年の地震に陸續きの岬角となつたと傳へられてをる斯の如き歴史的の事實の存在せる上に相模灣沿岸地方又は房總半島の太平洋岸に於ても所々に海岸平野の發展し或は海岸に急斜せる丘陵の麓に數百米の幅をなして波蝕岩盤を伴へるが如き例へば房總半島の南岸一帶の地方の如き何れも極めて近き過去の時代に於ける海岸の隆起を語るものであり又該地方に於て長尾川瀬戸川丸山川等の水流「若返り」の現象が著るしくして沿岸に數階の段丘がよく發達せることなど如何に此の地方の隆起が頻繁に繰返されたかを語つてをるしかも此等の變動は各地必ずしも普遍的に行はれたものでなく處を異にするに従ひ頻繁緩急の度が又一様でなかつたことも各地の地形がよく之を證明してをる房總半島の南部を横斷してをる館山灣地溝帯に於ても西部館山灣岸の平野にては其の海岸からの隆起の状態が平行であり緩慢であつて好し段丘があつて其地形の移り替りが急でないが東部太平洋岸に於ては海岸から直に段丘が峙ち其階段の變化が極めて直截的に明確であり數階を重ねて居る有様が前者と頗る趣を異にして隆起作用の一樣でなかつたことを適切に語つてをる又予が半島の東南

部上總夷隅郡興津灣の海岸にある波蝕洞窟内に於て堆積層中より發見したる先史時代の遺物に徴して見るときは此の附近の海岸は先史時代以後に於て少なくとも四回の隆起と二回の陥落とを繰返し現今は其の最後の隆起の状態にあることを示してをるが如き實例もあるのである斯くの如く海岸の昇降は時と所とを異にするに従ひ一樣でなく斯くの如き現象は常に繰返されつゝあるものと見ても殆ど差支ないものと云ふてよからう。

今回の大地震に際しては強震地方を通じて多少なりとも陸地の昇降があつたことは大震後間もなく行はれた陸地測量部の水準測量が之を證明してをるので吾人は陸海兩岸が陸に水準測量と海底測量とを迅速に敢行して其精細なる調査の報告を速かに發達し地變の消息を明かにせられたことにつきては衷心敬虔の感に堪へぬ次第である海岸地方に於ては汀線の異動によりて直に昇降の度を知り得るも少しく内地に入りての昇降は一に此の水準測量の結果によりて之を知らねばならぬ其の測量の結果によれば海岸の隆起は相模灣の北岸東岸並に房總半島の南端太平洋岸の地方が著るしく其の方面に於ては概して一米以上の隆起を示してをる即ち最高は北岸の淘綾地塊の濱梅澤に於て二・〇一二米を示し之より西部は酒匂の一・八〇八米小田原の一・五六〇米石橋根府川間に於て一・二四八米を示し又東京は馬入川口の東なる南湖にて一・〇四七米少しく内地に入りて藤澤にて〇・七四六米を示し三浦半島の西岸にては葉山長者崎附近にて一・〇五六米三崎半島油壺に於て一・三九〇米を示してをる房總半島に於ては浦賀海峽の沿岸以南凡て一米を超へ館山に於て一・五七一米に達し太平洋岸に於ては北上して加茂川地溝帯の海岸までは一米を出入してをる浦賀海峽より北方に赴くに從